

# 檀原市第4期地域福祉推進計画

みんなのでつくる  
健やかで安心して  
心豊かに暮らせるまち



平成31年(2019年)3月

檀原市・檀原市社会福祉協議会・檀原市地域福祉推進連絡協議会

## 檀原市第4期地域福祉推進計画の策定にあたって

檀原市では、平成16年度に「檀原市第1期地域福祉推進計画」を策定し、“みんなで作る 健やかで安心して心豊かに暮らせるまち”を理念とし、檀原市、檀原市社会福祉協議会と檀原市地域福祉推進連絡協議会の三者が連携し、地域福祉のまちづくりを進めてまいりました。

今日、少子高齢化や核家族化、また、地域社会における人々の暮らし方や価値観の多様化により、地域における人と人とのつながりが希薄化しており、地域が抱える課題は社会的孤立や生活困窮など複合化・複雑化してきています。

このような中で、誰もが住み慣れた地域で安心して、いきいきと暮らしていくためには、公的な福祉サービスだけでなく地域住民が互いに助け合い、支え合うといった地域が一体となった支援体制づくりがますます重要となってきました。また、それらを受け止める包括的な体制づくりも大きな課題であります。

檀原市第4期地域福祉推進計画では、これまでの第1期計画からの理念を引き継ぎ、“だれもが地域の一人として地域福祉を支える計画”として位置づけております。

子どもから高齢者、障がいのある人もない人もすべての住民が、住み慣れた地域でいつまでも安心して心豊かに暮らせるようにするためにも、地域課題を我が事として捉え、地域で支え合うことが必要です。そのためにも支え合いの活動支援、地域福祉の担い手の育成、相談支援体制の充実等に取り組み、今後も地域の皆様と檀原市・檀原市社会福祉協議会・檀原市地域福祉推進連絡協議会が連携して、更なる地域福祉の推進に努めてまいります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見ご提言をいただきました策定委員会委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました市民の皆様、並びに地域福祉推進連絡協議会や各小学校区地域福祉推進委員会の皆様、関係者各位に心より厚くお礼申し上げます。

平成31年3月

檀原市長  
檀原市社会福祉協議会会長

森下 豊



## 共に生き、共に支え合う地域づくりをめざして

近年、少子高齢化や核家族化が急速に進み、家族や地域で支え合う力の弱体化、住民相互のつながりの希薄化が進むなど、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした中、地域では小学校区地域福祉推進委員会(推進委員会)が中心となり、それぞれの地域の課題に沿った福祉活動を展開してまいりました。その結果、地域福祉に対する住民の関心は着実に広がりを見せるとともに、地域で生きがいを持ち、元気に活動する高齢者が増加していると実感しています。



しかし、地域が抱える生活課題・福祉課題は、孤独死や虐待、生活困窮、ひきこもりなど、複合化・複雑化してきています。誰もが住み慣れた地域で安心して健やかに暮らしていくためには、行政、社会福祉協議会、自治会、民生委員・児童委員、推進委員会、ボランティア、福祉関係者、地域住民などが連携を図り、地域福祉活動を推進することが、これまで以上に重要になってきています。そのため、私たち地域住民も、お互いに顔の見える関係を築き、ちょっとした変化に気づくことで、困ったときには助け合うことができるような“共に生き、共に支え合う”意識を持つことが大切です。

この度、「地域福祉の活動方針」と「推進委員会の取組」を盛り込んだ「檀原市第4期地域福祉推進計画」を策定いたしました。地域福祉の推進主体である地域住民の皆様に対しまして、引き続き積極的な福祉活動をお願い申し上げるとともに、この計画の実現に向け、一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びに、この計画の策定にあたりまして、ご尽力いただきました推進委員会の皆様、アンケート調査やヒアリング調査にご協力いただいた皆様、そして貴重なご意見及びご協力をいただいた多くの皆様に心から感謝とお礼を申し上げます。

平成31年3月

檀原市地域福祉推進連絡協議会会長  
檀原市自治委員連合会会長

米田 勝彦

# <目次>

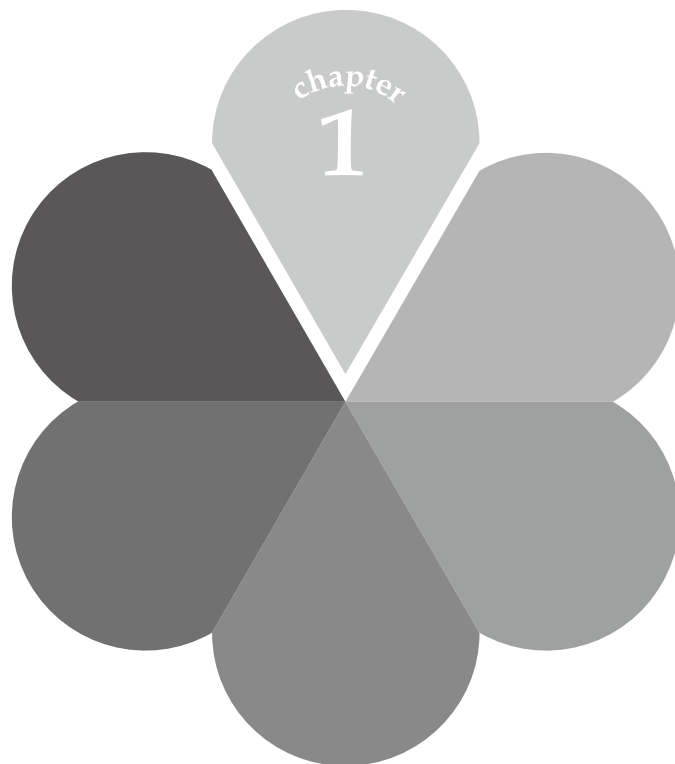
<b>第1章 計画の趣旨</b> .....	1
1 計画策定の背景・趣旨 .....	2
2 計画の位置づけと期間 .....	3
3 計画策定の方法 .....	5
<b>第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題</b> .....	7
1 檀原市の現状 .....	8
2 アンケート調査結果による現状・課題 .....	15
3 第3期地域福祉推進計画の成果と評価 .....	36
4 第4期地域福祉推進計画で取り組むべき課題のまとめ .....	38
<b>第3章 計画の理念と基本目標</b> .....	41
1 檀原市第4期地域福祉推進計画に求められるもの .....	42
2 計画の基本目標 .....	43
3 計画の施策体系図 .....	44
<b>第4章 地域福祉推進のための取組</b> .....	45
I 支え合いの活動が活発なまちづくり .....	46
II 地域福祉の担い手が育つまちづくり .....	57
III 安全で安心できるまちづくり .....	64
<b>第5章 計画の推進体制</b> .....	77
1 計画推進主体とその役割 .....	78
2 計画の周知と関係機関の連携の強化 .....	79
3 計画の進捗管理と点検・評価 .....	79
<b>第6章 16小学校区地域福祉推進委員会の横顔</b> .....	81
<b>資料編</b> .....	115

# 第1章

---

## 計画の趣旨

---



## 1 計画策定の背景・趣旨

少子高齢化、核家族化がさらに進む中、ライフスタイルの変化や価値観の多様化によって地域のつながりが希薄になっています。そのため、地域が抱える課題は、孤独死、子育てに悩む保護者の孤立、虐待、生活困窮、ひきこもり、介護と育児に同時に直面する世帯（ダブルケア）など、複合化・複雑化しています。さらに、近年各地で発生している自然災害などを受け、災害時の要配慮者支援などの必要性も高まってきています。このような地域の課題を解決するためには、地域住民の支え合いの強化と行政サービスの充実の両方が不可欠です。

檀原市においては、平成16年度（2004年度）に「檀原市第1期地域福祉推進計画」、平成21年度（2009年度）に「檀原市第2期地域福祉推進計画」、平成26年度（2014年度）に「檀原市第3期地域福祉推進計画」（以下「第3期計画」という。）を策定し、行政、社会福祉協議会、地域福祉推進連絡協議会の三者が連携して地域福祉のまちづくりを進めてきました。

第3期計画の策定以降、国において新たに「生活困窮者自立支援法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」などが施行されたほか、災害対策基本法の改正による避難行動要支援者の支援制度や、介護保険法の改正による「地域包括ケアシステム」の深化・推進が進められています。

平成30年4月には、社会福祉法の改正により、地域福祉計画を福祉分野の上位計画として位置づけることが必要とされ、計画策定が任意ではなく努力義務化されました。さらに、地域共生社会の実現を目指して、地域住民が地域の課題を「我が事」として捉えられるような地域づくりの取組や、身近な圏域で「丸ごと」相談を受け止める場の整備、相談支援機関のネットワーク体制の整備などを通じて、包括的な支援体制を整備することが新たに計画に盛り込むべき記載事項として規定されました。

これらの背景・趣旨を踏まえて、檀原市の地域福祉をさらに進めるために、引き続き“みんなで作る 健やかで安心して心豊かに暮らせるまち”を理念として掲げ、「檀原市第4期地域福祉推進計画」（以下「第4期計画」という。）を策定します。

## 2 計画の位置づけと期間

### (1) 計画の位置づけ

#### 計画の位置づけ

本計画は、檀原市が策定する「地域福祉計画」、檀原市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が策定する「地域福祉活動計画」、檀原市地域福祉推進連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）が策定する「地域福祉の活動方針」を一体的に「地域福祉推進計画」として策定し、地域福祉推進のための基本計画として位置づけます。

#### 【地域福祉計画】

檀原市が策定する「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条に基づいて、住民、関係機関等の参画のもとに、地域福祉の推進に関する事項を一体的に盛り込みます。

平成 30 年 4 月に社会福祉法が改正され、社会福祉法第 107 条において「市町村地域福祉計画」の策定が任意ではなく、努力義務化されました。

#### 社会福祉法（一部抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

(1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

(2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

(3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

(4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(5) 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

（注釈：前条第一項とは、包括的な支援体制の整備に関する事項）

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

下線は、平成 30 年 4 月に改正された部分

#### 【地域福祉活動計画】

市社協は、社会福祉法第 109 条に基づいて、地域福祉を推進することを目的とする団体に位置づけられています。市社協が策定する「地域福祉活動計画」は、行政や住民と協働しながら地域福祉の推進に寄与するための計画であり、幅広い地域福祉関係者の参加と協働による民間の立場から示す計画です。

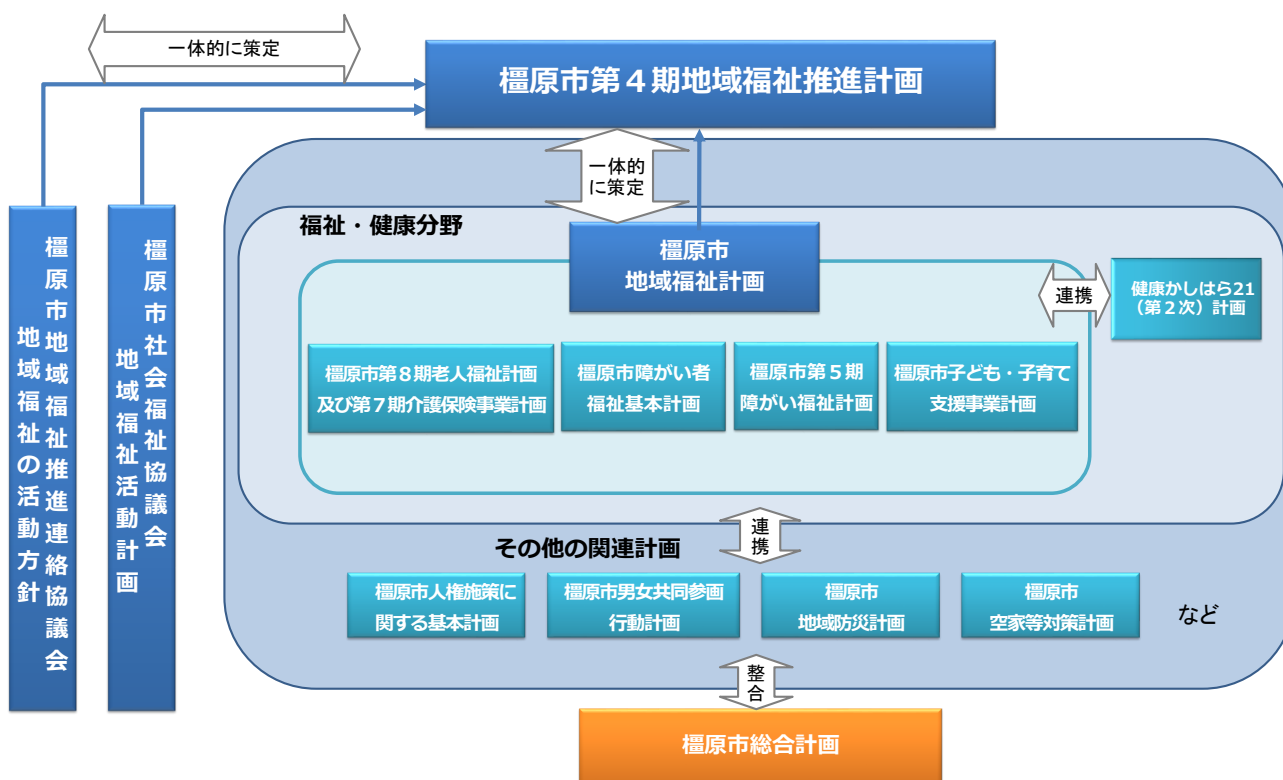
## 【地域福祉の活動方針】

16 小学校区地域福祉推進委員会（以下「推進委員会」という。）の取組を示す「地域福祉の活動方針」は、地域のさまざまな課題に対する取組について地域住民の立場から検討し、推進委員会が地域福祉を推進していくための指標となる計画です。

## 市の他計画との関係

「地域福祉計画」は、これまでも地域福祉を推進するための総合的な計画として、福祉・健康分野の個別計画を横断的につなぐ計画と位置づけてきましたが、社会福祉法の改正を受け、福祉分野の上位計画として位置づけていくことが必要とされました。そこで、第4期計画において、福祉・健康分野等の関連する個別計画と整合・連携を図りながら策定しました。

また、「地域福祉計画」と各個別計画の対象分野が重なる部分については、個別計画の施策をもって、「地域福祉計画」の一部とみなします。



## (2) 計画期間

第4期計画の計画期間は、平成31年（2019年）度から2023年度までの5箇年とします。



### 3 計画策定の方法

#### (1) 計画策定における市民参加の手法

第4期計画の策定にあたっては、第3期計画策定以降の市民の地域福祉に関する意識やニーズについて把握するとともに、推進委員会の活動状況や課題についてヒアリングを行いました。

また、第4期計画では、日頃地域福祉活動を行っている地域福祉推進委員へのアンケートを新たに実施し、地域が抱える課題や地域福祉活動に関する今後のニーズについて調査しました。

◆市民アンケート	満16歳以上の市民2,000人を無作為抽出し、郵送にて地域福祉に関する意識調査を実施
◆地域福祉推進委員アンケート	地域福祉推進委員200人を無作為抽出し、郵送にて地域が抱える課題やニーズに関する調査を実施
◆16小学校区地域福祉推進委員会ヒアリング	推進委員会を対象にこれまでの活動内容や今後の課題等について、訪問ヒアリングを実施
◆パブリックコメント	第4期計画について、広く市民の意見を聞くためにパブリックコメントを実施

#### (2) 計画策定における庁内の検討方法

第3期計画の5年間の振り返りと今後の方向性について、関係課にヒアリングを実施しました。

また、社会福祉法改正において、地域課題の解決のために高齢者・障がい者・児童等の分野を横断的に取り組むことが求められているため、相談支援業務を担当する各課・市社協が集まり、「地域住民の相談を包括的に受け止める体制」についての意見交換会を実施しました。

◆庁内・市社協ヒアリング	庁内の地域福祉に関係する課・市社協に対し、第3期計画の取組状況や課題、今後の方針について、ヒアリングを実施
◆「地域住民の相談を包括的に受け止める体制」についての意見交換会	相談支援業務に携わる課・市社協が集まり、グループディスカッションを実施。①相談支援の現状と課題、②課題を解決するために必要な手段・方法について、制度の狭間にある人(世帯)や複合的な問題を抱える人(世帯)の具体的なケースを参照しながら、意見交換会を実施

#### <意見交換会の様子>



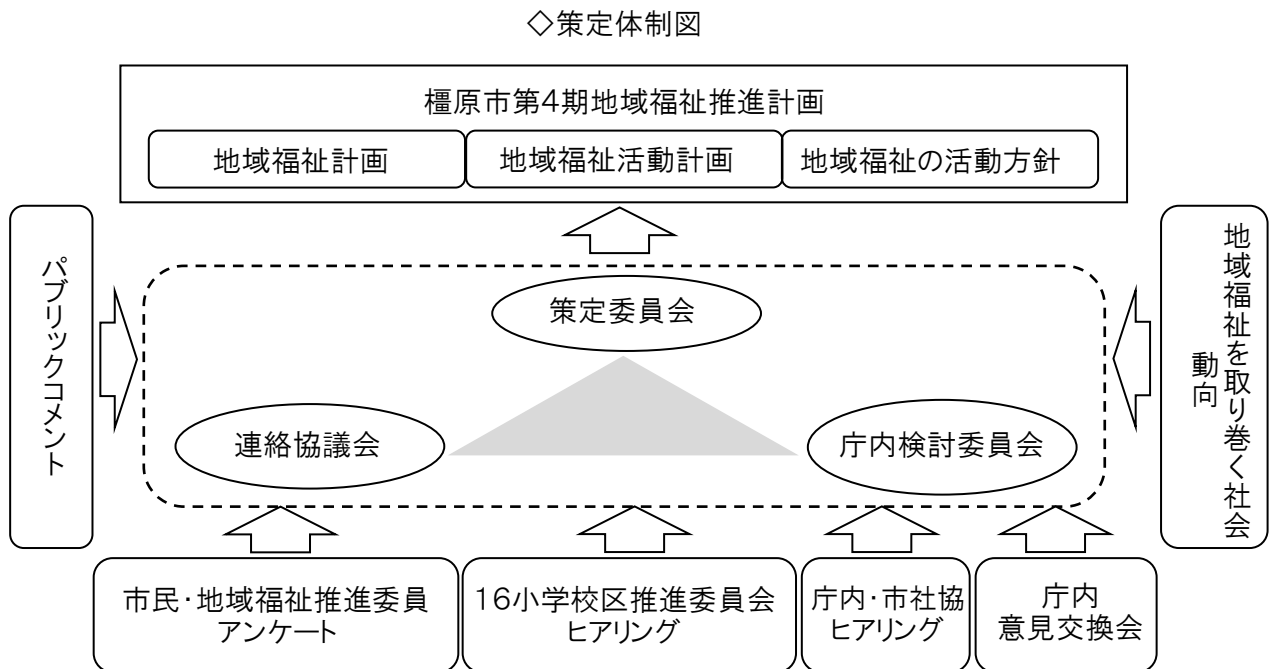
### (3) 計画の策定体制

計画の策定体制については、第3期計画の策定時と同様に、学識経験者及び有識者、連絡協議会代表者、福祉・医療関係者など各種団体代表者で構成する「策定委員会」、市関係部課長で構成する「庁内検討委員会」を設置し、「連絡協議会」との協働により一体的・総合的な計画づくりに取り組みました。

「連絡協議会」は、地域福祉の活動方針の策定主体としての役割を担うとともに、推進委員会の連絡調整と情報の共有を図りました。

「庁内検討委員会」は、第4期計画の策定に関して審議を行いました。

「策定委員会」は、地域福祉計画及び地域福祉活動計画の策定主体としての役割を担うとともに、市長及び市社協会長に対して計画の報告を行いました。



連絡協議会



庁内検討委員会



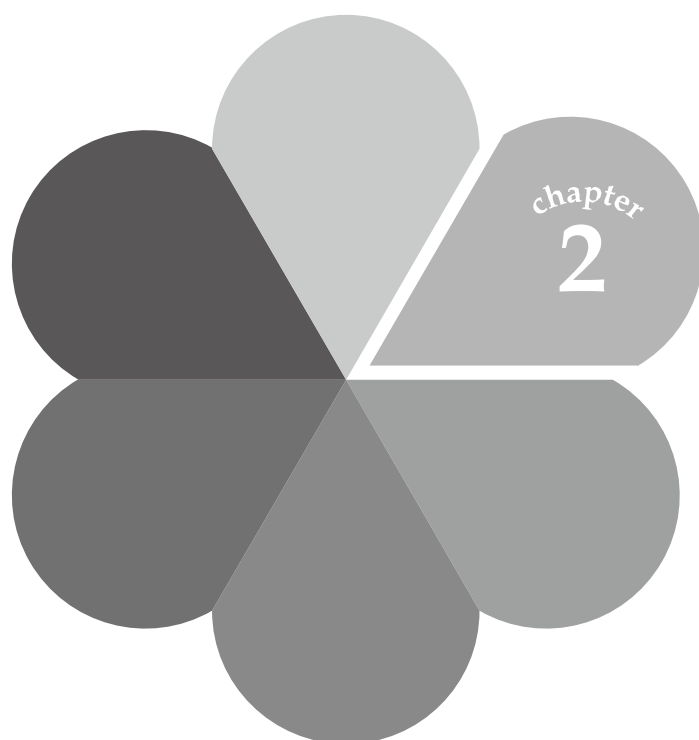
策定委員会

## 第2章

---

# 地域福祉を取り巻く 現状と課題

---



# 1 檜原市の現状

## (1)人口の状況

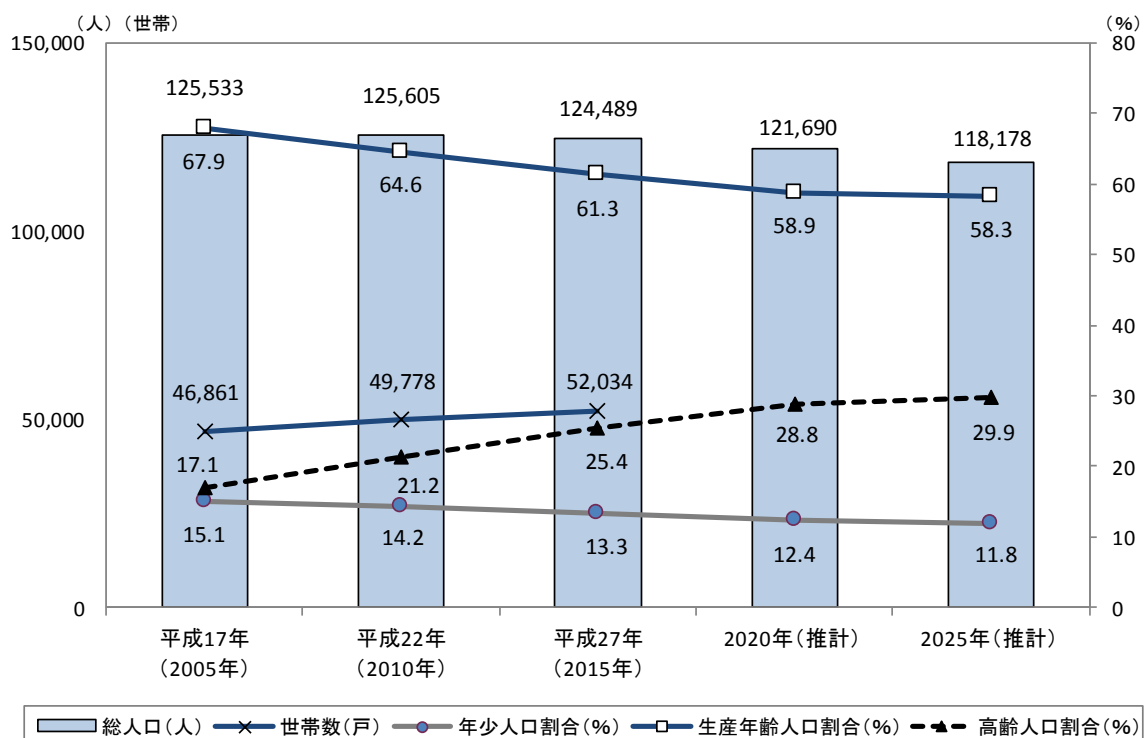
檜原市の総人口は、平成27年（2015年）で124,489人となっており、平成22年（2010年）に比べて減少傾向にあります。減少傾向はこのまま続くとみられ、2025年（推計）では約6,300人の人口減少が見込まれています。一方で、高齢人口の割合は、平成27年（2015年）では25.4%ですが、2025年（推計）では約30%となっており、生産年齢人口（15歳～64歳）約2人で65歳以上の高齢者1人を支えることになると予測されます。

図表 1 年齢区分別の人口推移

区分	平成 17 年 (2005 年)	平成 22 年 (2010 年)	平成 27 年 (2015 年)	2020 年(推計)	2025 年(推計)
総人口(人)	125,533	125,605	124,489	121,690	118,178
年少人口(0～14 歳)(人)と割合(%)	18,903 (15.1)	17,841 (14.2)	16,578 (13.3)	15,074 (12.4)	13,949 (11.8)
生産年齢人口(15～64 歳)(人)と割合(%)	85,214 (67.9)	81,137 (64.6)	76,314 (61.3)	71,626 (58.9)	68,946 (58.3)
高齢人口(65 歳以上)(人)と割合(%)	21,416 (17.1)	26,627 (21.2)	31,597 (25.4)	34,990 (28.8)	35,283 (29.9)
世帯数(戸)	46,861	49,778	52,034	-	-

(資料) 平成17年(2005年)～平成27年(2015年)は住民基本台帳(4月1日現在)、2020年～2025年は国立社会保障・人口問題研究所(平成30年(2018年)推計)

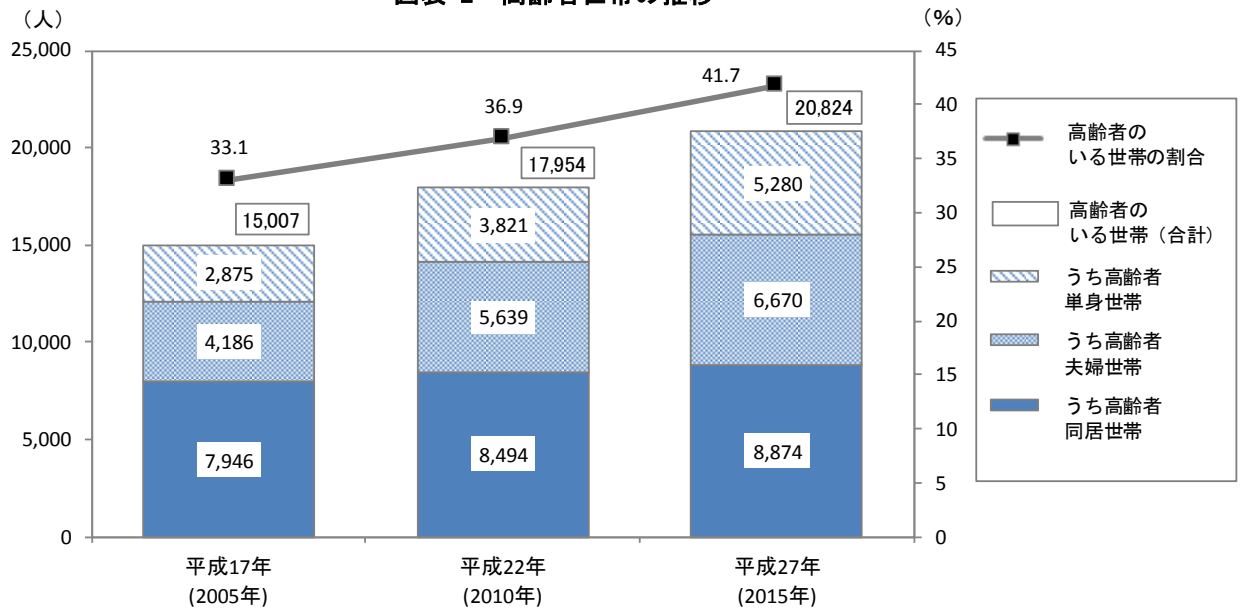
(注) 記載しているパーセント数字は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100にならない場合があります。



## (2)高齢者世帯の状況

高齢者のいる世帯割合は、年々増加しており、平成27年（2015年）には41.7%となっています。特に、平成22年（2010年）に比べ、高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯がそれぞれ1,000世帯以上増えており、高齢者のいる世帯のうちの約6割を占めています。

図表 2 高齢者世帯の推移

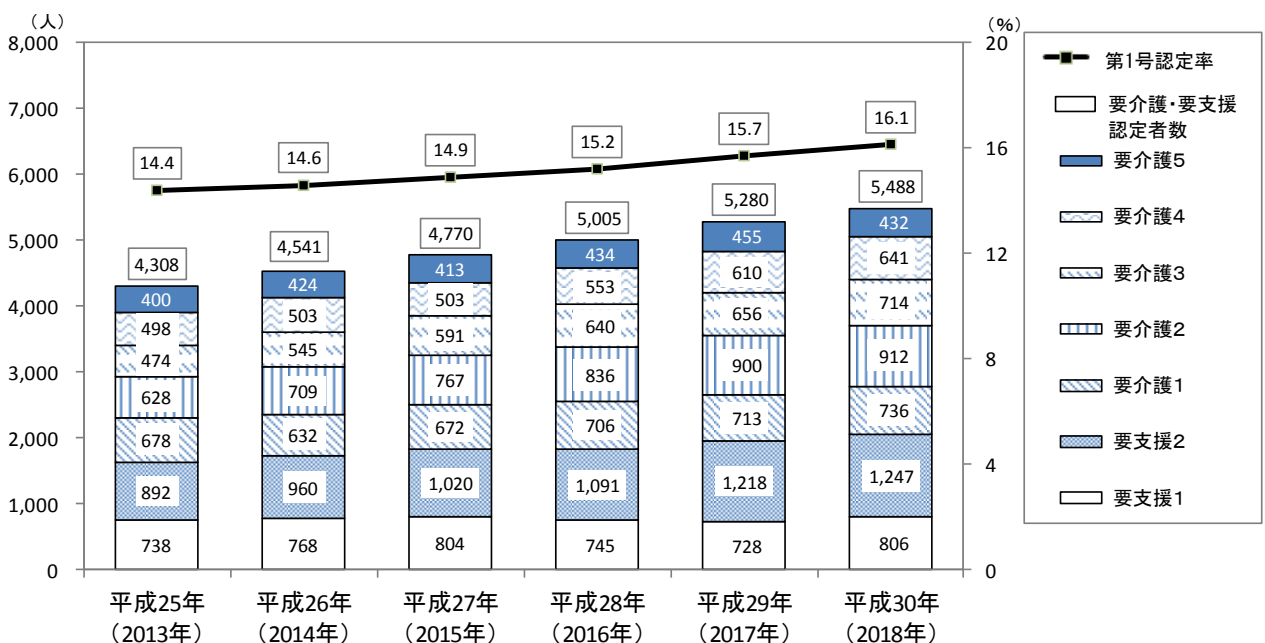


(資料) 国勢調査 (各年10月1日現在)

## (3)要介護・要支援認定者の状況

要介護等認定率は、年々高くなってきており、平成30年（2018年）では16.1%となっています。

図表 3 要介護（要支援）認定者数、認定率の推移（第1号被保険者）



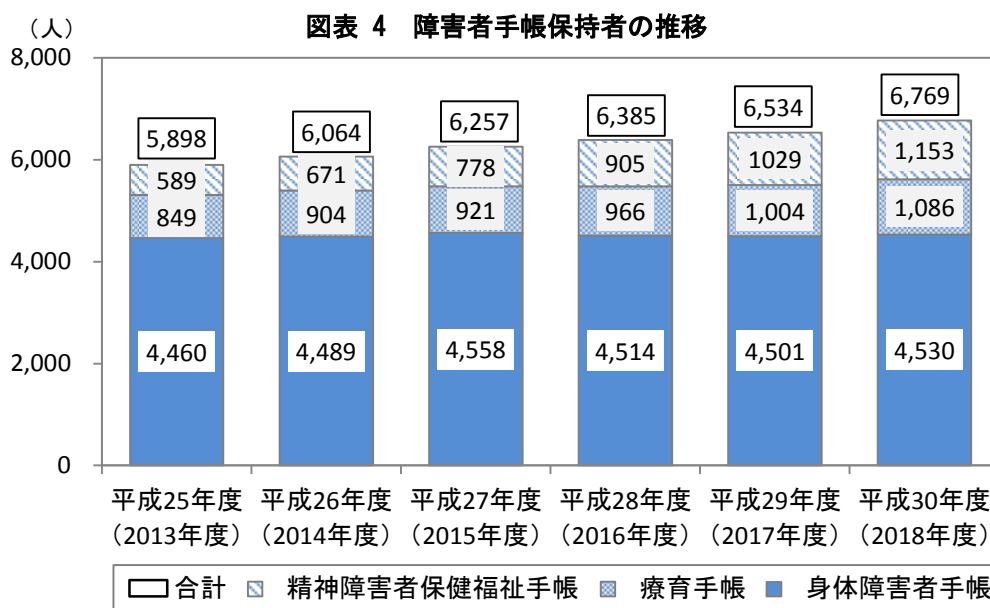
※各年10月1日現在

(資料) 平成25年～29年：橿原市第8期老人福祉計画及び第7期介護保険事業計画  
平成30年：介護保険事業状況報告

## (4)障害者手帳保持者の状況

障害者手帳保持者は、年々増加しており、平成30年度（2018年度）では6,769人となっています。これは橿原市の総人口122,322人（平成30年10月1日現在）の約5.5%にあたります。

また、障がい種別で見ると、いずれの障がいも増加していますが、特に精神障害者保健福祉手帳保持者は平成25年度（2013年度）から平成30年度（2018年度）にかけて2倍近く増加しています。



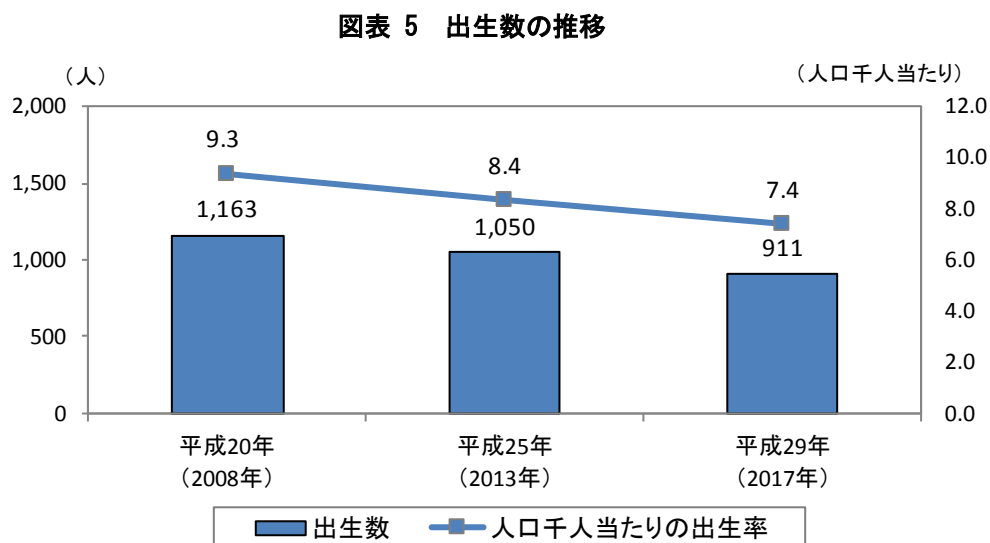
※各年度末現在（平成30年度は10月末現在）

（資料）平成25年度～28年度：橿原市第5期障がい福祉計画

平成29年度：橿原市福祉部・健康部統計（平成30年度版）、平成30年度：橿原市障がい福祉課

## (5)出生数の状況

出生数は、年々減少しており、平成29年（2017年）では911人となっています。



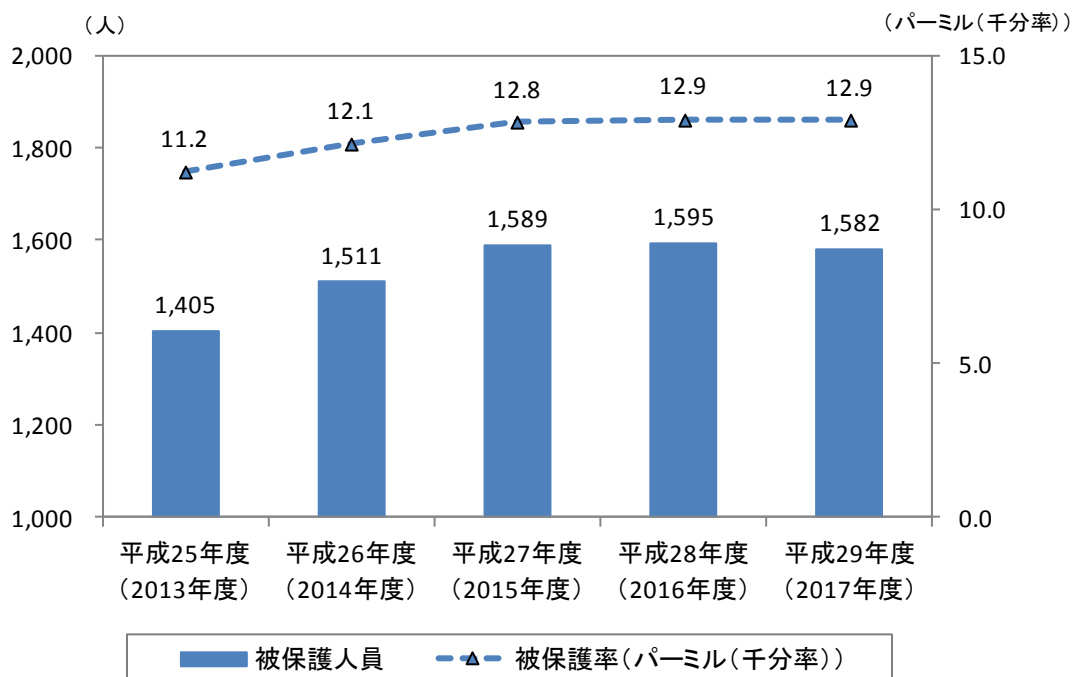
※各年 前年の10月1日～当年の9月30日（資料）「奈良県推計人口」

## (6)生活保護・生活支援相談の状況

被保護人員数は、平成25年度（2013年度）、平成26年度（2014年度）は増加していますが、平成27年度（2015年度）以降、ほぼ横ばいとなっています。

また、生活困窮者自立支援制度に基づく市の生活支援相談窓口での新規支援者数は、平成29年度（2017年度）で約300人となっています。平成30年度（2018年度）では、10月末時点で既に194人に達しており増加傾向にあります。

図表 6 被保護率・被保護人員の推移



※各年度末現在（資料）榎原市福祉部・健康部統計（平成30年度版）

図表 7 生活支援相談窓口での新規支援者数の推移

	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
生活支援相談窓口 での新規支援者数 (人)	283	230	302	194

※各年度末現在（平成30年度は10月末現在）

（資料）平成27年度～29年度：榎原市福祉部・健康部統計（平成30年度版）、平成30年度：榎原市福祉総務課

## (7)避難行動要支援者の状況

避難行動要支援者対象者数は、平成30年（2018年）では4,160人となっています。対象者への調査の結果、災害時に家族の助けや自力で避難できると回答した人は2,158人でした。自力で避難できないと回答し、自治会、民生委員・児童委員等の避難支援等関係者に名簿の情報を提供することに同意した人（避難行動要支援者名簿登録者）は951人となっています。これは、対象者の約23%となっています。

図表 8 避難行動要支援者対象者数

対象者数(人)	4,160
うち、家族の助けや自力で避難できると回答した人数(人)	2,158
うち、家族の助けや自力で避難できないと回答した人数(人) (避難行動要支援者名簿登録者数)	951

※平成30年10月末現在（資料）榎原市福祉総務課

### 避難行動要支援者対象者の範囲

- ① 介護保険制度における要介護1から要介護5の該当者
- ② 障害者手帳等所持者  
・身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級
- ③ 重症難病患者
- ④ 上記に準じる避難支援希望者  
(自治会、自主防災組織及び民生委員・児童委員が支援の必要を認めた者)

## (8)活動状況

### ①自治会活動

自治会加入率は、平成29年度（2017年度）で83.3%となっています。

図表 9 自治会加入率（市全体）の推移

	平成 25 年度 (2013 年度)	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)
加入率(%)	84.7	84.5	83.7	83.7	83.3

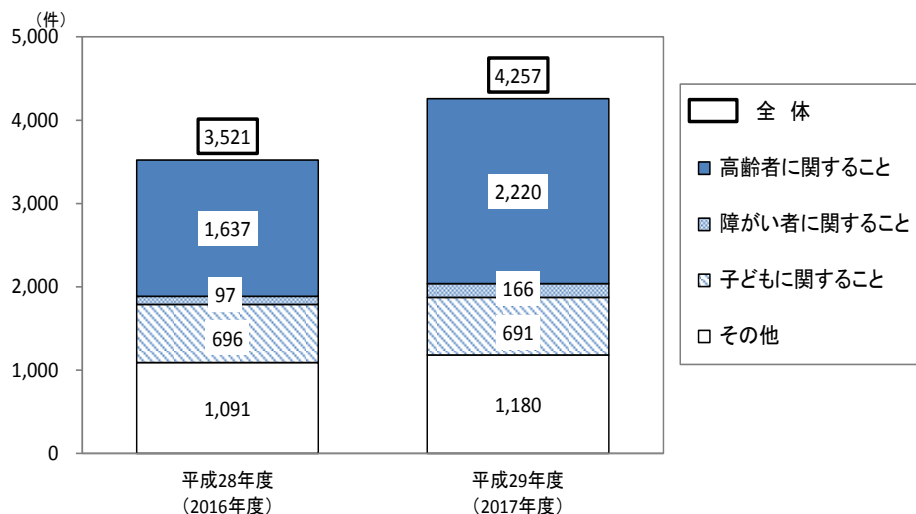
※各年度4月1日現在（資料）榎原市市民協働課



## ② 民生委員・児童委員の活動

民生委員・児童委員による相談・支援件数について、平成29年度（2017年度）は平成28年度（2016年度）に比べて増加しており、4,257件となっています。特に、高齢者に関する相談・支援が増えています。

図表 10 民生委員・児童委員の分野別相談・支援件数



（資料）榎原市福祉部・健康部統計 平成30年度版

## ③ ボランティア・NPOの活動

平成29年度（2017年度）のボランティア登録団体数は175団体となっています。また、平成29年度（2017年度）のNPO法人数は48法人となっています。

図表 11 ボランティア登録団体数の推移

	平成 25 年度 (2013 年度)	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)
団体数	156	172	167	174	175

※各年度末現在（資料）榎原市市民協働課

図表 12 NPO法人数の推移

	平成 25 年度 (2013 年度)	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)
法人数	37	44	44	46	48

※各年度 4 月 1 日現在（資料）内閣府

#### ④高齢者の活動

高齢者の生きがい活動や介護予防を目的としたふれあいサロンについては、回数、参加者数ともに少しずつ増加しており、平成29年度（2017年度）では開催箇所数12箇所、延参加者数15,637人となっています。また、平成30年度（2018年度）には新たに1箇所の開設があり、開催箇所数が13箇所となっています。さらに、元気な一歩会（介護予防サークル）も平成28年度（2016年度）に発足し、平成29年度（2017年度）では登録数が12箇所、延参加者数が5,657人となっています。一方で、老人クラブは団体数、会員数ともに減少傾向にあります。

図表 13 ふれあいサロン数、延参加者数の推移

		平成 25 年度 (2013 年度)	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)
ふれあい サロン	開催箇所数	9	10	11	11	12
	回数	357	371	397	404	426
	延参加者数(人)	11,756	12,996	14,175	14,250	15,637

※各年度末現在（資料）市社協

図表 14 元気な一歩会の登録数、延参加者数の推移

	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)
登録数	11	12
延参加者数(人)	2,754	5,657

※各年度末現在（資料）檀原市福祉部・健康部統計（平成30年度版）

図表 15 老人クラブ団体数、会員数の推移

	平成 25 年度 (2013 年度)	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)
クラブ数	68	58	54	54	49
会員数(人)	3,883	3,350	3,136	3,007	2,677

※各年度末現在（資料）檀原市福祉部・健康部統計（平成30年度版）

#### ⑤子育て活動

小学校入学までの子どもとその保護者を対象とした地域子育て支援拠点について、平成29年度（2017年度）はこども広場が延32,832人、子育て支援センターは延15,187人が利用していますが、出生数の減少等に伴い、減少傾向にあります。

図表 16 地域子育て支援拠点事業「こども広場」・「子育て支援センター」延利用者数の推移

	平成 25 年度 (2013 年度)	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)
こども広場 延利用者数(人) ※1	36,935	37,789	38,241	35,630	32,832
子育て支援センター 延利用者数(人)	21,269	17,474	16,302	18,465	15,187

※1 平成 26 年度まで、つどい広場事業「親と子のふれあい広場」として実施  
※ 各年度末現在（資料）檀原市福祉部・健康部統計（平成 30 年度版）

## 2 アンケート調査結果による現状・課題

### (1)アンケート調査の概要

市民アンケート及び地域福祉推進委員アンケートの調査の概要は、下記のとおりです。

#### ◆市民アンケート

##### 1. 調査の目的

市民の地域福祉についての意識や現状を把握し、基礎資料とする。

##### 2. 調査の方法

- (1) 調査対象 満16歳以上（平成30年8月1日時点）の市民2,000人を無作為抽出
- (2) 調査方法 郵送による配布・回収
- (3) 調査期間 平成30年8月6日～8月31日

##### 3. 回収率

有効回答数 944件  
回収率 47.2%（前回 36.7%）

#### ◆地域福祉推進委員アンケート

##### 1. 調査の目的

地域福祉活動を行っている地域福祉推進委員に、地域福祉の現状や普段の活動についてのニーズを把握し、基礎資料とする。

##### 2. 調査の方法

- (1) 調査対象 地域福祉推進委員200人を無作為抽出
- (2) 調査方法 郵送による配布・回収
- (3) 調査期間 平成30年8月20日～9月14日

##### 3. 回収率

有効回答数 156件  
回収率 78.0%

(注1) 記載しているパーセント数字は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100にならない場合があります。

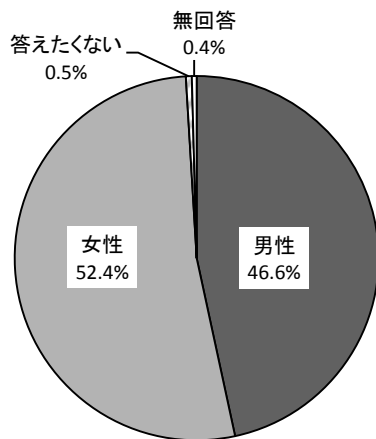
(注2) 図表タイトルに記載している(市民)は市民アンケートの結果、(地域福祉推進委員)は地域福祉推進委員アンケートの結果を表しています。

## (2)市民アンケートの回答者の属性

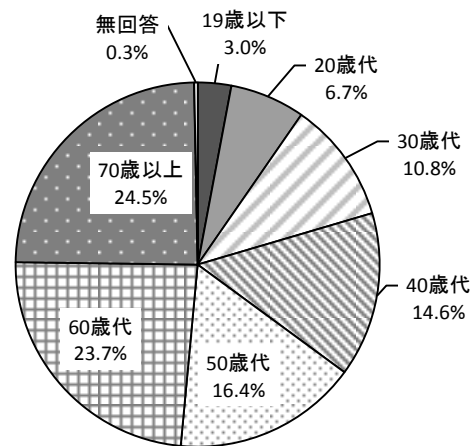
性別は、男性が46.6%、女性が52.4%となっており、年齢は、70歳以上が24.5%と最も高く、次いで60歳代が23.7%となっています。

同居の家族構成は、「2世代の同居世帯（親と子など）」が50.4%、「夫婦のみの世帯」29.8%、「ひとり暮らし」10.0%、「3世代以上の同居世帯（祖父母と親と子など）」8.4%となっています。

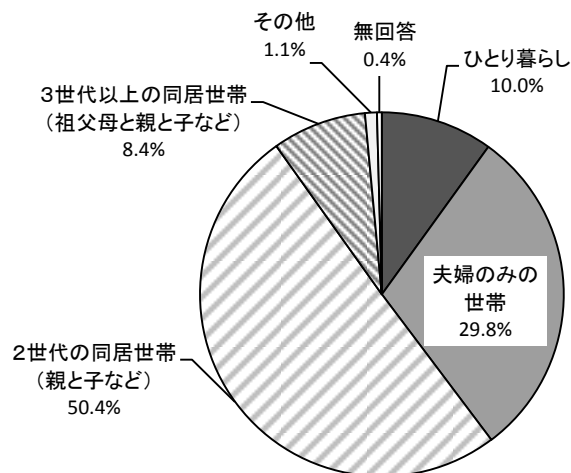
図表 17 (市民) 性別



図表 18 (市民) 年齢



図表 19 (市民) 同居の家族構成



### (3)地域福祉推進委員の状況

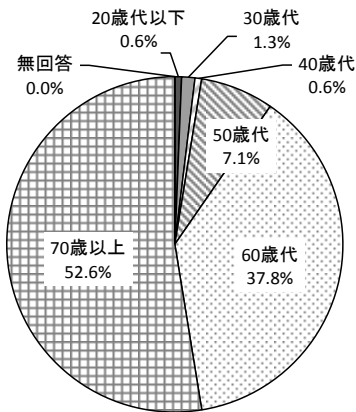
年齢は、「70歳以上」(52.6%)、「60歳代」(37.8%)、「50歳代」(7.1%)と、概ね60歳代以上となっています。

現在所属している団体は、「民生委員・児童委員」(47.4%)、「自治委員」(41.0%)、「ボランティア」(24.4%)となっています。

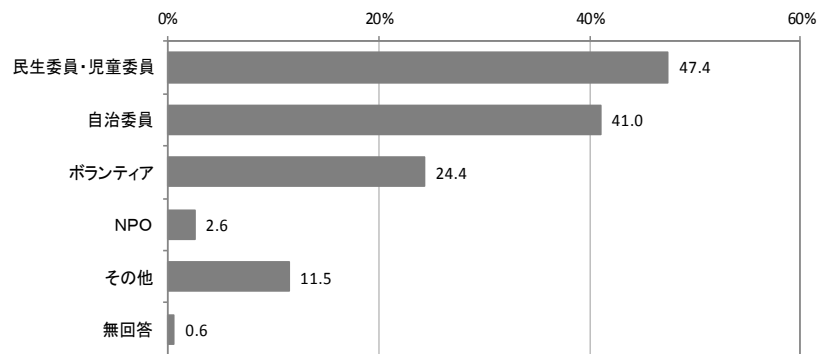
現在の活動日数は、「週に2～3日」(38.5%)、「週に4～5日以上」(20.5%)が多くなっています。

活動のやりがいについて、「やりがいを感じている」(「とても感じている」「まあ感じている」の合計)人が8割を超えています。

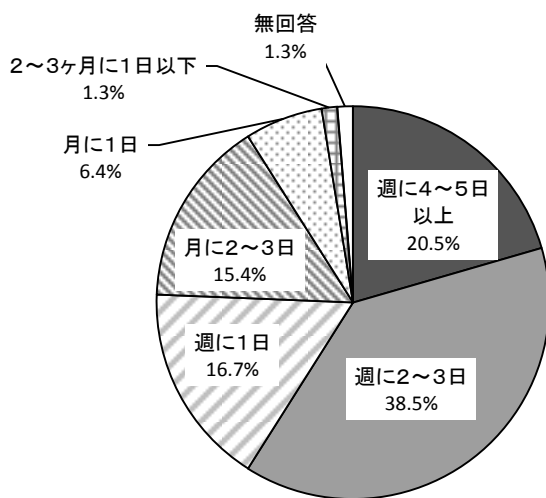
図表 20 (地域福祉推進委員) 年齢



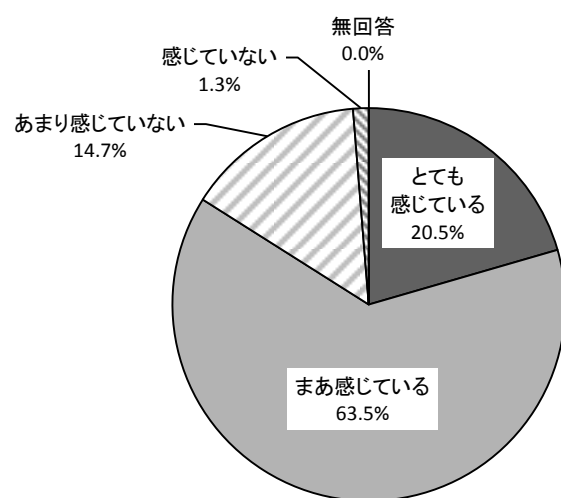
図表 21 (地域福祉推進委員) 所属している団体 (複数回答)



図表 22 (地域福祉推進委員) 活動日数



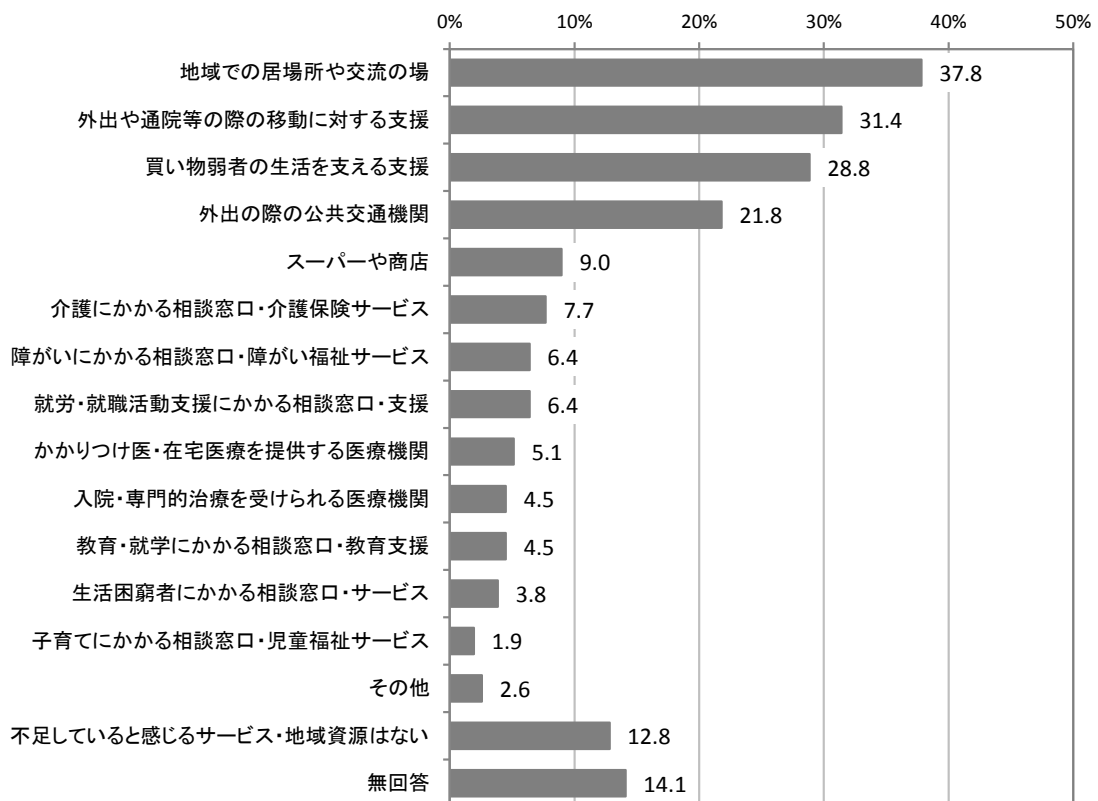
図表 23 (地域福祉推進委員) 活動のやりがい程度



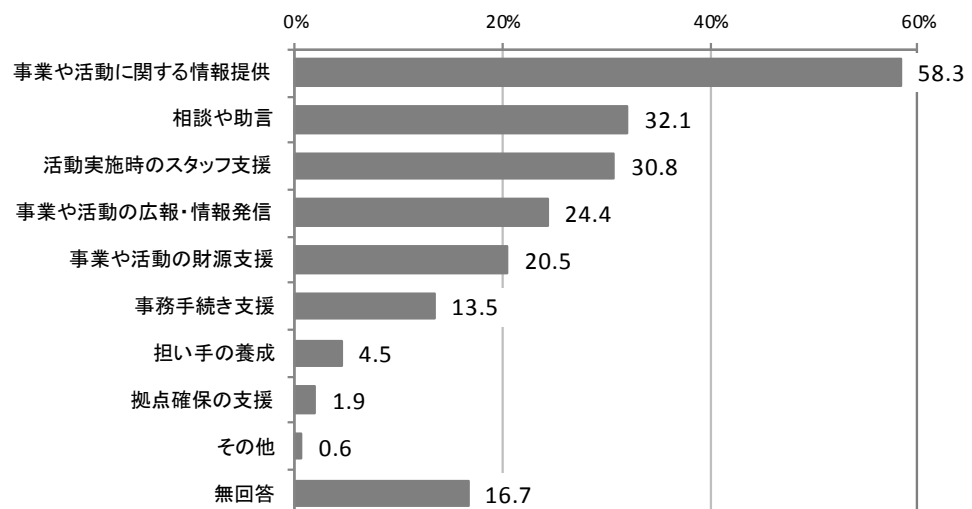
不足しているサービス・地域資源について、「地域での居場所や交流の場」(37.8%)、「外出や通院等の際の移動に対する支援」(31.4%)、「買い物弱者の生活を支える支援」(28.8%)、「外出の際の公共交通機関」(21.8%)が多くあげられています。

地域福祉推進委員の活動の中で、社会福祉協議会との関わりについては、「事業や活動に関する情報提供」(58.3%)、「相談や助言」(32.1%)、「活動実施時のスタッフ支援」(30.8%)が多くあげられています。

図表 24 (地域福祉推進委員) 不足しているサービス・地域資源(複数回答)



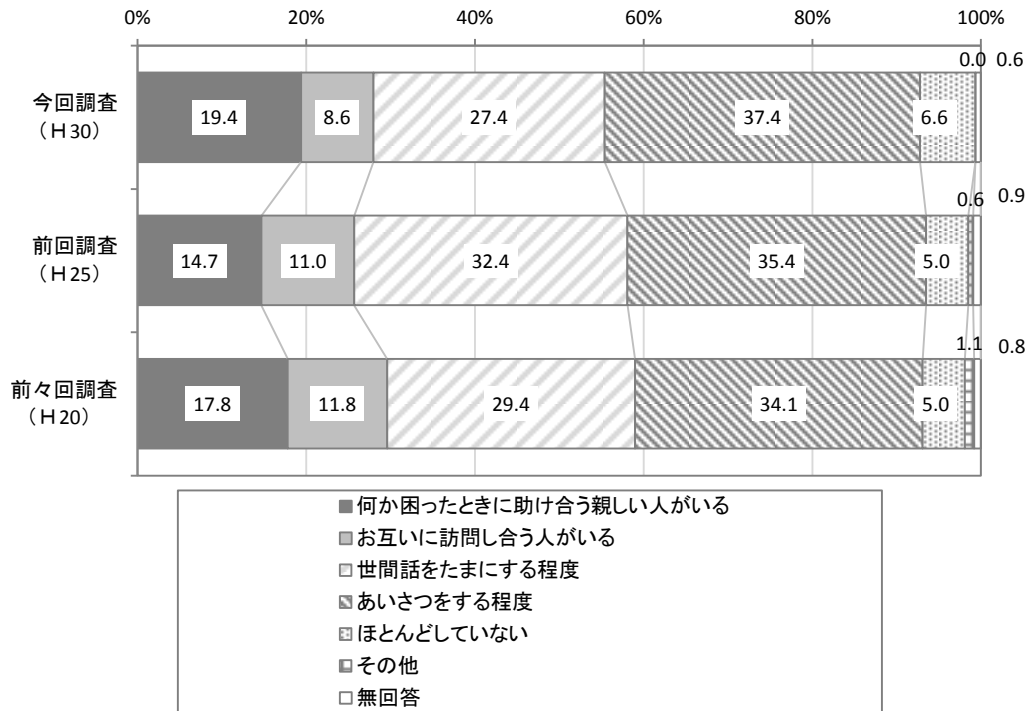
図表 25 (地域福祉推進委員) 社会福祉協議会との関わり方(複数回答)



## (4) 地域との関わり

近所づきあいの程度は、「比較的親密な付き合いをしている」（「何か困ったときに助け合う親しい人がいる」「お互いに訪問し合う人がいる」の合計）人がおよそ4人に1人（28%）となっています。前回調査とほぼ同じ割合ですが、「ほとんどしていない」人が若干増加しています。

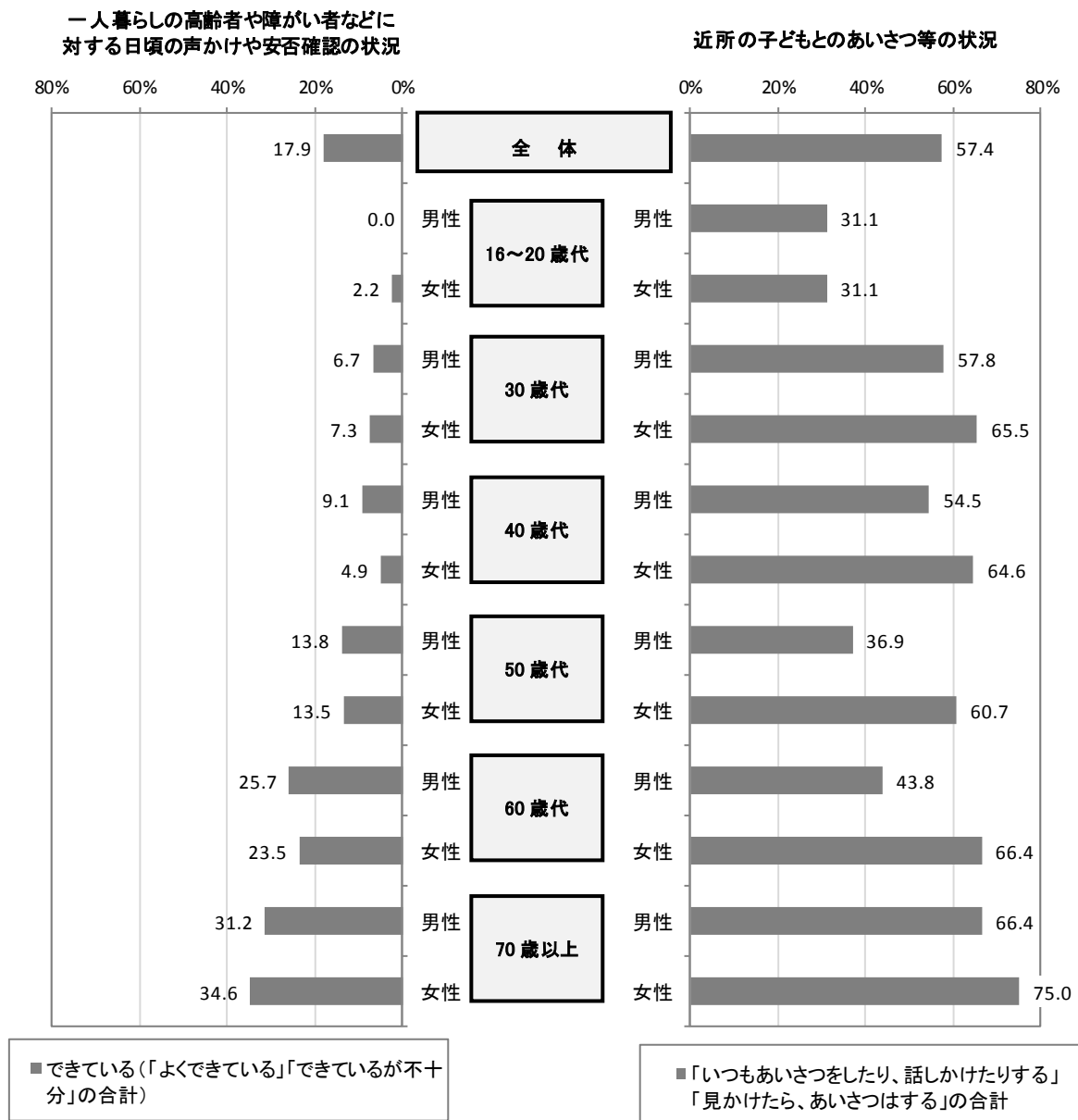
図表 26 （市民）近所づきあいの程度



一人暮らしの高齢者や障がい者などに対する日頃の声かけや安否確認は、「できている」がおよそ6人に1人（17.9%）となっており、60歳代から増加傾向にあります。

近所の子どもと「あいさつをする」は、半数以上（57.4%）となっています。どの年代も3割を超えています。

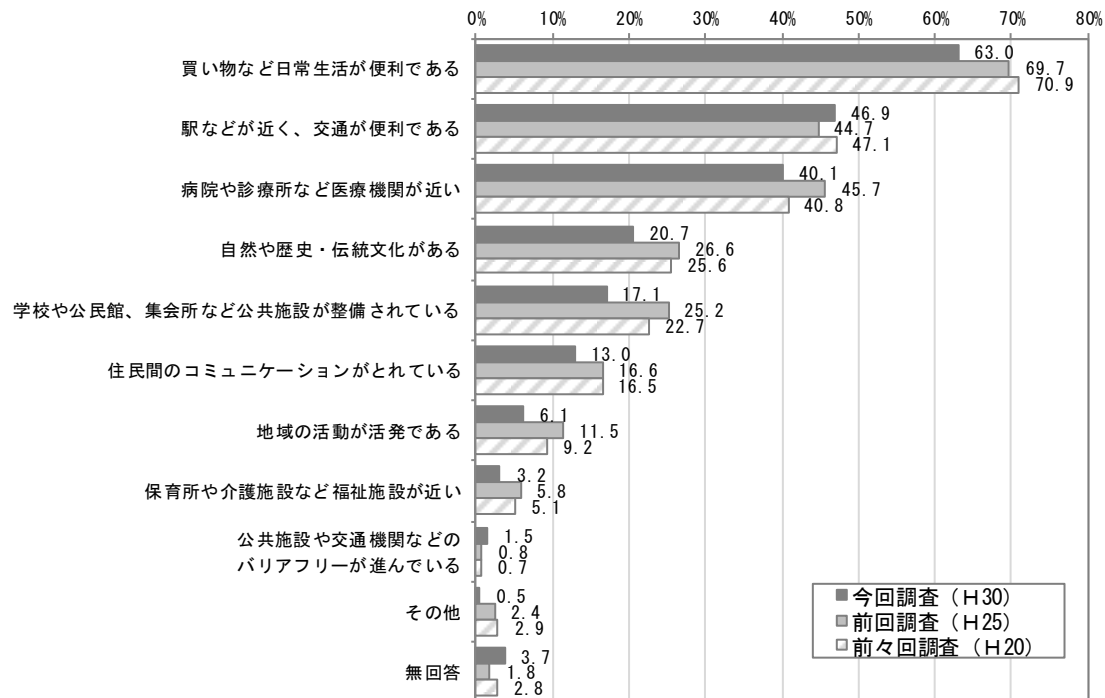
図表 27 （市民）一人暮らしの高齢者や障がい者への声かけや安否確認、近所の子どもとのあいさつ等の状況 <年齢・性別>





地域のよいところとして、「買い物など日常生活が便利である」（63.0%）、「駅などが近く、交通が便利である」（46.9%）、「病院や診療所など医療機関が近い」（40.1%）が上位にあがっています。前回調査とほぼ同じです。

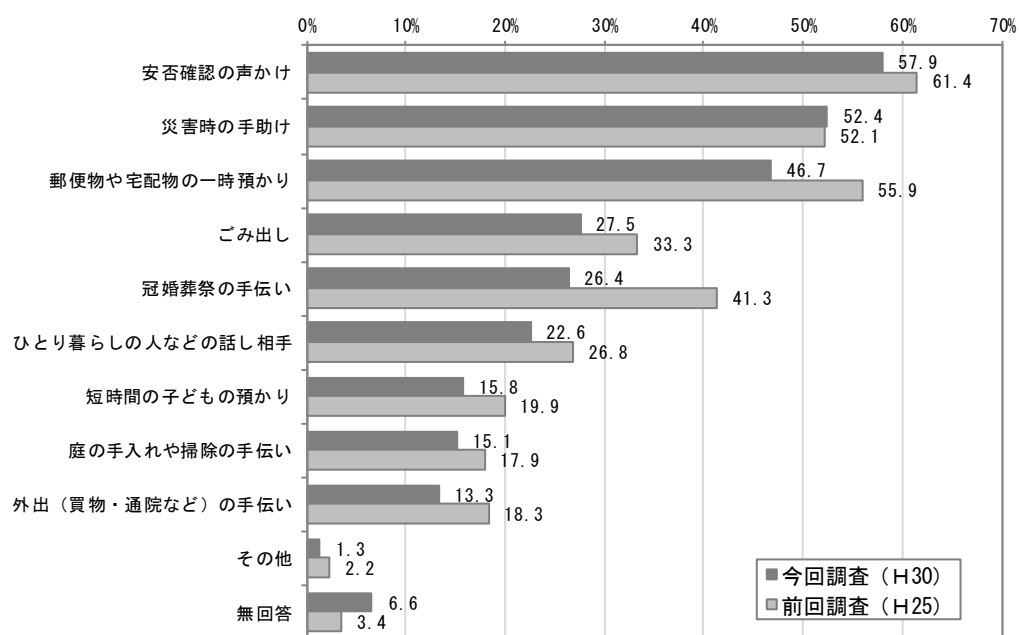
図表 28 (市民) 地域のよいところ (複数回答3つまで)



## (5) 地域活動への参加状況やボランティア活動の参加経験

近所の人のためにできることとしては、半数以上の人々が「安否確認の声かけ」（57.9%）、「災害時の手助け」（52.4%）をあげています。

図表 29 (市民) 近所の人のためにできること (複数回答)



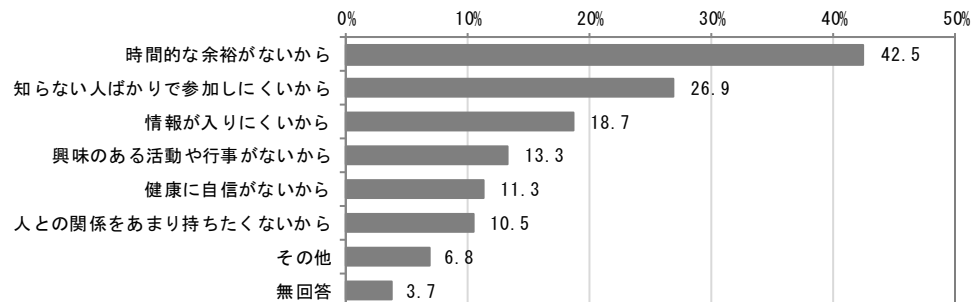
ふだん何らかの地域活動に「参加している」は全体の約6割となっています。年代・性別に違いがみられ、他の年代・性別と比較して高い割合となっている活動は、16歳～20歳代の男女では「参加していない」、30歳代女性と40歳代女性では「子ども会・PTAなどの活動」、60歳代の男性と70歳代以上の男性では「防犯、防災、交通安全活動」、70歳代以上の女性では「地域福祉推進委員会活動」や「文化サークルなど」となっています。また、「自治会や老人会活動」は40歳代以降から参加する割合が高い傾向にあり、「盆踊り、祭り、伝統行事」については、全ての年代で参加する割合が高くなっています。

図表 30 (市民) ふだん参加している地域活動 <年齢・性別>

		参加している	地域活動								参加していない	無回答	
			地域福祉推進委員会活動	自治会、老人会活動	子ども会、PTAなどの活動	防犯、防災、交通安全活動	文化サークル活動、教養講座、スポーツ、レクリエーション活動	自然保護活動	消費者運動、環境美化、リサイクル、福祉ボランティア活動	盆踊り、祭り、伝統行事			その他
全 体		60.3	1.1	36.4	6.9	10.4	7.4	9.2	2.3	21.0	0.3	37.4	2.3
16歳 ～20歳代	男性	15.6	0.0	2.2	2.2	4.4	0.0	2.2	0.0	13.3	0.0	77.8	6.7
	女性	35.6	0.0	2.2	0.0	0.0	6.7	8.9	0.0	22.2	0.0	60.0	4.4
30歳代	男性	48.9	0.0	20.0	8.9	6.7	2.2	6.7	0.0	24.4	0.0	48.9	2.2
	女性	52.7	1.8	7.3	25.5	3.6	3.6	5.5	1.8	25.5	0.0	43.6	3.6
40歳代	男性	60.0	1.8	38.2	12.7	5.5	1.8	14.5	0.0	25.5	3.6	40.0	0.0
	女性	62.2	0.0	32.9	36.6	2.4	3.7	4.9	0.0	18.3	0.0	32.9	4.9
50歳代	男性	56.9	0.0	43.1	4.6	16.9	0.0	10.8	0.0	20.0	0.0	43.1	0.0
	女性	65.2	1.1	41.6	4.5	11.2	10.1	14.6	4.5	19.1	0.0	33.7	1.1
60歳代	男性	67.6	0.0	45.7	0.0	21.9	5.7	15.2	1.9	27.6	0.0	31.4	1.0
	女性	71.4	0.8	43.7	0.0	5.0	10.9	5.9	5.0	21.0	0.8	27.7	0.8
70歳 以上	男性	73.6	1.6	55.2	0.8	20.0	11.2	8.8	2.4	21.6	0.0	24.0	2.4
	女性	63.5	3.8	44.2	1.0	9.6	16.3	9.6	5.8	16.3	0.0	34.6	1.9

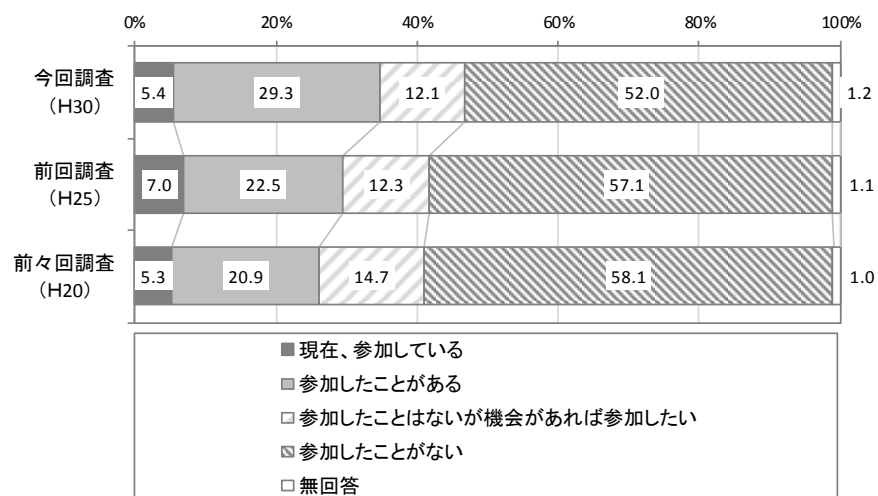
一方、地域活動に参加していない理由としては、「時間的な余裕がないから」（42.5%）、  
「知らない人ばかりで参加しにくいから」（26.9%）が多くあげられています。

図表 31 （市民）地域活動に参加していない理由（複数回答）



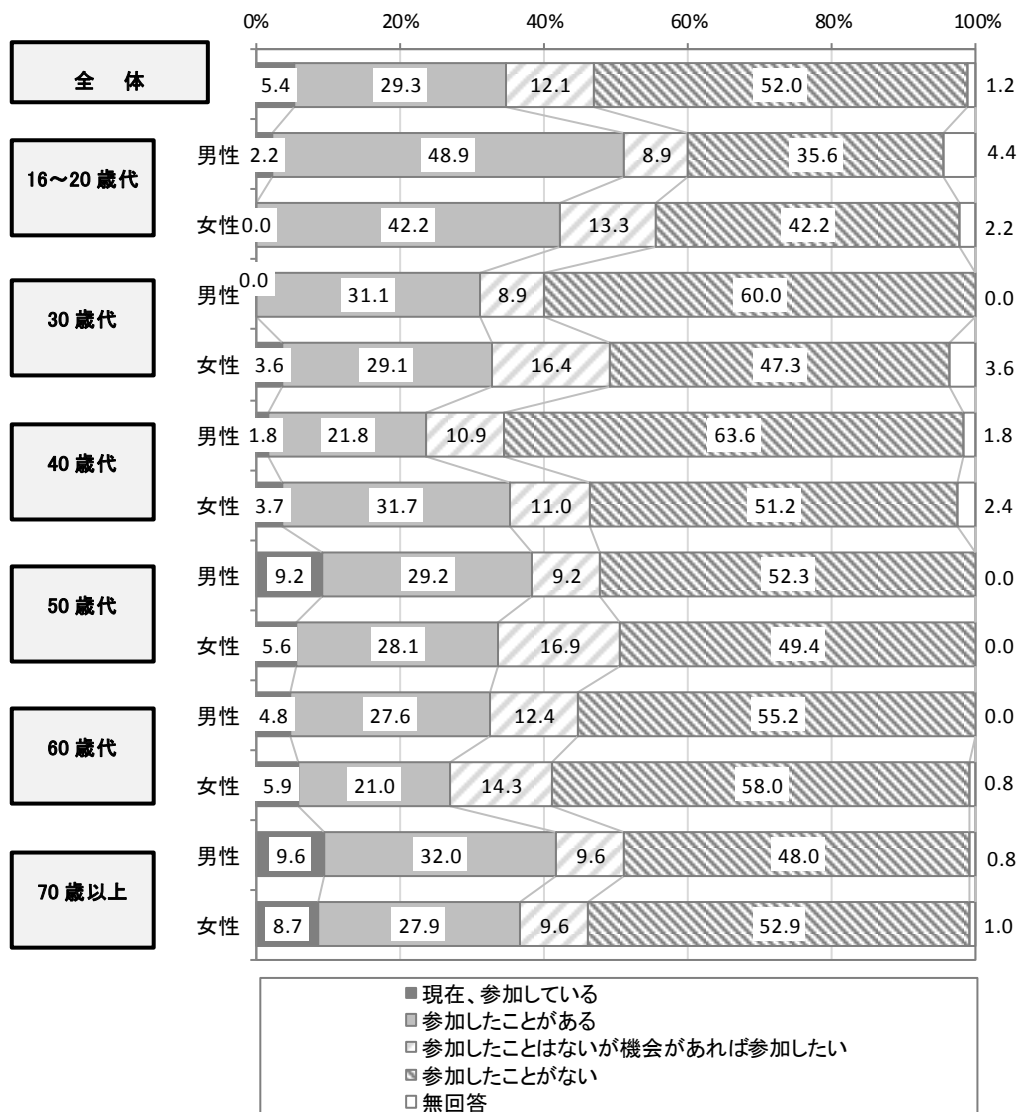
ボランティア活動の参加経験・意向については、「参加したことがない」（52.0%）が前回、  
前々回調査に比べて減少しており、「参加したことがある」（29.3%）が前回、前々回調査に  
比べて増加しています。

図表 32 （市民）ボランティア活動の参加経験・意向



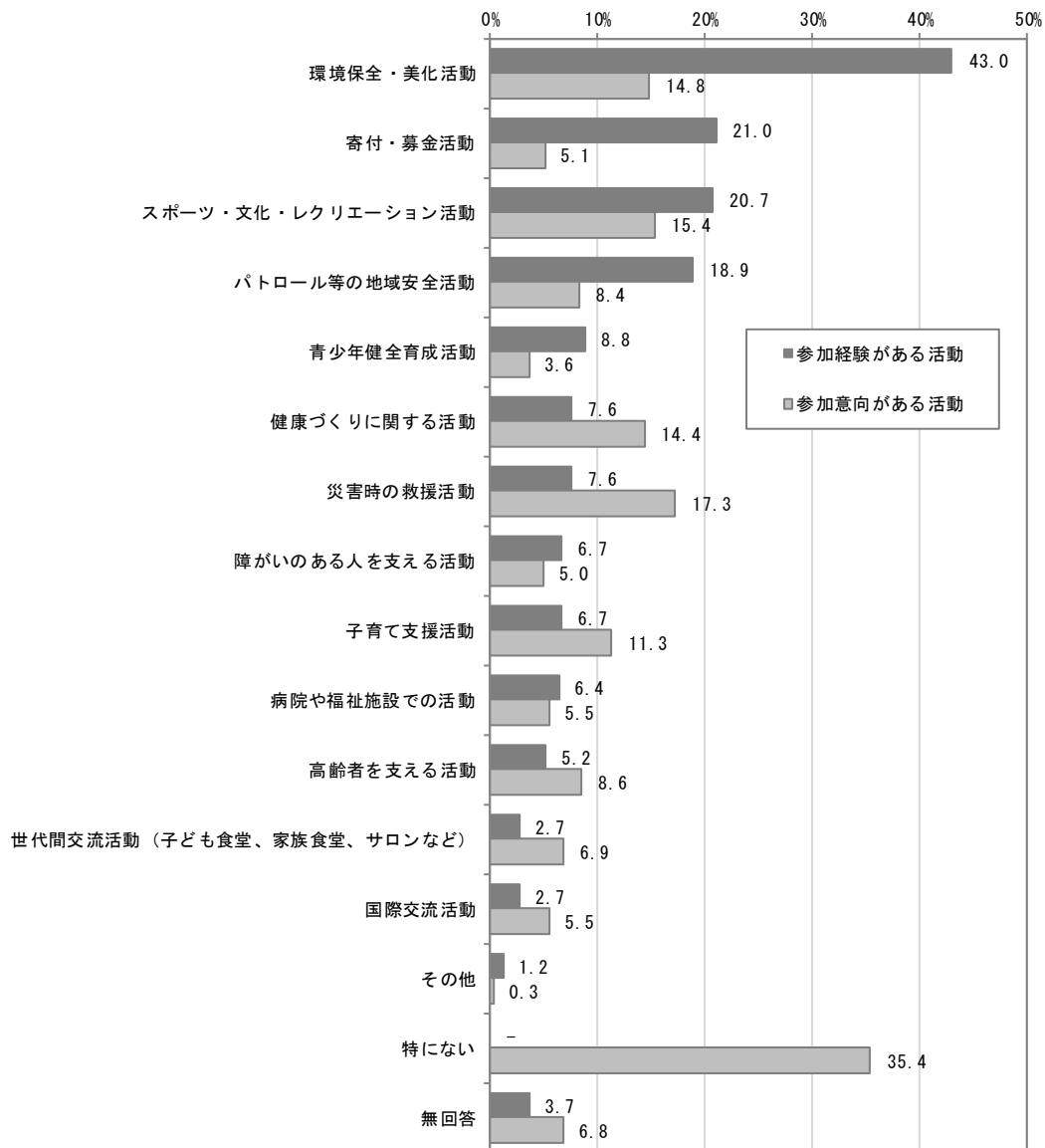
ボランティア活動の参加経験・意向について、年代・性別で見ると16歳～20歳代において、「参加したことがある」の割合が高くなっています。

図表 33 (市民) ボランティア活動の参加経験・意向<年齢・性別>



ボランティア活動について、参加経験のある活動は「環境保全・美化活動」（43.0%）、「寄付・募金活動」（21.0%）、「スポーツ・文化・レクリエーション活動」（20.7%）が上位にあがっています。今後参加したい活動は、「災害時の救援活動」（17.3%）、「スポーツ・文化・レクリエーション活動」（15.4%）、「環境保全・美化活動」（14.8%）、「健康づくりに関する活動」（14.4%）が比較的多くあげられています。

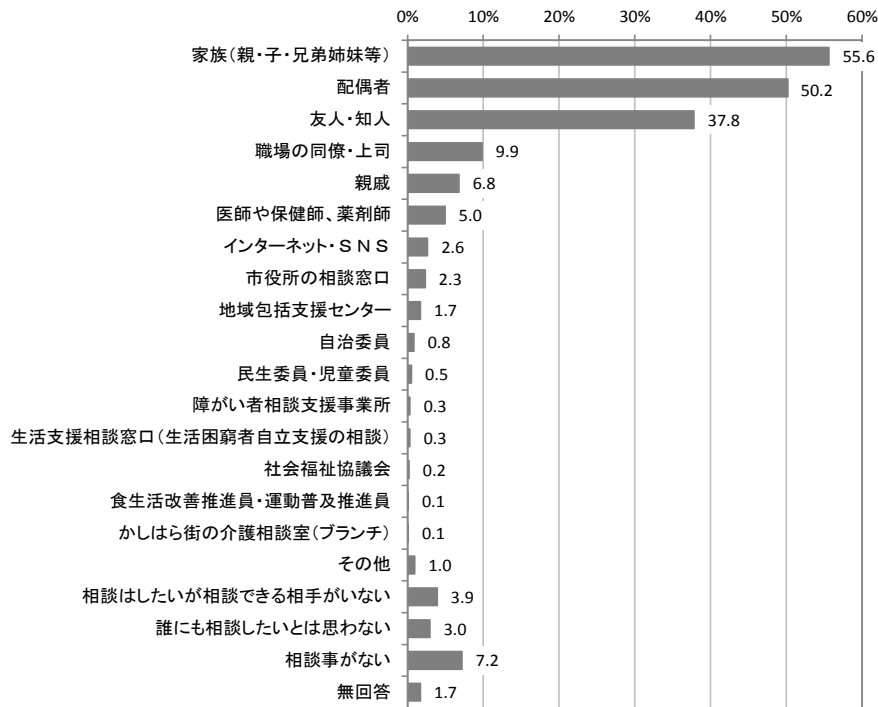
図表 34 （市民）ボランティア活動・行事で参加経験がある活動、参加意向がある活動（複数回答）



## (6) 日常生活の困りごとや悩みごとの相談先

日常生活の困りごとや悩みごとの相談先として、半数以上の方が「家族」（55.6%）や「配偶者」（50.2%）をあげています。その他、「友人・知人」（37.8%）も多くなっています。一方、「相談はしたいが相談できる相手がない」は3.9%となっています。

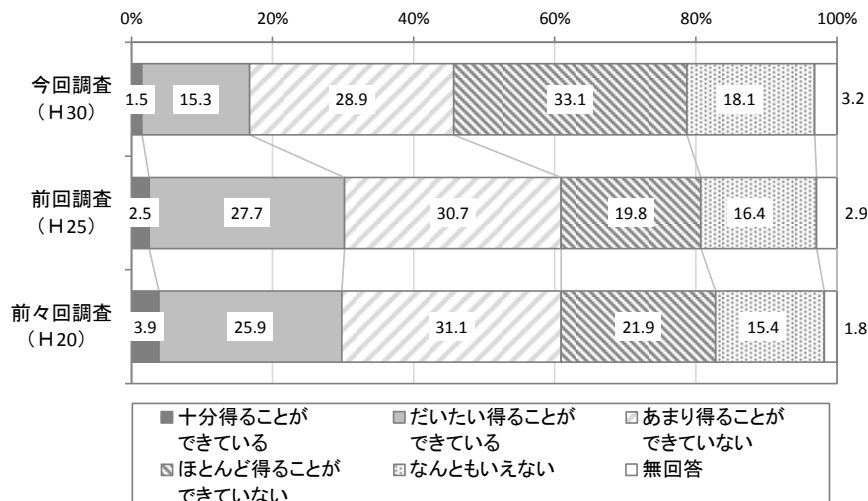
図表 35 （市民）日常生活の困りごとや悩みごとの相談先（複数回答）



## (7) 地域活動や福祉サービスに関する情報の充足度・情報源

地域活動や福祉サービスに関する情報の充足度は、「十分得ることができている」（1.5%）、「だいたい得ることができている」（15.3%）の合計が16.8%となっています。前回調査と比べると、13.4ポイント減少しています。

図表 36 （市民）地域活動や福祉サービスに関する情報の充足度



地域活動や福祉サービスに関する情報源については、現在の状況、今後の希望ともに「市広報」、「自治会」が上位にあがっています。また、「インターネット」は今後期待するものとして、比較的どの年代でも上位にあがっています。その他、16歳～20歳代では、「SNS」を希望する割合も高くなっています。

図表 37 (市民) 地域活動や福祉サービスに関する情報源—現在と今後の希望— (複数回答)  
 <年齢・性別>

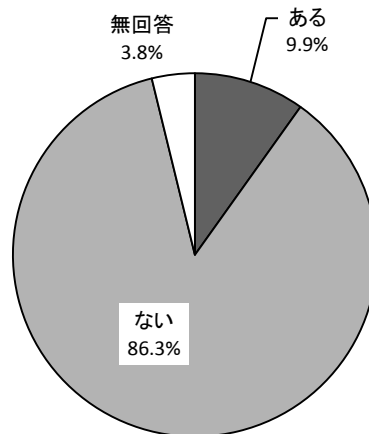
(無回答除く)(%)

		1位		2位		3位		
全体	現在	市広報	68.4	自治会	27.3	知人・友人	13.0	
	今後	〃	75.6	〃	42.4	インターネット	28.3	
16歳～20歳代	男性	現在	市広報	28.9	インターネット	28.9	知人・友人	13.3
		今後	インターネット	62.2	SNS	51.1	市広報	46.7
	女性	現在	市広報	44.4	知人・友人	22.2	インターネット/ SNS	17.8
		今後	インターネット	48.9	SNS	46.7	市広報	44.4
30歳代	男性	現在	市広報	57.8	インターネット	40.0	知人・友人/ 学校、幼稚園・保育所・こども園	17.8
		今後	インターネット	57.8	市広報	55.6	自治会	26.7
	女性	現在	市広報	61.8	学校、幼稚園・保育所・こども園	32.7	インターネット	18.2
		今後	〃	81.8	〃	56.4	〃	45.5
40歳代	男性	現在	市広報	67.3	自治会/インターネット	21.8		
		今後	〃	70.9	インターネット	41.8	自治会	32.7
	女性	現在	市広報	75.6	学校、幼稚園・保育所・こども園	26.8	自治会	24.4
		今後	〃	87.8	〃	35.4	インターネット	32.9
50歳代	男性	現在	市広報	69.2	自治会	24.6	インターネット	18.5
		今後	〃	76.9	〃	46.2	〃	44.6
	女性	現在	市広報	77.5	自治会	18.0	インターネット	16.9
		今後	〃	79.8	〃	39.3	〃	32.6
60歳代	男性	現在	市広報	74.3	自治会	35.2	インターネット	11.4
		今後	〃	85.7	〃	50.5	〃	24.8
	女性	現在	市広報	81.5	自治会	31.9	知人・友人	16.0
		今後	〃	85.7	〃	48.7	医療機関	19.3
70歳以上	男性	現在	市広報	71.2	自治会	44.0	知人・友人	14.4
		今後	〃	76.0	〃	56.0	社会福祉協議会	16.0
	女性	現在	市広報	69.2	自治会	40.4	知人・友人	21.2
		今後	〃	74.0	〃	57.7	医療機関	19.2

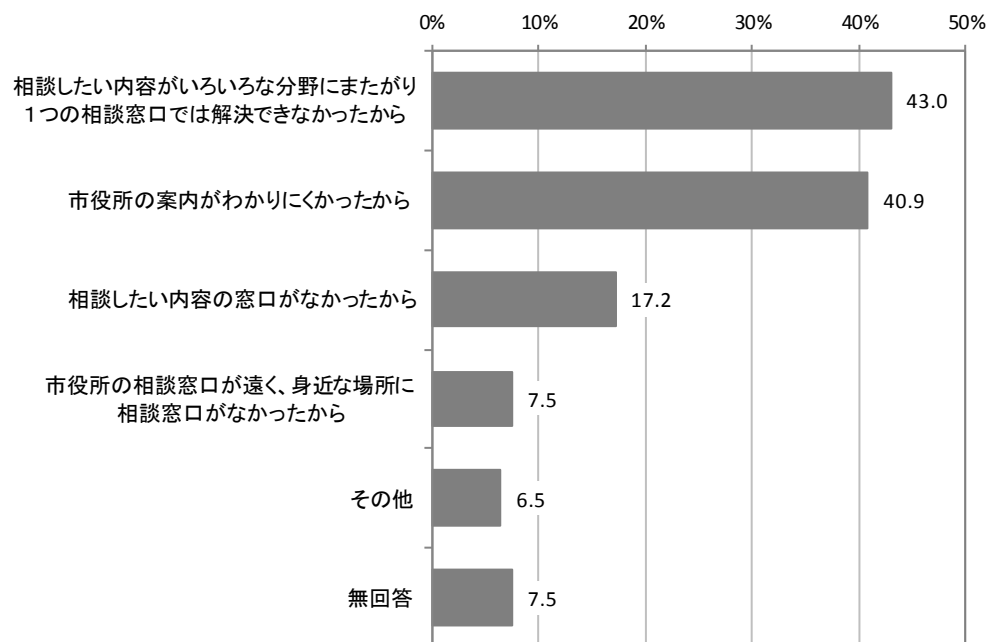
## (8)窓口や制度の認知度

福祉に関して、市役所の相談窓口がわからず困った経験が「ある」市民は10人に1人(9.9%)います。困った経験が「ある」理由として、「相談したい内容がいろいろな分野にまたがり1つの相談窓口では解決できなかったから」(43.0%)、「市役所の案内がわかりにくかったから」(40.9%)が多くなっています。

図表 38 (市民)福祉に関して、市役所の相談窓口がわからず困った経験の有無



図表 39 (市民)福祉に関して、市役所の相談窓口がわからず困った経験が「ある」理由

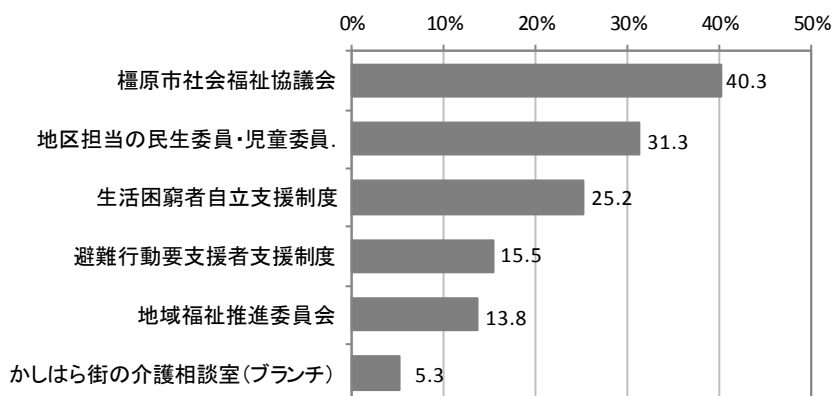




地域福祉活動関連の制度の認知度は、比較的新しい「生活困窮者自立支援制度」を知っているのは4人に1人（25.2%）、同じく「避難行動要支援者支援制度」を知っているのは6人に1人（15.5%）にとどまっています。

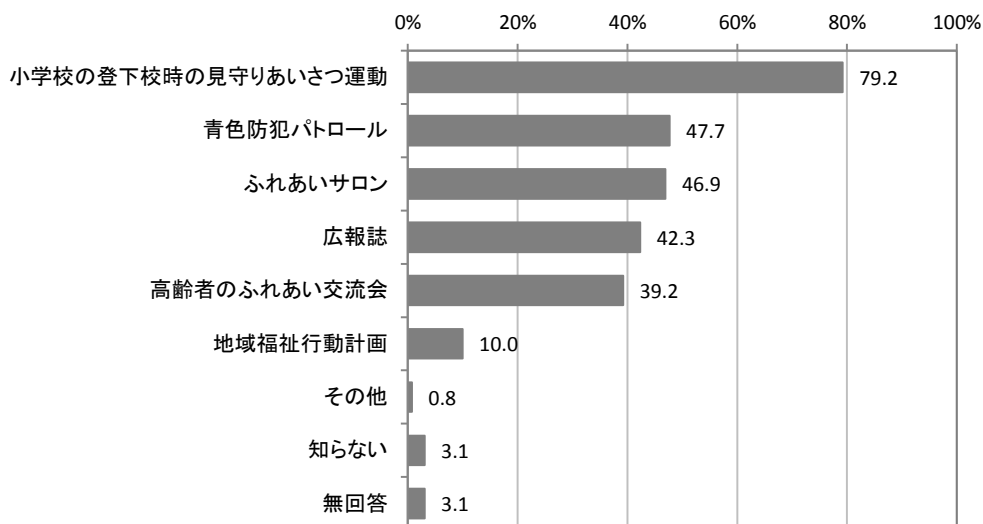
活動団体等の認知度は、「檀原市社会福祉協議会」を知っているのは5人に2人（40.3%）、「地区担当の民生委員・児童委員」を知っているのは3人に1人（31.3%）ですが、地域福祉推進委員会を知っているのは7人に1人（13.8%）、「かしはら街の介護相談室」を知っているのは20人に1人（5.3%）にとどまっています。

図表 40 （市民）地域福祉活動関連の制度や活動団体等の認知度（「知っている」と回答した人の割合）



地域福祉推進委員会を知っている人のうち、活動の認知度が高いのは「小学校の登下校時の見守りあいさつ運動」（79.2%）、「青色防犯パトロール」（47.7%）、「ふれあいサロン」（46.9%）となっています。

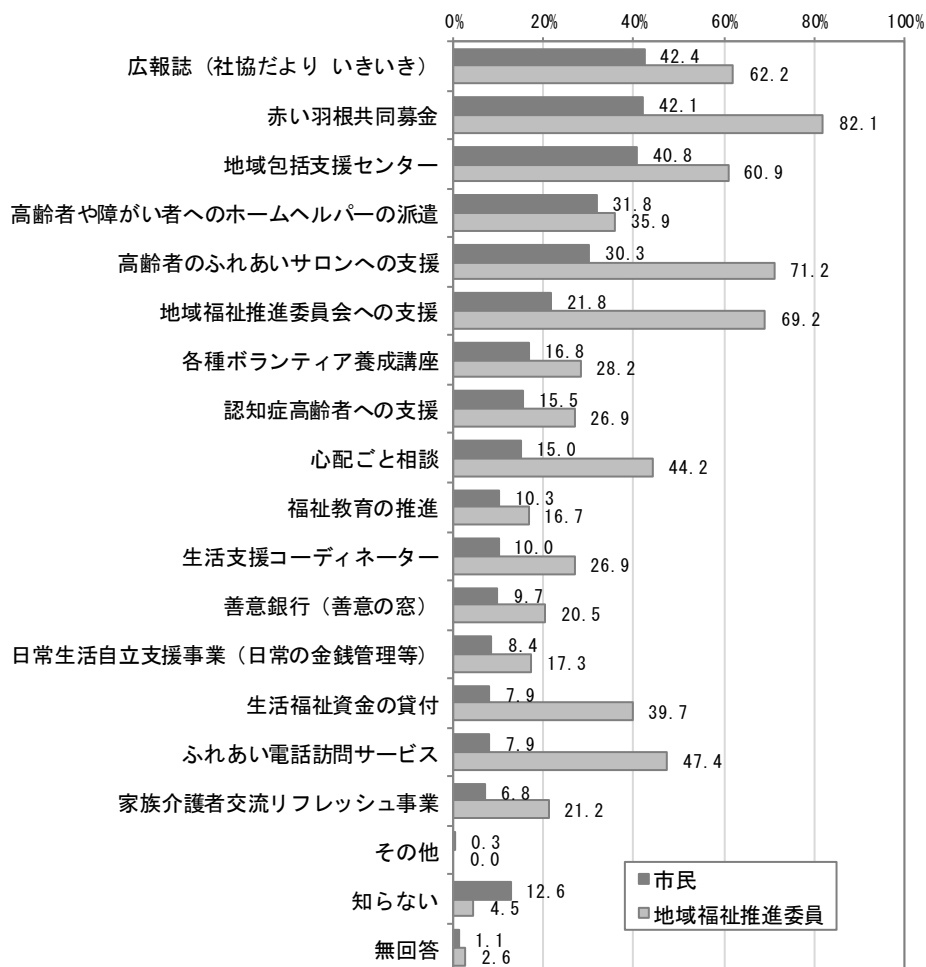
図表 41 （市民）地域福祉推進委員会活動の認知度（複数回答）



市民アンケートでは、檀原市社会福祉協議会を「知っている」人の中で、事業の認知度が高いのは、「広報誌（社協だより いきいき）」（42.4%）、「赤い羽根共同募金」（42.1%）、「地域包括支援センター」（40.8%）となっています。一方、檀原市社会福祉協議会を「知っている」人の中でも、事業を「知らない」と回答した人は8人に1人（12.6%）となっています。

地域福祉推進委員アンケートでは、「赤い羽根共同募金」（82.1%）、「高齢者のふれあいサロンへの支援」（71.2%）、「地域福祉推進委員会への支援」（69.2%）など、市民に比べて全体的に認知度が高くなっています。

図表 42 社会福祉協議会事業の認知度（複数回答）

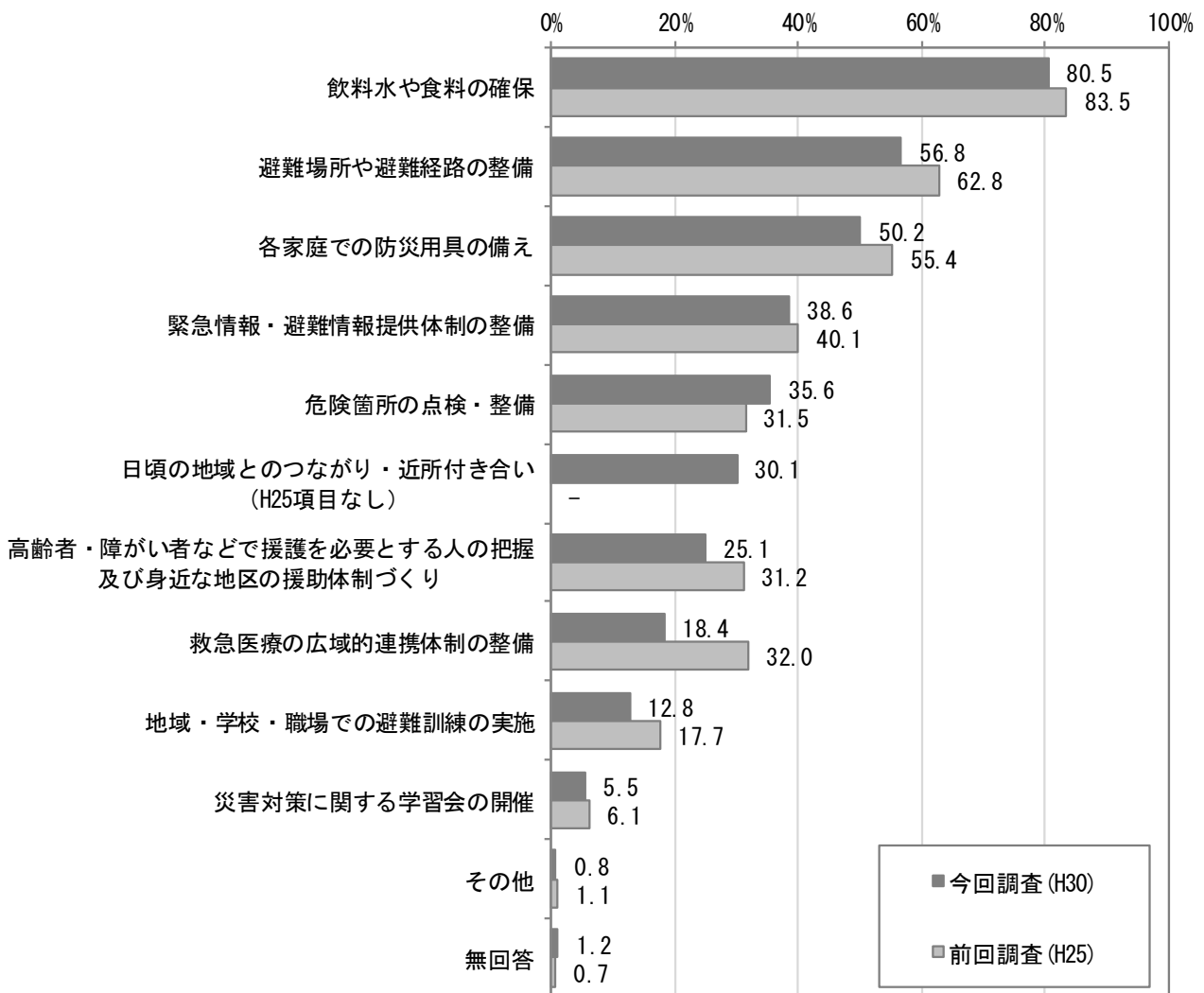


## (9)防災・災害時の対応について

災害時に対する備えで特に必要なこととしては、約8割（80.5%）の人が「飲料水や食料の確保」をあげています。次いで、「避難場所や避難経路の整備」（56.8%）、「各家庭での防災用具の備え」（50.2%）となっています。

概ね前回調査と同じ傾向ですが、今回新たに加えた項目である「日頃の地域とのつながり・近所付き合い」は30.1%となっており、3人に1人が地域の重要性を認識する結果となっています。

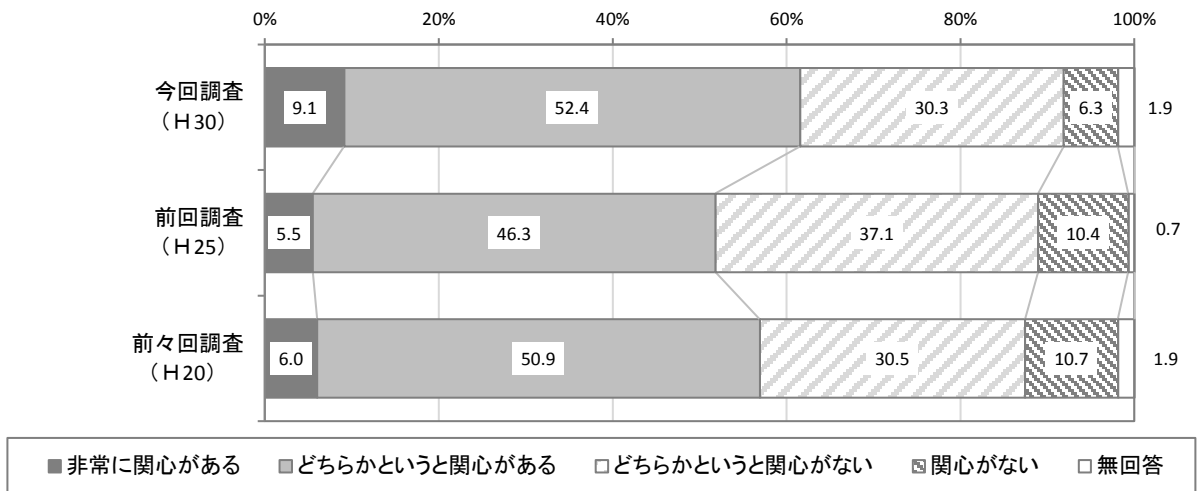
図表 43 （市民）災害時に対する備えで特に必要なこと（複数回答4つまで）



## (10)地域福祉活動への関心度や今後の期待

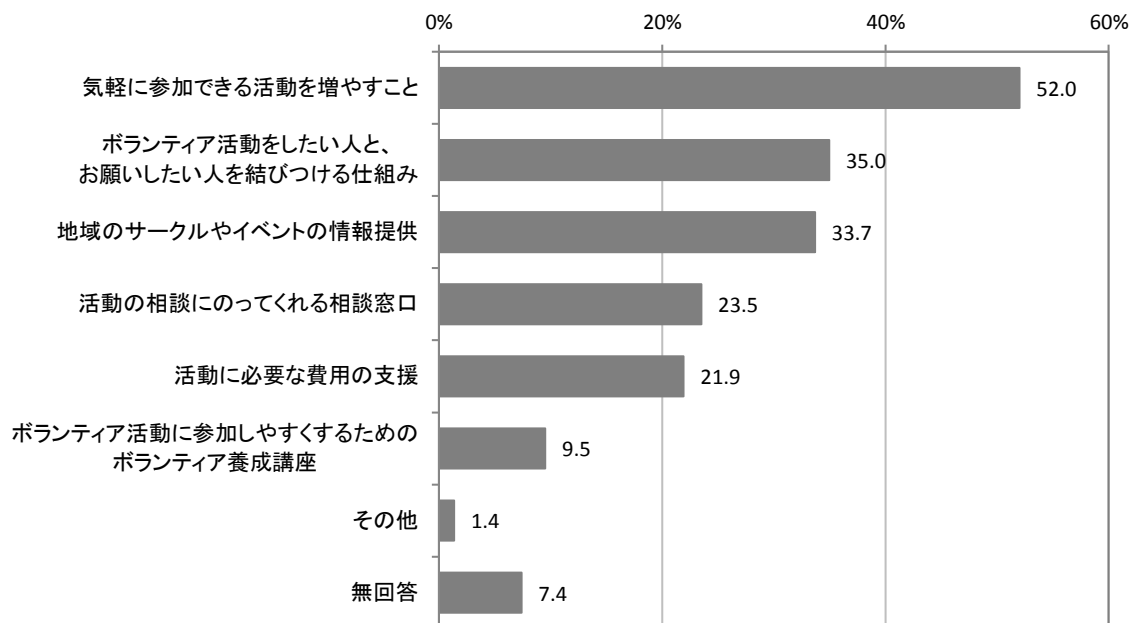
地域福祉活動に「関心がある」（「非常に関心がある」「どちらかというに関心がある」の合計）人は、3人に2人（61.5%）と、前回、前々回調査に比べて増加しています。

図表 44 （市民）地域福祉活動に対する関心度



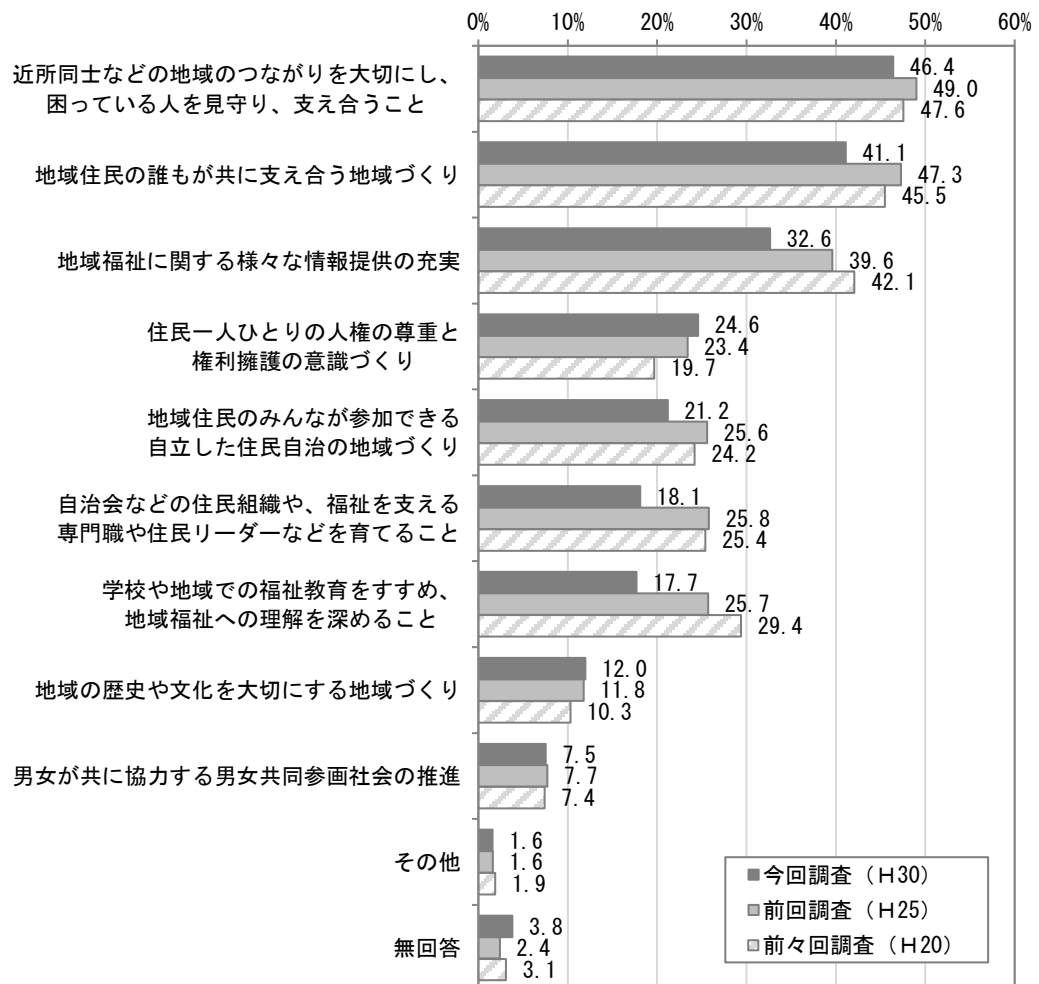
地域福祉活動に関わるために行政や社会福祉協議会に望む手助けとしては、「気軽に参加できる活動を増やすこと」（52.0%）、「ボランティア活動をしたい人と、お願いしたい人を結びつける仕組み」（35.0%）が多くあげられています。

図表 45 （市民）地域福祉活動に関わるために行政や社会福祉協議会に望む手助け（複数回答）



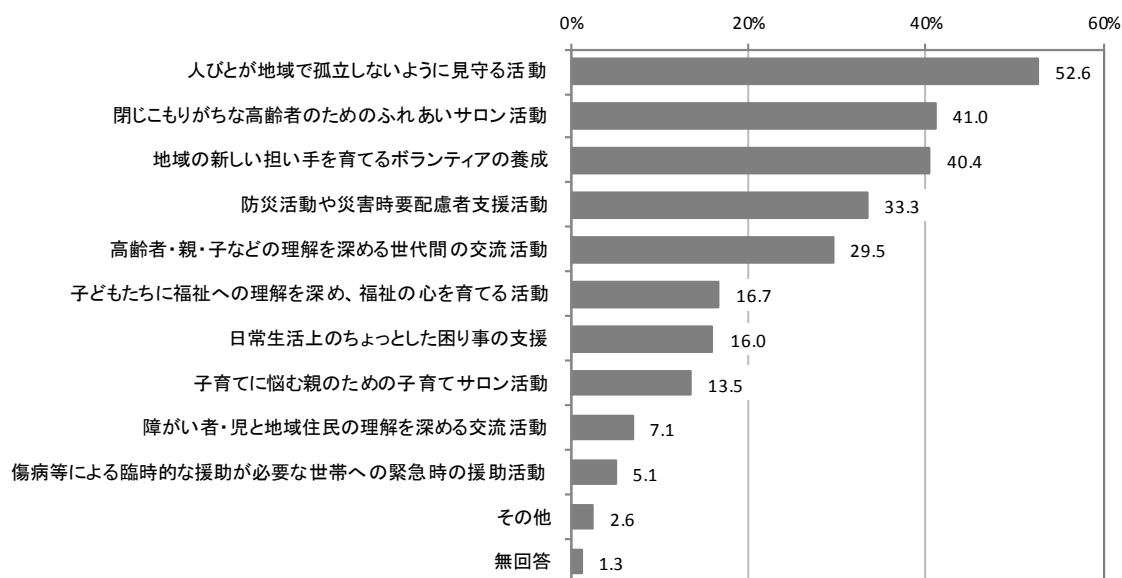
地域で安心して暮らすために必要なこととして、「近所同士などの地域のつながりを大切に  
し、困っている人を見守り、支え合うこと」（46.4%）、「地域住民のだれもが共に支え合う  
地域づくり」（41.1%）が多くあげられています。

図表 46 （市民）地域で安心して暮らすために必要なこと（複数回答）



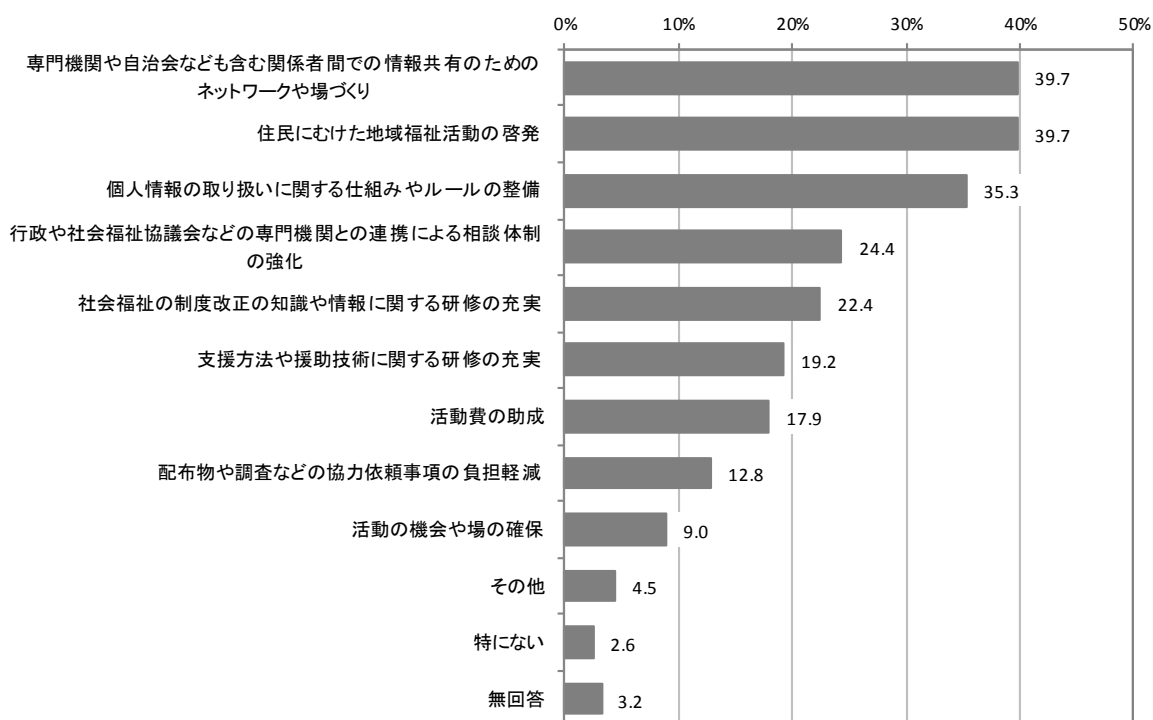
地域福祉推進委員が考える今後5年間で必要な地域福祉活動の内容として、「人びとが地域で孤立しないように見守る活動」（52.6%）、「閉じこもりがちな高齢者のためのふれあいサロン活動」（41.0%）「地域の新しい担い手を育てるボランティアの養成」（40.4%）が多くあげられています。

図表 47 （地域福祉推進委員）今後5年間で必要な地域福祉活動の内容（複数回答3つまで）



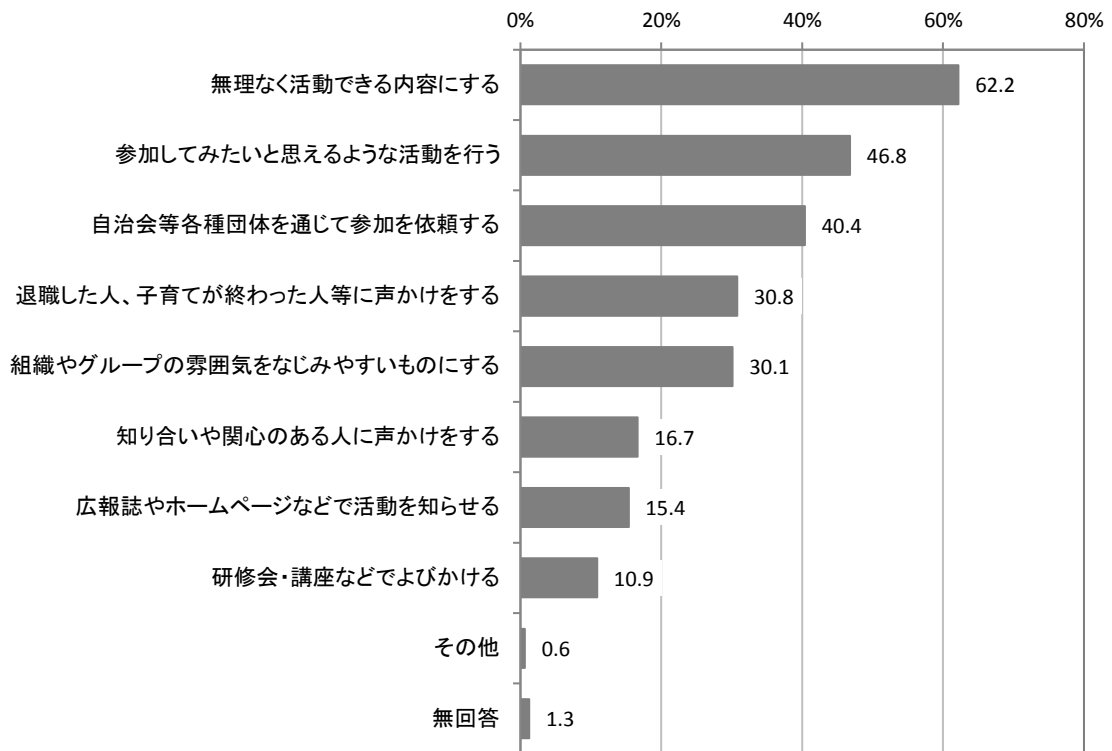
地域福祉推進委員が行政や社会福祉協議会に期待することは、「専門機関や自治会なども含む関係者間での情報共有のためのネットワークや場づくり」（39.7%）、「住民にむけた地域福祉活動の啓発」（39.7%）が多くあげられています。

図表 48 （地域福祉推進委員）行政や社会福祉協議会に期待すること（複数回答3つまで）



地域福祉推進委員が考える次世代の活動の担い手を育成するために必要なことは、「無理なく活動できる内容にする」(62.2%)、「参加してみたいと思えるような活動を行う」(46.8%)が多くあげられています。

図表 49 (地域福祉推進委員) 次世代の活動の担い手を育成するために必要なこと (複数回答3つまで)



### 3 第3期地域福祉推進計画の成果と評価

市民及び地域福祉推進委員アンケート、推進委員会ヒアリングや庁内ヒアリング等を踏まえて、第3期計画の成果と評価について下記の項目に整理します。

#### (1) 一人ひとりが輝き躍動する元気なまちづくり

～ 市民の地域福祉への関心が深まるとともに、地域福祉活動への参加を促し、地域コミュニティの活性化が図れたか ～

市民アンケートにおいて地域福祉活動の関心度が増加傾向にあることから、地域福祉活動への参加・関心が高まってきていることがうかがえます。また、第3期計画以降、地域において開催されるふれあい交流会やふれあいサロン、地域こども教室等を通じて、地域のコミュニティの活性化が進んでいます。

一方、市民アンケート結果にあるように、気軽に参加できる活動を増やすことが望まれており、より多くの市民の地域福祉活動への参加を促進するために、行政や市社協が各種団体・組織の活動をさらに支援する必要があります。

その他、地域福祉活動に積極的に参加している地域福祉推進委員は、60歳代、70歳代の高齢者が多く、その活動の担い手の高齢化・固定化が進んでおり、新たな担い手の確保が喫緊の課題となっています。

#### (2) みんなで築きともに楽しむふれあいのまちづくり

～ さまざまな地域の活動がネットワーク化できているか、既存施設（資源）を活用できたか ～

檀原市では、推進委員会をはじめ、地域でさまざまな活動をする団体が増加しています。地域の団体、民間事業者などから構成される「檀原市地域見守りネットワーク」や「檀原市はいかいSOSネットワーク」などが結成されるなど、さまざまなネットワーク化も進んでいます。一方で、ネットワーク間での連携がうまくできていないケースもあり、今後は事例検討会や交流会などを通じて顔の見える関係づくりを進め、連携の強化を図る必要があります。

また、限られた地域資源の中で、多くの団体が地域における活動の場として、公民館や集会所、学校体育館等を活用しています。今後も子どもから高齢者、障がいのある人もない人もだれもが気軽に集うことができる身近な地域活動の場を確保し、活用するための支援が求められています。



### (3) だれもが快適に暮らせる住み心地のよいまちづくり

～ だれもが地域福祉や地域の情報を得られたり、相談しやすい仕組みができたか ～

各小学校区と中学校区にかしはら街の介護相談室が設置され、高齢者を中心に身近な地域で相談できる体制が整いました。

また、生活困窮者の対応窓口等が設けられ、庁内の各部署や市社協、ハローワーク、民間企業等と連携しながら相談者の課題解決が図れるようになりました。

しかし、市民アンケートによると、地域活動や福祉サービスに関する情報の充足度（「得ることができている」人の割合）が前回調査、前々回調査に比べ約13ポイント減少しています。

また、日常生活の困りごとや悩みごとの相談先として、市役所の相談窓口や市社協、地域包括支援センターをあげる人の割合が低く、かしはら街の介護相談室をはじめとする相談窓口の認知度も低いことから、体制はできているものの周知ができておらず、そのため、必要な情報が届きにくい状況になっています。

### (4) 安全で安心できるやさしいまちづくり

～ 安全で安心して暮らせる仕組みができたか ～

地域では、自治会や民生委員・児童委員、推進委員会を中心に、高齢者の見守り活動や子どもの登下校時の見守り活動、青色防犯パトロールカーによる自主防犯活動が進められ、安全・安心に暮らせる体制が整えられています。

一方、行政が提供する「生活困窮者自立支援制度」などの比較的新しい福祉サービスについての認知度は約25%と低い状況にあり、サービスを必要とする人が適切なサービスを利用できるよう、さまざまな制度に関する周知を図るとともに、高齢者や障がい者の成年後見制度の利用促進も必要です。

また、近年各地で発生している災害等から、防災・減災への意識が高まっており、「避難行動要支援者支援制度」をはじめとする要配慮者への救援体制の整備をさらに進めていくことが求められています。

## 4 第4期地域福祉推進計画で取り組むべき課題のまとめ

第3期計画の成果や評価を踏まえ、第4期計画を推進するにあたり特に重点的に取り組むことを下記にまとめました。

### (1) 支え合いの活動の活性化が求められています

地域活動やボランティア活動への参加意識が高まっている中で、年代によって興味・関心が異なっている傾向があります。一方で、どの年代でも「盆踊り、祭り、伝統行事」や「環境保全・美化活動」に参加している割合が比較的高いことや、今後参加したい活動として、「災害時の救援活動」や「スポーツ・文化・レクリエーション活動」「健康づくりに関する活動」が上位にあげられています。そのため、福祉的な分野に偏らず幅広い活動・イベント等を通じて、さまざまな年代の人が地域活動に主体的に参加したいと思えるように、きっかけづくりや内容の工夫を行い、高齢者・障がい者・児童の各分野を超えて気軽に参加できる場を提供する必要があります。

このように地域住民が地域で各種イベント等に参加できる機会が増え、多くの人々が自分たちのできる範囲の中で活動することにより、地域に暮らすさまざまな人を支え合える持続した体制づくりにつなげることが重要です。

また、地域福祉推進委員が行政や市社協に「専門機関や自治会なども含む関係者間での情報共有のためのネットワークや場づくり」を期待していることから、連絡協議会等を通じて地域で活動しているさまざまな団体が連携できるよう、情報共有の機会を増やす必要があります。

### (2) 子どもの頃から福祉への関心を高め、新たな地域福祉の担い手を育てていくことが求められています

地域福祉推進委員アンケートや推進委員会へのヒアリングでは、地域福祉活動の新しい担い手を育成する必要性を感じているものの、具体的な対応・手段がないといった意見もあります。

保育所（園）・幼稚園・こども園・小中学校等との連携を図りながら、子どもの頃からの福祉教育等を通じて福祉や地域の支え合いへの関心を高める機会や場を提供することが重要です。

また、若者は何らかのボランティア活動に参加したことがある人も多いため、そのような人を地域での活動につなげるきっかけづくりや参加しやすい工夫が求められています。

そのためには、地域福祉活動に関する情報を増やし、情報提供については年代によって入手先が異なることから、さまざまな媒体（広報誌、自治会、インターネット等）を利用して情報を発信する必要があります。

**(3) 気軽に相談できるところがある、防災・減災や防犯の体制が整っている安心感など、安全で安心できる仕組みづくりが求められています**

地域住民の複合化・複雑化する困りごとに対して、身近な地域で気軽に相談できる体制を整え、日々の生活に安心感をもってもらうことが重要です。

また、市民及び地域福祉推進委員アンケートによると割合としては少ないものの、地域住民の中にはどこに相談してよいのかわからない人や、相談する人・相談先がないとする人もいます。今後も複合化・複雑化した課題が増えることが予想されるため、縦割りの相談窓口ではなく、相談内容を限定せずに受ける窓口の設置など包括的な相談体制の構築とともに、高齢者や障がい者の成年後見制度の利用促進など権利擁護の推進も求められています。

さらには、日本各地で発生した自然災害の影響もあり、防災・減災に対する地域住民の関心が高まっています。そのため、日常の防災・減災活動から「避難行動要支援者支援」まで、さまざまな活動を通じて防災・減災活動への関心を高め、参加者を増やすことが重要です。

また、地域が主体となった見守りやパトロール活動の支援を促進するとともに、防犯体制の充実も求められています。

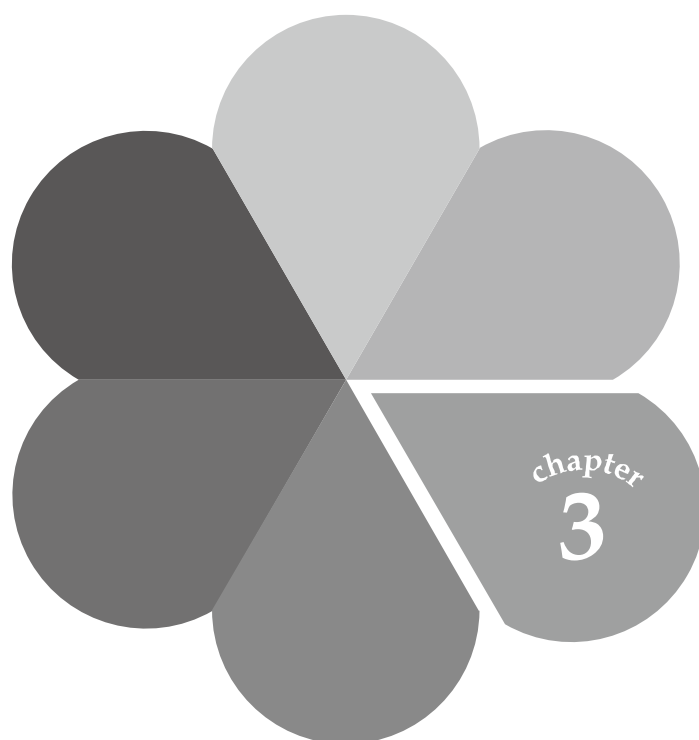


# 第3章

---

## 計画の理念と基本目標

---



## 1 橿原市第4期地域福祉推進計画に求められるもの

第4期計画においても、これまでの理念を引き継ぎ、以下の理念を掲げます。

### 【理 念】

みんなでつくる  
健やかで安心して心豊かに暮らせるまち

第1期計画では、“地域福祉を根付かせる計画”と位置づけ、16小学校区すべてに推進委員会を設置しました。

第2期計画では、“地域福祉の裾野を広げる計画”と位置づけ、地域住民の参加を得て、活動を広げました。

第3期計画では、“地域福祉を担う次世代との連携計画”と位置づけ、これからの橿原市の地域福祉を担う人材確保と育成を進めました。

第4期計画では、“だれもが地域の一員として地域福祉を支える計画”と位置づけ、地域の課題を我が事として捉え、地域で支え合う仕組みができるよう、またそれらを受け止める包括的な体制づくりに取り組みます。

子どもから高齢者、障がいのある人もない人もすべての地域住民や、地域の事業者やNPOなどだれもが主体となって地域福祉への関心を高め、活動の輪をさらに広げるとともに、地域社会全体で相互に支え合いながら、健やかに安心して心豊かに暮らせるまちの実現を目指し、次に掲げる3つの基本目標の実現に向けて取り組みます。



#### 橿原市地域福祉推進シンボルマーク 愛称「いきいきスマイリー」

このマークは、家庭をみんなが支え、思いやりと優しさで、まち全体が向上していくイメージを表しています。思いやりと優しさのイメージカラーとしてピンクとオレンジを使っています。

## 2 計画の基本目標

第4期計画の理念の実現を図るため、取り組むべき課題を踏まえ、3つの基本目標を掲げます。

### I 支え合いの活動が活発なまちづくり

地域住民が地域の課題を我が事として捉え、地域社会の一員として見守りなど地域福祉活動等に主体的・積極的に参加できるように支援します。特に、年代や興味・関心により、活動への参加意識や希望する活動が多様化している中で、一部の人に役割が集中するのではなく、子どもから高齢者、障がいのある人もない人も、それぞれの想いを活かせるような活動方法等の工夫を図り、地域社会の一員として、地域福祉活動に参加できる仕組みや環境を整えます。

また、現在活動している団体等については、専門的な見地を踏まえながら、さまざまな地域でのつながりを深め、今後も活発に活動し、さらに活動の幅を広げていけるよう支援します。

### II 地域福祉の担い手が育つまちづくり

子どもの頃から、地域におけるさまざまな人との交流を図り、福祉教育を進めることで支え合いの心の醸成を促すとともに、地域福祉への関心を高め、地域福祉活動に参加する新たな担い手を育成します。また、子どもだけではなく、大人も気軽に地域に対して関心を持ち、身近な所で地域福祉活動について学べる機会の提供を進めます。

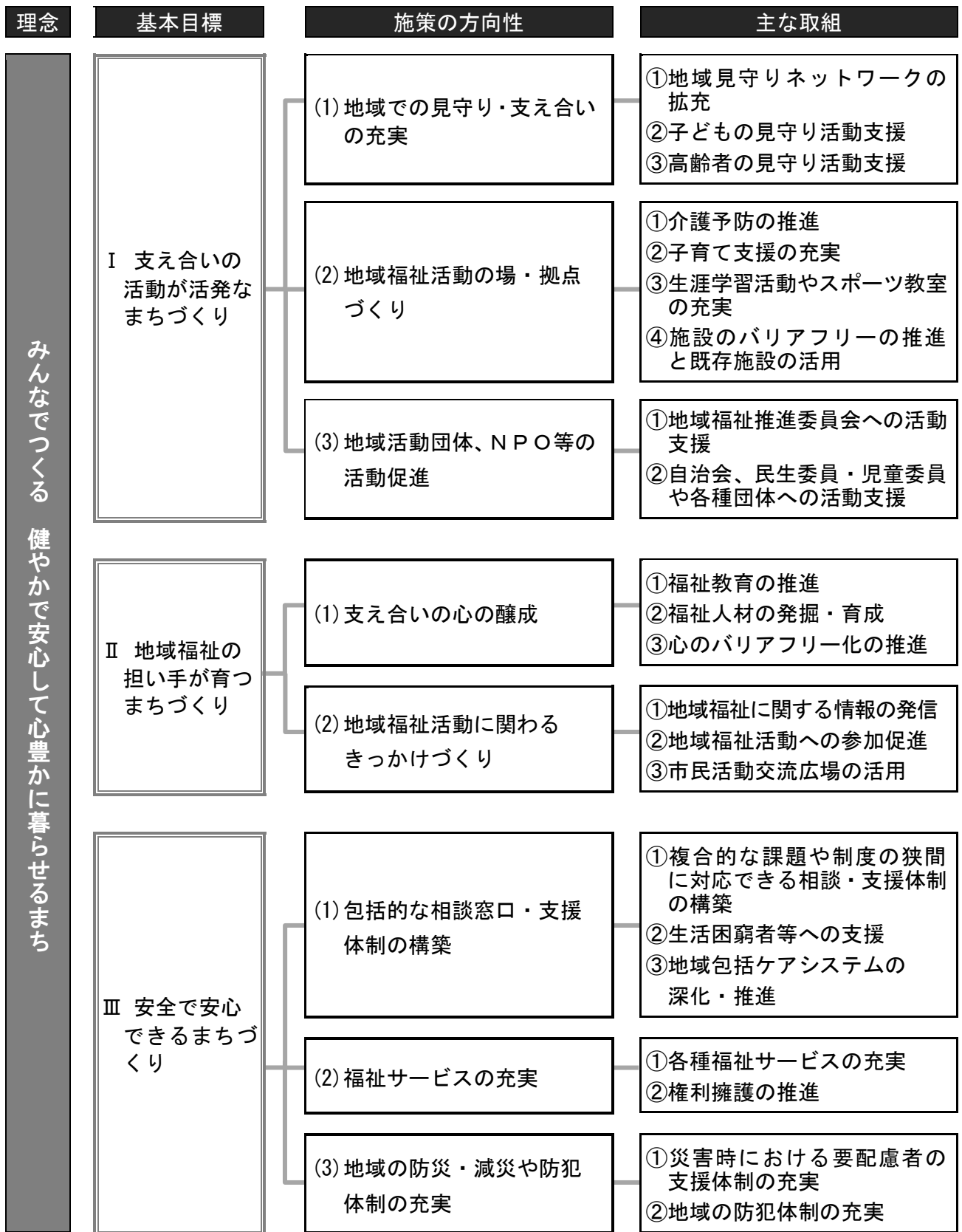
また、さまざまな媒体を通じて地域福祉に関する情報発信を積極的に行い、地域福祉活動等への参加経験のない人でも体験・参加できる環境づくりを進めることできっかけをつくり、幅広い層の担い手を増やします。

### III 安全で安心できるまちづくり

身近な地域で気軽に相談できる環境の整備や地域住民の複合化・複雑化する課題に対して、包括的に対応できる仕組みづくりを進め、福祉サービスを必要とする人に必要な情報が届くように工夫します。

また、近年各地でさまざまな災害が発生していることから、地域での防災・減災や防犯に関する取組を支援するとともに「避難行動要支援者支援制度」の充実を図り、地域住民の自助・共助の力を強めることによって、子どもから高齢者、障がい者など、だれもが安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

### 3 計画の施策体系図





## 第4章

---

### 地域福祉推進のための取組

---



## I 支え合いの活動が活発なまちづくり

### (1)地域での見守り・支え合いの充実

- 高齢者の孤独死、認知症による徘徊、障がい者の孤立、子どもの貧困や虐待、ひきこもりなど、地域で抱えるさまざまな課題を早期に発見し対応できるよう日頃から地域で見守る仕組みづくりを進めます。
- 高齢化などにより、今後、見守り活動の担い手の減少も予想されることから、高齢者、障がい者、児童などの分野を越えた各種団体との連携強化や、ボランティアの役割分担の見直しによる負担の軽減を図りながら、地域全体で持続的に見守る体制づくりを進めます。

### 現状と課題

- 市民アンケートでは、近所づきあいや一人暮らし高齢者や障がい者に対して日頃の声かけが少ない状況がみられ、地域のつながりが弱くなっている状況がうかがえます。
- 一人暮らし高齢者や障がい者など、地域での見守りを必要としている人たちが増加しており、これまで見守り活動を行ってきた自治会や民生委員・児童委員、推進委員会などに加え、地域住民、民間事業者や各種団体など多くの人の協力により、見守り活動を行う必要があります。
- 市民アンケートでは、近所の人のためにできることとして、半数以上の人々が「安否確認の声かけ」をあげています。普段関わりがない人に対しても、声かけができるようなきっかけづくり、関係づくりをすることで、地域での見守り活動を進めていく必要があります。



地域見守りネットワーク事業協定締結式  
(平成 27 年度)



地域見守りネットワークステッカー

## 主な取組① 地域見守りネットワークの拡充

『地域見守りネットワーク』を拡充し、自治会、民生委員・児童委員、市社協、かしはら街の介護相談室、推進委員会や新聞配達事業者、郵便局、ガス・電力会社などの民間事業者、各種団体、警察、消防、地域住民など多くの協力を得て地域での見守り活動を強化します。

### ○檀原市の主な事業

具体的な事業	事業の概要・方向性
地域見守りネットワーク事業	高齢者や障がい者などの地域での孤立や孤独死の防止、認知症の早期発見のために、各種団体、企業・事業者などと行政が協力して、見守りを行います。今後は地域住民の見守り活動への参加を促すため、さらなる事業の周知を図り、『檀原市はいかいSOSネットワーク』など他の既存のネットワークとも連携することによって、地域での見守り活動を強化します。

## 主な取組② 子どもの見守り活動支援

ボランティアの役割分担の見直しや各種団体の連携強化などにより、地域全体で、幼稚園・小学校の登下校時の見守りなどを行えるような仕組みを継続します。

### ○檀原市の主な事業

具体的な事業	事業の概要・方向性
青少年健全育成事業（青少年指導）	学校や警察などと連携して下校時巡視や街頭指導等を行い、地域での子どもの健全育成を進めます。
学校（園）安全対策事業	地域の交通ボランティアにより、幼稚園・小学校の登下校時の見守りを行います。ボランティアの拡大「ながら見守り」の導入により、ボランティアの負担を軽減しながら継続します。

### ○社会福祉協議会の主な事業

具体的な事業	事業の概要・方向性
推進委員会の活動支援	推進委員会の活動として、小学校の登下校時の見守り活動を推進します。



登下校時見守り活動

**主な取組③****高齢者の見守り活動支援**

『檀原市はいかいSOSネットワーク』などを拡充し、自治会、民生委員・児童委員、市社協、かしはら街の介護相談室、推進委員会、民間事業者、地域住民などと連携し、認知症の人や、生活のしづらさを抱えた人を見守り、早期に課題発見・対応できる体制づくりを推進します。

## ○檀原市の主な事業

具体的な事業	事業の概要・方向性
はいかい高齢者 家族支援サービス	認知症による徘徊などで行方不明になった人を早期に発見するために、協力関係機関及び協力者間でネットワークを構築します。また、認知症等の人がある家族にGPS機器を貸与し、見守りを支援します。
一人暮らし高齢者 実態調査	各地区の民生委員・児童委員により65歳以上の一人暮らし高齢者の実態を調査し、現状を把握します。定期的に一人暮らし高齢者の全数調査を行うことを目指します。
地域の高齢者への 積極的な訪問	小学校区かしはら街の介護相談室に委託し、生活機能の低下のリスクのある高齢者や虐待・認知症等により見守りを要する高齢者などを支援につなげるため、関係機関等から情報提供のあった高齢者への訪問相談を行います。

## ○社会福祉協議会の主な事業

具体的な事業	事業の概要・方向性
見守り活動支援 事業	民生委員・児童委員やボランティアの協力を得て、一人暮らし高齢者等の見守りや安否確認を目的とした地域の見守り活動を支援します。
ふれあい電話訪問 サービス事業	高齢者世帯に対し、話し相手や見守り等のため、ボランティアによる電話訪問を行います。
推進委員会の活動 支援	推進委員会と自治会、民生委員・児童委員、地域住民等との連携を進めながら、日々の生活やサロンなどの活動の中で、異変に気付いた場合に関係団体や専門機関に相談・連絡するといったさりげない見守り活動「緩やかな見守り」を推進します。

## (2)地域福祉活動の場・拠点づくり

- 現行の活動内容や参加方法を工夫し、各種団体との連携を図りながら、子どもから高齢者、障がいのある人もない人も、新しく地域に来た人も、地域で暮らすだれもが気軽に参加し活動できる仕組みや環境づくりを進めます。
- 地域住民が楽しみながら自然に地域のつながりを深められるような仕組みや、一部の人に役割が集中するのではなく多様な関わり方で活動できる体制を作ります。

### 現状と課題

- 地域で課題を抱えた人だけでなく、だれもが気軽に立ち寄り交流できる場を作ることが求められています。
- 地域での居場所や交流の場は、単に交流するという目的だけでなく、地域のつながりを作ることや、見守りや相談の場としての役割も果たします。地域が抱える課題の早期発見、早期解決のためにも必要な場となっています。
- 地域福祉推進委員アンケートでは、不足しているサービス・地域資源として約4割が「地域での居場所や交流の場」をあげており、地域での居場所や交流の場の創出が求められています。
- 推進委員会では、子どもの居場所づくりや高齢者のふれあいサロンなどの地域の居場所づくりに力を入れて取り組んでいます。一方で、参加者や活動メニューの固定化、担い手の負担などが課題となっている校区もあります。そのような課題を解決するためにも、地域の活動において幅広い年代やより多様な参加者を引き込んでいくことが必要となります。



こども園子育て支援活動



こども園七夕演奏会

**主な取組①****介護予防の推進**

高齢者の閉じこもりなどを防ぎ、いきいきと暮らすことができるよう、ふれあいサロンや元気な一歩会など、多くの高齢者が活動できる場所を増やします。また、高齢者だけでなく、幅広い年代が関わりを持てるような仕組みづくりを進め、活動の充実を図ります。

## ○檀原市の主な事業

具体的な事業	事業の概要・方向性
地域介護予防活動支援事業	ふれあいサロンや元気な一歩会など、高齢者が集える場を充実させます。
健康かしはら21講座	健康づくり教室や健康寿命の延伸と生活の質の向上を目的とした「健康かしはら21(第2次)計画」を広く市民に啓発します。

## ○社会福祉協議会の主な事業

具体的な事業	事業の概要・方向性
ふれあいサロン事業	65歳以上の高齢者を対象に、地区公民館等において、体操や手芸等の活動を行うとともに、サロン間での情報共有や他の団体との連携により、活動内容が充実していくよう支援します。
オレンジカフェ(認知症カフェ)	認知症の方やその家族が集まり、悩みの相談や介護の情報を得るための交流を推進します。
家族介護者リフレッシュサロン	高齢者等を在宅で介護している家族の日頃の不安や困りごとの解消となるよう、介護者同士が相談や交流ができるよう支援します。
推進委員会の活動支援	推進委員会のイベント等において子どもから高齢者まで幅広い年代が交流できるよう支援します。



ふれあいサロン



元気な一歩会

## 主な取組②

## 子育て支援の充実

地域において安心して子育てができるよう、こども広場や子育て支援センターの充実や、育児サークルや子育て支援団体、保育所（園）・幼稚園・小中学校などの連携を強化し、子どもの居場所づくりを進めます。また、地域とのつながりを深め、子育て世帯でない層も関わられるような仕組みづくりを行います。

なお、檀原市では、生活困窮者や生活保護世帯に限定せず、学習能力の向上及び子どもの居場所確保を目的に檀原市の小・中・高生を対象とした「かしはら校外塾」を市独自の学習支援事業として実施しています。

### ○檀原市の主な事業

具体的な事業	事業の概要・方向性
子育て支援事業	地域子育て支援拠点としての「こども広場」、「子育て支援センター」で、交流や情報の発信、相談などのさまざまな支援の充実を図ります。また、ファミリー・サポート・センター事業では、子育てを地域で相互援助できる支援を進めます。
地域こども教室	各地区公民館を中心に主に週末を利用して、地域の大人たちが中心となって教室を運営し、体験・交流活動を通して、地域の子どもたちの居場所づくりを行います。今後はさまざまな団体との連携を通して、教室の担い手や新たな参加者の拡大を進めます。
家庭教育支援事業	子どもの発達について学ぶ場を保護者に提供するとともに、参加者同士が育児について気軽に語り合うことのできる交流の場を提供します。今後は育児サークルやさまざまな団体との連携を通して、各種子育て支援講座の教室の担い手や新たな参加者の拡大を進めます。



こども広場（子育て支援事業）



親子体育遊び（家庭教育支援事業）

**主な取組③****生涯学習活動やスポーツ教室の充実**

どの年代でも参加しやすい各種生涯学習やスポーツ等の機会を通して、楽しみながら地域住民が参加できる機会を増やします。また、学習を通じて得た知識を基に、地域で活躍できるような仕組みも作ります。

## ○檀原市の主な事業

具体的な事業	事業の概要・方向性
社会教育推進事業	だれでも、いつでも、学びたいときに学べるよう、年齢や状況に応じた生涯学習講座を実施します。また、生涯学習情報誌を発行し、各課や公共施設等が実施する講座を紹介します。今後、さまざまな団体と連携しながら、講座内容の充実を図ります。
高齢者大学推進事業	高齢者向けに「生活科学」「美術」「歴史・郷土」「国際関係」「文学」「政治・経済」「健康長寿」「日本の民俗」などのコースを開講します。今後、高齢者大学で学んだ高齢者が地域で活躍できるような仕組みづくりを行います。
地域生涯学習推進委員事業	地域生涯学習推進委員により、地域住民が生涯学習を行える地域学級を公民館で開催します。今後、地域生涯学習推進委員が他の団体などと連携しながら、魅力ある活動づくりを行えるように支援し、担い手や参加者の幅を広げます。
各種スポーツ教室開設実施事業	生涯スポーツの推進・市民交流のきっかけの場として、さまざまな年齢層に応じた教室等を企画運営します。



地域生涯学習推進委員研修



太極拳教室

ノルディックウォーク  
体験会



**主な取組④****施設のバリアフリーの推進と既存施設の活用**

集会所や公民館等の公共施設のバリアフリー化を進めるとともに、既存施設の積極的な活用促進により、だれもが集いやすく、活動しやすい環境を整備します。

## ○橿原市の主な事業

具体的な事業	事業の概要・方向性
学校幼稚園施設開放事業	地域の子どもに関心を持つ機会を作り、世代間の交流を深める場として、市立小中学校施設、市立幼稚園施設を活用します。
学校体育施設開放事業	生涯スポーツ実践の場として、市立小中学校体育施設を学校教育と調整を図りながら、橿原市で活動するスポーツ団体等に開放します。
地区公民館維持・管理運営事業	自治委員会を指定管理者として指定することにより、地域に根付いた柔軟かつ円滑な地区公民館の運営を行います。老朽化した建物や設備の機能回復を図り、地域の拠点として活用します。
集会所施設整備助成事業	各自治会からの要請に応じ、集会所の新築、改修等の支援をします。
空家等利活用再生補助事業	空家等対策計画の利活用事業の一つとして、空家が地域活性化の資源となるよう、住宅以外の用途へと転用するモデル事業を進めます。

## ○社会福祉協議会の主な事業

具体的な事業	事業の概要・方向性
地域資源の把握	かしはら街の介護相談室と連携して、居場所としての地域資源の調査・把握・周知を行います。集いや活動の拠点としてその活用を働きかけます。

### (3)地域活動団体、NPO等の活動促進

- 地域福祉を推進するうえで中心となる推進委員会や各種活動団体の課題やニーズを把握し、その活動支援を行うことにより、活動の活発化を図ります。
- 推進委員会や地域で活動しているさまざまな団体が、情報交換や人材交流などの連携を進めることにより、互いの活動への理解を深め、高齢者・障がい者・児童といった分野を越えた活動に発展できるように支援します。

#### 現状と課題

- さまざまな活動を行っている地域・団体があるものの、推進委員会へのヒアリングでは、「他の校区がどのような活動をしているか知りたい」といった声があがるなど、情報共有が十分でない現状がみられました。
- 地域福祉推進委員アンケートでも、日頃、交流や協力関係にあるグループ・団体は、自治会、民生委員・児童委員が多く、NPO法人やボランティア団体との交流は少ない状況がうかがえます。また、行政や市社協に期待することとして、「専門機関や自治会なども含む関係者間での情報共有のためのネットワークや場づくり」との回答が最も多く、約4割となっています。より効果的で持続的な地域福祉活動を行っていくためにも、各団体がどのような活動を行っているかお互いに情報交換を行い、協力や役割分担をすることが必要です。
- 市民アンケートでは、地区担当の民生委員・児童委員の認知度は31.3%、推進委員会の認知度は13.8%にとどまっています。そのうち推進委員会の活動内容について、半数以上の人知っているのは「小学校の登下校時の見守りあいさつ運動」だけであり、活動の認知度が低い状況です。推進委員会や各種活動団体の活動を活発にしていくためには、より多くの地域住民に活動を知ってもらうことが必要です。関係者同士だけでなく、地域住民にも活動内容を分かりやすく伝えていくことが求められています。

**主な取組①****地域福祉推進委員会への活動支援**

推進委員会に対して、活動のアドバイスや人材の育成を含めた支援を行います。また、各小学校区間の情報共有や連携できる仕組みづくりを進めます。

## ○檀原市の主な事業

具体的な事業	事業の概要・方向性
推進委員会への活動支援	市社協を通じて推進委員会の活動を支援します。今後は更なる活動の発展を目指し、支援を強化します。

## ○社会福祉協議会の主な事業

具体的な事業	事業の概要・方向性
推進委員会の活動支援	推進委員会の活動や運営を支援します。人材の育成や各種団体との連携を進め、地域福祉の充実を目指します。また、各推進委員会の地域福祉行動計画（アクションプログラム）の推進を支援します。
推進委員会間の連携の活性化	連絡協議会により、各小学校区間の情報の共有化を図り、地域福祉ネットワークを構築します。今後は各小学校区での取組の連携を進め、各校区の活動が活発化するよう支援します。

**主な取組②****自治会、民生委員・児童委員や各種団体への活動支援**

自治会や民生委員・児童委員、各種団体の活動が円滑に行えるよう支援していくとともに、互いに連携・情報共有できるような仕組みづくりを進めます。

## ○檀原市の主な事業

具体的な事業	事業の概要・方向性
自治委員活動事業	地域コミュニティ組織の中心的役割を担う自治委員、市自治委員連合会、地区自治委員会への活動支援を行います。引き続き、自治会の加入促進とともに、地域活動に参加しやすい仕組みづくりを行います。
民生委員・児童委員関係事業	各地区及び市民生児童委員協議会に対して支援するとともに、民生委員・児童委員の人材育成や専門性の向上を行います。引き続き、行政や市社協等との連携・情報共有を強化します。
障がい関係各種団体の活動支援	障がい関係の各種団体に活動の支援を行い、障がい者の社会参加の促進を図ります。また必要に応じ、各種団体に対し障がい福祉制度の説明会等を実施します。
子育てサークルや子育て支援ボランティア団体の活動支援	子育てサークルや子育て支援ボランティア団体に対し、活動支援するとともに、交流会や保育士の派遣等を行い、活動を支援します。今後は団体の質の向上や他団体との連携を進めます。
老人クラブの活動支援	市老人クラブ連合会及び単位老人クラブに対し、活動の活発化に向けて、支援を行います。

## ○社会福祉協議会の主な事業

具体的な事業	事業の概要・方向性
団体の活動支援	市自治委員連合会、民生委員・児童委員協議会、市老人クラブ連合会、連絡協議会のそれぞれの活動を支援するとともに、連携を図りながら地域福祉を推進します。
構成団体の連携強化	市社協の構成団体の連携を深め、相互の協力体制の強化に努めます。



自治委員研修  
(人と防災未来センター)



民生委員・児童委員研修  
(野島断層)

## Ⅱ 地域福祉の担い手が育つまちづくり

### (1) 支え合いの心の醸成

- 地域住民一人ひとりに、支え合い・助け合いの心が醸成されるよう、子どもの頃からの福祉教育を行うとともに、高齢者や障がい者など、さまざまな生活のしづらさを抱える人などについて、理解を深める機会を作ります。
- 地域福祉活動の中心となるリーダー的な役割を果たせる人材を発掘し、次世代の地域福祉の担い手として育成します。

### 現状と課題

- 庁内や推進委員会のヒアリングでは、地域福祉活動には高齢者や女性のボランティアが多く、若い世代の参加が少ないという意見がありました。今後、担い手が不足する中で、より地域福祉活動の参加者の裾野を広げていくためには、子どもの頃から地域福祉への関心を高める教育を進めることが必要です。
- 地域福祉活動への理解を進めるためには、高齢者や障がい者などとの交流を通して、自然に互いの理解を進められることができる機会を作ることも必要です。
- 市民アンケートでは、16歳～20歳代の若者は地域活動への参加割合は低いものの、ボランティアに参加経験のある人は、16歳～20歳代の男性が51.1%、女性が42.2%と全体の参加経験34.7%よりも高くなっています。引き続き、若者がボランティアの参加を経験できる機会を作るとともに、その後も関心を持ち続け、地域の担い手となるように育成する取組が求められています。



認知症キッズサポーター養成講座



送迎ボランティア養成講座

## 主な取組① 福祉教育の推進

子どもの頃から、地域の人と関わりを持ったり、福祉教育を進めることで、支え合い・助け合いの心を育てます。

### ○檀原市の主な事業

具体的な事業	事業の概要・方向性
特色ある学校づくり	高齢者との交流、バリアフリー体験、福祉体験学習、職場体験学習等やゲストティーチャーを招いての授業により、福祉教育の推進を図ります。学校での経験をきっかけに、家庭や地域等、身近なところから自分にできることを実践する力も育成します。

### ○社会福祉協議会の主な事業

具体的な事業	事業の概要・方向性
福祉教育の推進	小・中学校でのボランティア活動の実践を通じて福祉教育を推進することにより、児童・生徒の社会福祉への理解と関心を深め、思いやりとやさしさを養います。
共同募金運動の推進	福祉教育の一環として、小・中・高等学校の児童・生徒に学校募金への協力を呼びかけ、募金運動の実践と集まった募金の活用について、学ぶ機会を提供します。



学校募金活動



共同募金の出前講座



車椅子体験



認知症に関する学習

## 主な取組②

## 福祉人材の発掘・育成

地域福祉の次世代の担い手となる人材を発掘し、地域福祉活動に必要な知識を学ぶ研修や講座を開催します。内容を工夫することにより、若い世代などの参加を促し、担い手の育成を図ります。

### ○檀原市の主な事業

具体的な事業	事業の概要・方向性
地域福祉講座	地域住民が地域福祉に対する関心を高め、地域における次世代の担い手を発掘するために地域福祉講座を開催します。今後は若い世代や地域福祉に馴染みのない人も参加できるように、SNSなどを利用した周知方法や講座内容の工夫をします。
ヘルスリーダーの養成・活動支援	地域の健康づくりのためのボランティアの育成を図ります。食生活改善や運動推進を普及できるように、周知・活動内容を工夫します。

### ○社会福祉協議会の主な事業

具体的な事業	事業の概要・方向性
ボランティアの養成・スキルアップ	送迎ボランティア、傾聴ボランティア、災害時のボランティアなどの養成とそのスキルアップを図るとともに、ボランティア活動に対する普及・啓発に取り組みます。



地域福祉講座



ヘルスリーダーの養成・活動支援



傾聴ボランティア養成講座



災害ボランティア運営者養成講座

### 主な取組③ 心のバリアフリー化の推進

地域住民一人ひとりが、高齢者や障がい者など、さまざまな生活のしづらさを抱える人たちに対する理解を深め、地域で共に暮らせるように研修や交流の機会を充実させます。

#### ○橿原市の主な事業

具体的な事業	事業の概要・方向性
人権啓発事業	さまざまな人権について、街頭やイベント等での啓発活動を行います。今後も、部落差別をはじめ、あらゆる差別の解消に向けて啓発活動を進めます。
地域社会における人権教育推進事業	社会教育指導員・人権活動支援子ども指導員を地域に配置し、人権問題地区別懇談会や各種研修会を開催します。だれもが気軽に参加できるよう内容を工夫し、より多くの地域住民の参加を促します。
認知症サポーターの養成	認知症高齢者やその家族を地域で見守り、支援する「認知症サポーター」を養成するため、認知症サポーター養成講座を開催します。また、児童を対象に認知症キッズサポーター養成講座を開催します。養成講座の受講修了者にはステップアップ講座等を用意し、サポーターの活動につながるように支援します。
障がい者交流(ふれあいのつどい)	「ふれあいのつどい」のイベントにて、障がい者団体の出店やパネル展示、体験コーナーや舞台発表を設け、啓発活動を行います。障がいのある人もない人も交流できる場を充実させます。
障がい者地域生活支援事業(聞こえのサポーター講座)	難聴者への理解を図るために「聞こえのサポーター講座」を実施し、要約筆記等障がい者をサポートするボランティアを養成します。広報誌で手話を紹介するなど、障がいに関する啓発活動を進めます。

#### ○社会福祉協議会の主な事業

具体的な事業	事業の概要・方向性
認知症サポーターの養成	キャラバン・メイトとして認知症サポーターの養成に協力します。



障がい者ふれあいデー



認知症サポーター養成講座



## (2)地域福祉活動に関わるきっかけづくり

- 地域福祉に関心が持てるような情報発信やきっかけづくりを行い、より多くの地域住民が地域福祉活動に参加できるよう促します。
- ボランティアをしたい人がボランティアに参加できるよう、ボランティアをしたい人とボランティアが必要な団体を結びつけるコーディネートやサポート機能などの環境整備に取り組みます。

### 現状と課題

- 推進委員会のヒアリングでは、担い手の高齢化や固定化が課題としてあげられ、年代を超えて地域福祉活動に参加することが求められています。
- 市民アンケートでは、地域活動に参加していない理由としては、「時間的な余裕がないから」が最も多くあげられており、行政や市社協に望む手助けについては半数以上が、「気軽に参加できる活動を増やすこと」をあげています。少しの時間でも参加できる活動や空いた時間に気軽にできる活動が求められています。
- 地域活動に参加しない理由として、「情報が入りにくいから」があげられていること、地域活動や福祉サービスに関する情報の充足度が約17%となっていることから、地域住民へ情報が届いていない現状もうかがえます。年代によって、地域活動や福祉サービスに関する情報源が異なるため、呼びかけたい年代に応じた情報発信を行う必要があります。
- 「知らない人ばかりで参加しにくい」という理由で地域活動に参加できていない人もいます。活動に関心を持った人が参加しやすくなるようなきっかけづくりや、その後も活動を継続できるような環境整備も求められています。



ふれあい・いきいき祭



市民活動交流広場 (ナビコンパス)

**主な取組①****地域福祉に関する情報の発信**

年代や行動形態などに応じた情報媒体の活用や、地域福祉に関心のない人でも興味を持てるような工夫をすることにより、多くの地域住民に地域福祉に関する情報を届けます。

## ○檀原市の主な事業

具体的な事業	事業の概要・方向性
広報事業	広報「かしはら」の月1回の発行やホームページの作成、更新を行います。今後は、SNSの利用促進や属性（年齢・性別・趣味嗜好等）に応じた“おすすめ”情報が表示されるホームページのシステムの導入など、幅広い対象者に情報提供ができるよう工夫します。
出前講座	市職員、ボランティア・市民活動団体等の講師により、各種講座を実施します。参加者が増えるよう、庁内の各担当部署に工夫を呼びかけます。
健康と社会福祉の祭典	ふれあい・いきいき祭を開催し、地域福祉や健康などに関する情報発信・啓発活動を行います。引き続き、参加者が増えるよう、社会ニーズに合わせた内容の充実を図ります。

## ○社会福祉協議会の主な事業

具体的な事業	事業の概要・方向性
広報事業	社協だより「いきいき」（年4回）や会報誌（年1回）の発行、ホームページの更新（随時）を行います。子どもから高齢者まで幅広く情報提供できるよう広報内容を工夫します。
健康と社会福祉の祭典	市との共同により、ふれあい・いきいき祭を開催し、地域福祉や健康などに関する情報発信・啓発活動を行います。
啓発活動の実施	日常業務においてあらゆる機会を活用し、地域住民への地域福祉に対する啓発を行います。



広報「かしはら」



社協だより「いきいき」

**主な取組②****地域福祉活動への参加促進**

学生や働いている人などでも、気軽に参加できるように活動内容や参加方法を工夫したり、その人の年代に応じた活動を紹介することで、より多くの地域住民が地域福祉活動に参加できるような仕組みづくりを行います。

## ○檀原市の主な事業

具体的な事業	事業の概要・方向性
生涯学習推進事業	学校と地域の協働を進める学校・地域パートナーシップ事業を行います。放課後の学習支援、登下校の見守り、清掃活動、クラブ活動の支援など、さまざまな場面で地域住民が参画できるように取り組みます。

## ○社会福祉協議会の主な事業

具体的な事業	事業の概要・方向性
推進委員会の活動支援	推進委員会の活動として、若い世代が参加しやすい活動の企画・実施、交流や情報交換の場づくりを支援します。

**主な取組③****市民活動交流広場の活用**

地域福祉活動に関心を持った人が活動に参加するための橋渡しや、継続的に活動するためのサポートなど、地域住民が地域福祉活動を行いやすくするための環境づくりを進めます。

## ○檀原市の主な事業

具体的な事業	事業の概要・方向性
市民活動交流広場の運営事業	市民活動交流広場を運営し、スペースの貸出、相談対応、情報収集・発信を行います。市民公益活動の支援を充実するため、専門性を持った人材の育成・配置を進めます。

## ○社会福祉協議会の主な事業

具体的な事業	事業の概要・方向性
ボランティア活動の支援	市民活動交流広場を拠点（受付窓口）として、ボランティア活動中の事故に備え、各種ボランティア保険を取扱い、安心して活動できるよう支援します。

### Ⅲ 安全で安心できるまちづくり

#### (1) 包括的な相談窓口・支援体制の構築

- 地域住民の抱える課題が複合化・複雑化していることから、縦割りの相談窓口・支援体制ではなく、住民の多様な相談を受け止める包括的な相談窓口・支援体制の構築を目指します。
- 身近な地域で気軽に相談できる体制を整えることで、地域住民の安心感や、課題の早期発見、早期解決につなげます。

#### 現状と課題

- 市民アンケートでは、日常生活の困りごとや悩みごとの相談先としては、「家族」（55.6%）、「配偶者」（50.2%）と回答した割合が高く、「市役所の相談窓口」（2.3%）、「地域包括支援センター」（1.7%）、「かしはら街の介護相談室」（0.1%）は低くなっています。また、「相談はしたいが相談できる相手がない」と回答した人も3.9%います。
- 福祉に関して市役所の相談窓口がわからず困った経験がある市民は10人に1人（9.9%）となっており、その理由として「相談したい内容がいろいろな分野にまたがっていた」が43%となっています。市や市社協などの相談窓口は多々あり周知も行っていますが、地域住民には、そういった場合、どの相談窓口に行けば良いのか分かりづらい状況にあると考えられます。このような状況から、地域住民の不安や課題を解決するためには、まず分かりやすい相談窓口を設置したり、相談後に包括的な支援へ繋げていく体制づくりが必要です。合わせて相談窓口のより一層の周知も求められています。
- 相談支援業務を担当する各課が集まって実施した「地域住民の相談を包括的に受け止める体制」についての意見交換会では、各課の相談窓口業務の内容を把握し、情報共有や連携することが重要であり、そのための職員の配置や体制が必要なこと、また関係課が情報を共有できるツールがないことが課題としてあげられました。課題を受け、職員の相談対応の意識や課題の把握・分析能力、知識の向上を行うとともに、関係課が情報共有できるツールや場づくり、包括的な支援体制について庁内で検討を進める必要があります。

## 主な取組① 複合的な課題や制度の狭間に対応できる相談・支援体制の構築

地域住民の抱える課題が複合化・複雑化していることを踏まえ、複数の課題を抱えた人や制度の狭間にいる人の相談にも対応できるような包括的な相談支援体制を目指します。そのために、各機関・各相談窓口との情報の交換や共有化を図り、既存のネットワークを強化しつつ、適切に専門職等を配置するなど必要な体制づくりを進めます。

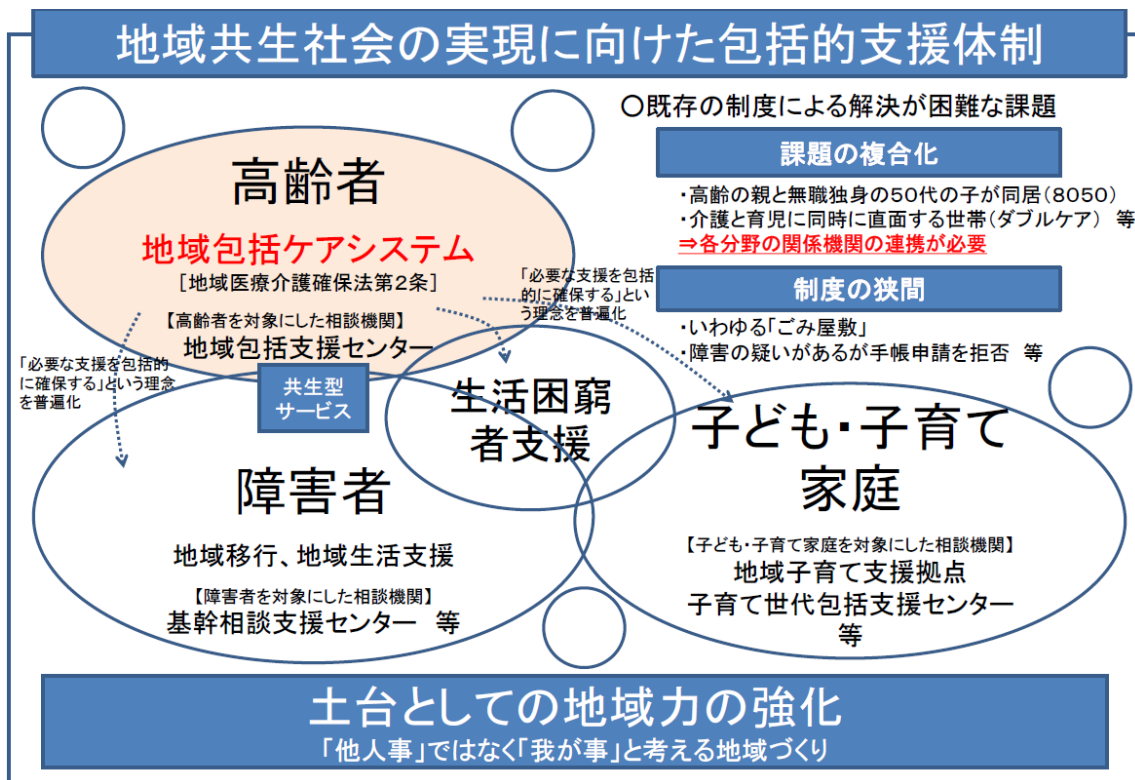
### ○檀原市の主な相談窓口

相談窓口		相談内容
全般	市民相談	市行政全般
	行政相談	国などの行政に関する苦情・意見・要望など
高齢	介護保険の相談	要支援・要介護認定に関する事及び介護サービスに関する相談
	高齢者に関する相談	高齢者虐待・認知症・権利擁護等に関わる相談
障がい	障がい者相談	障がい者の地域生活での相談
子ども・子育て	子育て世代包括支援センター事業 (妊産婦・乳幼児相談窓口、子育て総合窓口)	妊娠期から子育て期(妊娠・出産・産後・育児)を切れ目なく支援するための包括的な相談や情報提供
	母子・父子家庭・寡婦生活相談	母子・父子・寡婦の生活相談
	育児・家庭児童相談(0~18歳未満)	児童に関する心配ごとや虐待等の相談
	発達相談	就学前の子どもの発達に関する相談(発達検査)
	教育相談	就学後の子どもの発達・行動面や日常生活面についての相談
	すこやか子ども相談	乳幼児及び妊産婦を対象とした保健師、心理相談員、管理栄養士、助産師による育児相談・身体測定
生活困窮	生活保護の相談	資産・能力等のあらゆるものを活用しても生活に困窮する人の、最低限度の生活保障とともに自立を助長する相談
	生活支援相談窓口	生活保護を受給していない人で、生活に困窮している人に対する自立支援に向けての相談
人権	女性相談員による電話相談	生き方、夫婦、家族、DV、対人関係の問題や悩みなど
	「女性による女性のための」面接相談	女性が抱えるさまざまな心理的問題や悩みなど
	人権相談	日常生活で人権問題と感じたことや悩みなど
その他	いきいきライフ相談	成人を対象とした保健師による健康相談、管理栄養士による栄養相談
	消費生活相談	契約や取引のトラブル、多重債務、商品やサービスに関する苦情など、消費生活に関する相談
	空家相談	空家適正管理に関する問題など
	外国人生活相談	市内在住の外国人を対象とした各種生活相談、情報提供

○社会福祉協議会の主な相談窓口

相談窓口		相談内容
全般	心配ごと相談	日常生活でのさまざまな心配ごとや悩みなど
高齢	地域包括支援センター	高齢者の介護・福祉などに関する相談
高齢・障がい	福祉サービス利用援助の相談	判断能力が不十分な方の権利擁護や福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理などの相談
生活困窮	生活福祉資金貸付制度の相談	低所得者世帯や高齢者世帯などの生活福祉資金に関する相談

<包括的な支援体制のイメージ>



(資料) 厚生労働省 HP「地域包括ケアシステムなどとの関係」より

**8050 問題とは**

8050 とは、「80」代の高齢の親が「50」代のひきこもりの子どもの世話をしており、精神的、経済的にも問題を抱え、孤立してしまっている家庭のことです。近年、このような家庭が増えており、社会問題となっています。ひきこもりのため、なかなか社会や福祉サービスにつなぐことが困難であり、行政の既存の縦割り体制では解決が難しい問題となっています。このような家庭を支援するためにも、生活支援、就労支援、高齢者支援、障がい者支援など、さまざまな面から包括的に支援できる体制づくりが求められます。

## 主な取組②

## 生活困窮者等への支援

課題を抱えた生活困窮者等に対し、相談を受けた支援員が必要な支援と一緒に考え、関連機関や専門家との連携を図りながら必要な支援を行います。

### ○橿原市の主な事業

具体的な事業	事業の概要・方向性
橿原市生活支援相談窓口	<ul style="list-style-type: none"><li>経済的に困っている人、仕事がなかなか見つからない人、家族のひきこもりなど、生活に何らかの問題を抱えた人の相談を自立相談支援員が個別に受け、課題を整理し、本人の意欲や想いに寄り添って自立に向けた支援を行うとともに、就労支援の一環として、住居を喪失した人、又は喪失するおそれのある人の就労機会の確保に向けて、住居確保給付金を支給します。</li><li>直ちに一般就労することが難しい相談者に対しては就労準備支援を、家計に課題のある相談者には家計改善支援員による支援を行い、関係機関、民生委員・児童委員等と連携し、本人が自立できるよう包括的・創造的な支援を進めます。</li><li>地域での就労及び就労体験の場、居場所といった地域資源の開発を目的として、社会福祉団体・地域の事業所等とのネットワークづくりを進めます。</li></ul>

### ○社会福祉協議会の主な事業

具体的な事業	事業の概要・方向性
生活福祉資金の貸付	低所得者世帯や高齢者世帯、障がい者世帯等の生活を経済的に支えるとともに、在宅福祉の充実や社会参加の促進を図ることを目的に、生活福祉資金の貸付を行います。また、橿原市生活支援相談窓口との連携を図り、一体的な相談・支援を継続します。
奈良県フードレスキュー事業	生活に窮迫した相談者に対して、寄り添い、安心・安定した生活に向けた相談支援活動につなげていけるよう、一時的に食料品の提供を行います。



生活支援相談窓口ではプライバシーに配慮し、個室での面談も実施しています。

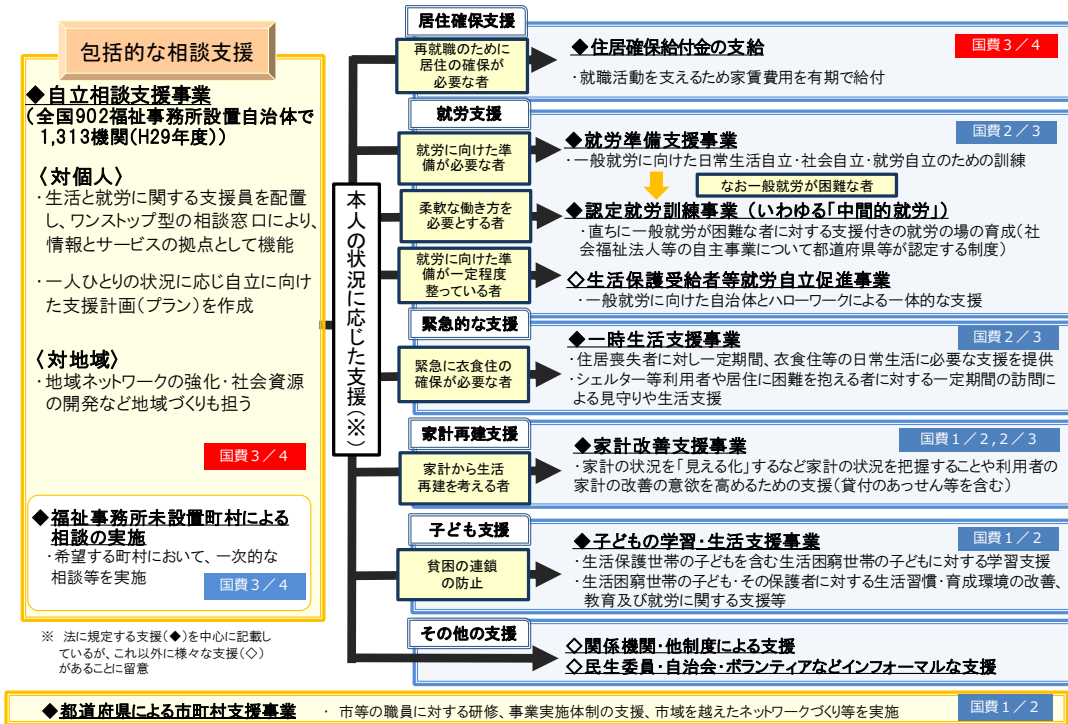


生活支援相談窓口

## 生活困窮者自立支援制度とは

平成27年4月1日に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行う制度です。

## 生活困窮者自立支援制度の概要



資料) 厚生労働省「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアルの改訂について」(平成30年10月1日通知)

## 檜原市における支援体系

★印は必須事業

事業名	開始年度			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
自立相談支援事業(★)	■	■	■	■
住居確保給付金(★)	■	■	■	■
就労準備支援事業				■
家計改善支援事業			■	■
子どもの学習・生活支援事業(※)		■	■	■

※檜原市では生活困窮者や生活保護世帯に限定せず、学習能力の向上及び子どもの居場所確保を目的に市内の小・中・高生を対象とした「かしはら校外塾」として市独自で学習支援事業を実施しています。



### 主な取組③

### 地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢者が介護や支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を深化させ推進します。そのために、地域包括支援センターとかしはら街の介護相談室を中心に自立支援・重度化防止へ向けて、地域に密着した実態把握や介護予防・生活支援の取組を進め、地域のさまざまな社会的資源と連携していきます。

#### ○檀原市の主な事業

具体的な事業	事業の概要・方向性
包括的支援事業	<ul style="list-style-type: none"><li>地域包括支援センター（市社協へ委託）、かしはら街の介護相談室の設置・運営（市社協を通じて社会福祉法人等へ委託）、在宅医療と介護の連携推進事業、認知症総合事業等を行います。</li><li>小学校区及び中学校区ごとに23箇所のかしはら街の介護相談室を設置。小学校区のかしはら街の介護相談室では、24時間365日の相談対応を行うほか、より一層地域の高齢者の実態やニーズを把握するための取組や、地域のニーズにねざした各種教室の開催に取り組みます。また、中学校区のかしはら街の介護相談室では、在宅医療・介護連携地域ケア会議等を通じて、医療と介護の連携体制の強化を図ります。</li></ul>

#### 地域包括ケアシステムとは

地域包括ケアシステムの構成要素は、「医療」、「介護」、「介護予防」、「住まい」、「生活支援」とされており、下記の植木鉢図は、その関係を示したものです。まず、本人の選択が最も重視されるべきであり、本人・家族がどのように心構えを持つかという地域生活を継続する基礎を皿と捉え、生活の基盤となる「住まい」を植木鉢、その中に満たされた土を「介護予防・生活支援」、専門的なサービスである「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「保健・福祉」を葉として描いています。

#### <地域包括ケアシステムの構成要素>



(資料) 地域包括ケア研究会報告書（平成28年3月）

○社会福祉協議会の主な事業

具体的な事業	事業の概要・方向性
地域包括支援センターの設置・運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域包括支援センターに保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャー等を配置し、それぞれが連携を図ることにより、地域で暮らす高齢者の介護・福祉・健康・医療等のさまざまな悩み・相談ごとに総合的に対応します。</li> <li>• 総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務や第一号介護予防支援事業、指定介護予防支援事業等を行います。</li> <li>• かしはら街の介護相談室の機能強化を図り、地域における高齢者の総合相談窓口として、より一層の充実を目指します。</li> <li>• かしはら街の介護相談室と連携して、自立支援・重度化防止に向けて、地域に密着した実態把握や介護予防・生活支援の取組を進めます。</li> <li>• 認知症地域支援推進員による専門相談や、認知症初期集中支援チームの設置により、早期から認知症高齢者等を支援します。</li> </ul>
地域ケア会議の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ケアマネジャーや地域住民等から報告される個別の支援困難事案の解決に向けた検討や、地域の支援体制の構築を目的に、「個別レベル地域ケア会議」に参加・開催します。</li> <li>• 個別レベル地域ケア会議やその他の個別課題の検討を通じて明らかになった小学校区の現状や課題（居場所づくりや見守りなど）を、地域住民と共有し、解決に向けた検討のため、「生活支援地域ケア会議」に参加します。</li> <li>• 高齢者が介護サービスや保健医療福祉サービス等を適切に利用できるよう、地域における多職種連携を推進します。介護保険事業所、医療機関等の関係団体との連携を図り、高齢者支援のためのネットワークの構築を目指して、「在宅医療・介護連携地域ケア会議」に参加します。</li> <li>• 専門職等がケアマネジメントのプロセスに関与し、多職種により課題及び背景・原因の分析をより深め、要支援者等の自立支援の検討を行う、「自立支援地域ケア会議」に参加します。</li> </ul>
生活支援コーディネーターの配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 市社協とかしはら街の介護相談室の生活支援コーディネーターが連携を図り、高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備の推進や、関係機関のネットワークの構築、地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動の組合せを行います。</li> <li>• 自治会、民生委員・児童委員、推進委員会等と連携し、日常生活上の支援体制の充実・強化を図ります。</li> </ul>



生活支援地域ケア会議



## (2)福祉サービスの充実

- 多岐にわたる福祉ニーズに対応するため、各種福祉サービスの充実を図ります。
- サービスを必要としている人が、適切なサービスを受けられるように、分かりやすい情報発信を行うとともに、サービスにつなげられるよう、啓発活動を行います。

### 現状と課題

- ・ 市民アンケートでは、地域活動や福祉サービスに関する情報の充足度は約17%にとどまり、前回調査よりも下がっています。
- ・ 市社協の認知度は4割程度ありますが、そのうち事業の認知度は、日常生活自立支援事業で8.4%、認知症高齢者への支援で15.5%となっており、十分にサービスが認知されていない状況です。
- ・ 必要とする福祉サービスにつなぐことができるように、サービスに関する情報発信や周知・啓発活動を進めることが求められています。

### 主な取組① 各種福祉サービスの充実

高齢者、障がい者、子ども・子育てのサービスを引き続き実施するとともに、支援を必要としている人に対して適切なサービスを提供できるよう、分かりやすい情報発信を行います。

#### ○檀原市の主な事業

具体的な事業	事業の概要・方向性
介護関連サービス	高齢者も社会を支える重要な構成員として、地域のなかで多様な主体による社会参加の機会を提供することにより、檀原市で暮らす高齢者一人ひとりが自立し、笑顔で元気に暮らせる社会の実現を目指して、各種サービスを提供します。（詳細は、「檀原市第8期老人福祉計画及び第7期介護保険事業計画」を参照）
障がい関連サービス	障がいの有無にかかわらず、お互いを尊重し支え合える共生社会を実現するとともに、障がいのある人が生きがいを持って生活できるまちを目指し、各種サービスを提供します。（詳細は、「檀原市第5期障がい福祉計画」を参照）
子ども・子育て関連サービス	一人ひとりの子どもに、健やかな成長のための適切な環境が等しく確保されるよう、子ども・子育て支援給付や子ども・子育て支援事業等を総合的かつ計画的に進め、安心して子育てができるまち、そして、子育て世代に選ばれるまちの実現を目指し、各種サービスを提供します。（詳細は、「檀原市子ども・子育て支援事業計画」を参照）

#### ○社会福祉協議会の主な事業

具体的な事業	事業の概要・方向性
提供する福祉サービスの向上	地域福祉の担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの向上に努めます。

**主な取組②****権利擁護の推進**

高齢者や障がい者などの人権を守り、サービスを必要としている人が、適切にサービスを受けられるよう支援します。また、高齢者や障がい者などへの虐待の防止や、早期発見・早期解決のための啓発、見守りを進めます。

## ○檀原市の主な事業

具体的な事業	事業の概要・方向性
成年後見制度の活用促進・成年後見制度利用支援事業	成年後見制度が活用されるよう、制度の周知・活用促進を図ります。成年後見制度に関する情報の提供や、市長申立をした人で制度の利用が困難な状況にある高齢者に対し、成年後見制度の申立に要する経費や成年後見人等への報酬の助成を行います。 また、高齢者虐待防止ネットワーク会議を開催し、虐待防止のために情報交換や対応の協議を行い、協力体制の整備を進めます。
障がい者人権擁護事業	成年後見制度が活用されるよう、制度の周知・活用促進を図ります。また、判断能力に不安がある障がい者に対し、費用負担が困難な場合、申し立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部または一部を助成します。 また、障がい者虐待防止ネットワーク会議を開催し、虐待防止のために情報交換や対応の協議を行い、協力体制の整備を進めます。

## ○社会福祉協議会の主な事業

具体的な事業	事業の概要・方向性
日常生活自立支援事業	判断能力が十分でない人に対して、福祉サービスの利用や日常生活の相談、日常的な金銭管理などの援助を行います。支援活動を行う生活支援員を養成し、利用者が安心して地域で生活できるよう支援体制の構築を図ります。
権利擁護体制の構築	権利擁護に関する総合的な支援を行うため、権利擁護体制の構築に向けて市や関係機関と協議・検討を進めます。
権利擁護事業	成年後見制度の利用支援、困難事例への対応、消費者被害の防止に関する諸制度の活用等により、高齢者が自身の権利を理解し、行使できるよう支援します。また、市や関係機関との連携を密にし、高齢者虐待の早期発見と早期対応を行います。さらに、かしはら街の介護相談室と連携して地域住民等に周知・啓発を行います。



福祉サービス関連計画

### (3)地域の防災・減災や防犯体制の充実

- 防災や防犯に対する周知・啓発活動や防災訓練により、自助・共助の力を強化するとともに、日頃から見守りやパトロール活動などの地域活動を支援し、防災・減災や防犯に強い地域づくりを進めます。

#### 現状と課題

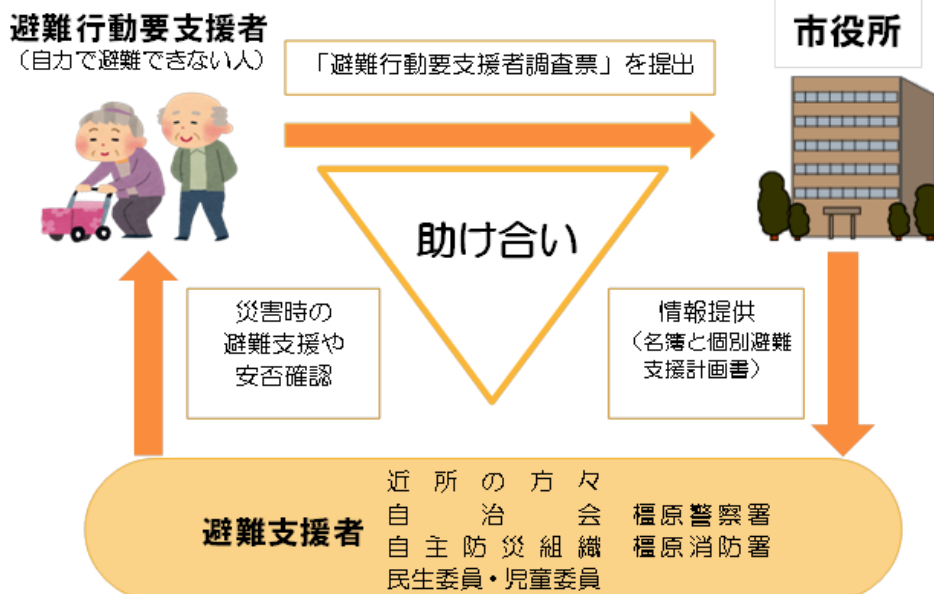
- 市民アンケートでは、「避難行動要支援者支援制度」の認知度が15.5%にとどまっており、制度が十分に認知されていない現状があります。
- 「避難行動要支援者支援制度」に関する名簿の活用方法や制度の運用に対して理解が進むように丁寧に説明すると同時に、地域住民のニーズに応えられるような具体的な制度設計が求められています。
- 防犯の取組については、推進委員会で子どもの見守りや防犯パトロールなどが行われており、今後も継続して活動を支援する必要があります。

#### 避難行動要支援者支援制度とは

平成25年に災害対策基本法が改正され、市町村は災害時などにおいて自力での避難が難しく、家族以外からの避難支援を必要とする高齢者や障がい者など（避難行動要支援者）の名簿の作成が義務付けられました。

この制度では平常時から地域の自治会や民生委員・児童委員、警察、消防などの避難支援等関係者に名簿情報を提供することによって、災害時の避難支援や安否確認に役立ちます。

#### <避難行動要支援者支援制度の流れ>



**主な取組①****災害時における要配慮者の支援体制の充実**

平常時より避難行動要支援者を把握し、災害時にはスムーズな安否確認や避難誘導などができるような体制づくりを進めます。

## ○檀原市の主な事業

具体的な事業	事業の概要・方向性
避難行動要支援者支援制度	避難行動要支援者支援制度の対象者への郵送調査、民生委員・児童委員による個別訪問調査を実施し、避難行動要支援者名簿を作成します。また、関係機関（自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、檀原警察署、奈良県広域消防組合檀原消防署）に避難行動要支援者名簿を配布します。 今後はより一層の制度の周知・浸透を図り、避難行動要支援者への避難支援の輪を広げるとともに、避難支援を必要とする対象者の名簿登録を促します。
地域防災力の向上事業	広報誌・パンフレットの作成、ホームページ、出前講座の開催、防災教育・防災訓練の実施など多様な機会を活用して、地域住民・自主防災組織・企業・学校などの防災・減災意識を向上させるための啓発活動を実施します。自主防災組織の育成及び地域間の連携を図り、地域防災力の向上を図ります。

## ○社会福祉協議会の主な事業

具体的な事業	事業の概要・方向性
推進委員会の活動支援	推進委員会の活動として、防災訓練などの取組や周知・啓発による地域の防災・減災意識の向上を支援します。



かしはら安心パーク防災訓練

**主な取組②****地域の防犯体制の充実**

防犯灯を設置する自治会や、青色防犯パトロールカーによる自主防犯活動を行う団体を支援するとともに、地域住民の防犯意識を高めるための啓発活動を進めます。

## ○檀原市の主な事業

具体的な事業	事業の概要・方向性
安心安全な地域づくり事業	自治会における防犯灯設置に対する支援、広報誌の活用やボランティア団体などとの連携により、防犯の周知・啓発活動を推進します。

## ○社会福祉協議会の主な事業

具体的な事業	事業の概要・方向性
推進委員会の活動支援	推進委員会の活動として、青色防犯パトロールなどの地域の防犯の取組を支援します。



# 第5章

---

## 計画の推進体制

---



# 1 計画推進主体とその役割

## 地域住民（市民）

すべての地域住民が地域社会の一員として、地域福祉活動の主体として期待されています。地域の生活課題を地域住民が我が事として捉え、支える側、受け手側といった固定的な役割ではなく、それぞれができることを考え、お互いに支える意識で活動します。

## 地域福祉推進委員

各校区における地域福祉活動の中心となる立場として期待されています。今後、若者など新たな担い手の育成やこれらの担い手が活動しやすい機会を作り、地域の活動の活性化を図ります。さらには、地域で活動する他の団体や地域外の団体・機関などと積極的に連携を図りながら、地域福祉活動の幅を広げます。

## 社会福祉協議会

地域住民が地域福祉活動に参加しやすいように環境の整備や地域住民の主体的な活動を側面的に支援します。また、地域の生活課題の解決に向け、専門的な見地からの助言・地域資源の開発やコーディネートなどの役割も期待されています。

さらには、地域住民の福祉への関心と参加を高めるため、広報・啓発や情報発信、きっかけづくりを行うとともに、行政や推進委員会との連携に努め、福祉教育の推進や支え合いの心の醸成を図ります。

## 行政

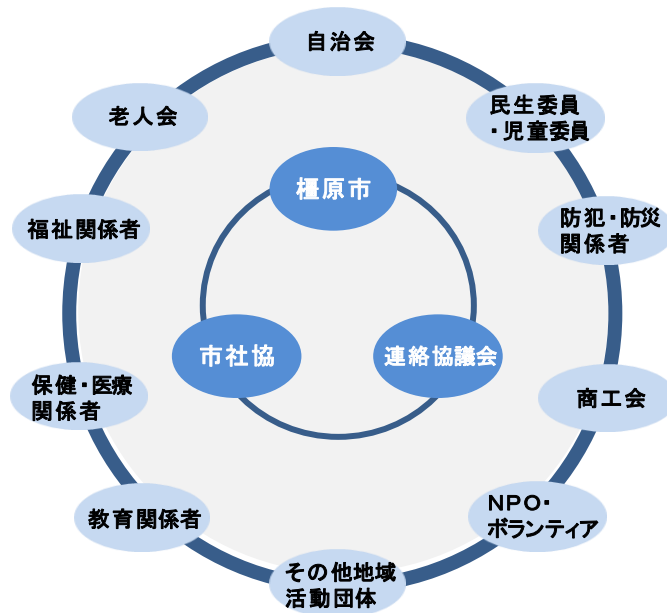
必要な人に必要なサービスが届けられるよう、情報提供を工夫し充実させます。また、行政サービスだけでは複合化・複雑化する地域住民の課題解決が図れないことも多いため、地域住民や市社協等と連携を図りながら、見守りや包括的な相談支援体制の充実を図ります。

さらには、市社協とも連携し地域住民等に対して、地域福祉活動への参加の機会・場の提供や広く広報・周知を図るなど、地域住民や地域福祉推進委員による地域福祉活動を積極的に支援します。

## 2 計画の周知と関係機関の連携の強化

地域福祉を推進するためには、地域住民に第4期計画を周知し、積極的に関わってもらうことが重要です。そのためにホームページや広報誌、SNSなどさまざまな媒体を活用しながら情報発信を図り、活動への参加を促すために周知・啓発活動を行います。

また、さまざまな関係機関・団体との連携を強化し、多面的・複合的に取組を進めます。



## 3 計画の進捗管理と点検・評価

第4期計画は、福祉分野の上位計画と位置づけていく必要があることから、他の計画との整合を図りながら、計画の点検・評価を行います。

方法としては、中間年に市内において進捗管理を行っていく予定です。また、16小学校区の推進委員会へも中間ヒアリングを行います。



## 第6章

---

### 16小学校区 地域福祉推進委員会の横顔

---



# 耳成小学校区

愛称：スマイルみみなし会  
 設立：平成17年5月25日

## 校区目標

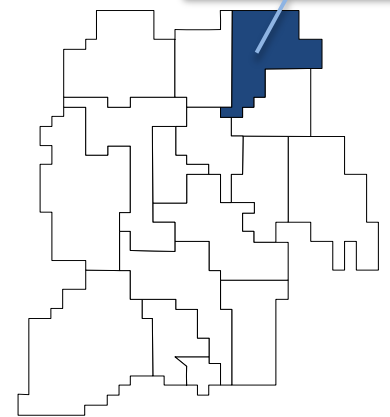
話しあおうよ。みんなしてより透明な活気ある  
 まちづくりへ ～わがまち再発見～

耳成小学校区

### ■耳成小学校区の地域データ

	平成20年度 (2008年度)		平成25年度 (2013年度)		平成30年度 (2018年度)	
人口(人)	10,746		10,573		10,132	
年少人口 (0~14歳)	1,634	15.2	1,486	14.1	1,250	12.3
高齢人口 (65歳以上)	1,911	17.8	2,256	21.3	2,642	26.1
世帯数(戸)	4,142		4,272		4,386	
一人暮らし 高齢者数(人)	182		233		321	

※住民基本台帳(各年度4月1日現在)より  
 ただし、一人暮らし高齢者数は、市一人暮らし高齢者実態調査より



## 校区のこれまで

～第3期計画(平成26年度～30年度)を振り返って～  
 小学校区地域福祉推進委員会ヒアリングより

### 5年間の成果



- ふれあい交流会、ふれあいサロンに参加者が定着するようになりました。
- ふれあいサロンを各町で実施するようになり、自治会、民生委員・児童委員、老人会などと連携が図れるようになりました。
- 地域福祉行動計画を策定することができました。
- 広報紙を平成31年3月に復刊しました。

- 老老介護、一人暮らし高齢者が増えており、近所の支え合いが必要だが、どのように関わったらよいか難しいです。
- 少子高齢化で子ども会の存続が難しく、自治会活動にかかる負担が大きくなっています。
- 担い手の高齢化が進んでおり、60～70歳の活動者を増やしたいです。
- マンションや新興住宅の住民にも、地域活動への関心を持ってもらい、参加してもらえよう働きかけが必要です。
- 校区の範囲が広いので、地区公民館で開催するふれあい交流会に自力で行けない人がいます。



現在の  
 問題・課題

## 校区の主な取組



▲総会



▲ふれあい交流会



▲ふれあいサロン(葛本町)



▲ふれあいサロン(十市団地)

## 校区のこれから

～第4期計画（平成31年(2019年)度～2023年度）の推進に向けて～  
小学校区地域福祉推進委員会ヒアリングより

### 第4期計画の基本目標

I 支え合いの活動が  
活発なまちづくり

II 地域福祉の担い手  
が育つまちづくり

III 安全で安心できる  
まちづくり

### 小学校区での取組

- ふれあい交流会、ふれあいサロンを継続します。
- 今ある活動を活用し、町同士のつながりを深めるイベント（世代間交流等）を実施します。
- 自治会、民生委員・児童委員、壮年会、老人会等の各団体が協働し、イベントを行います。

- 広報紙を発行（年2回）します。
- 自治会任期の終了後も地域福祉推進委員に残ってもらえるよう働きかけます。

- 各自治会や防災会等により、情報の共有・連携を図ります。
- 小学校の子ども見守り隊への協力を行います。

# 耳成南小学校区

愛称：耳成南・地域福祉の会  
 設立：平成17年7月13日

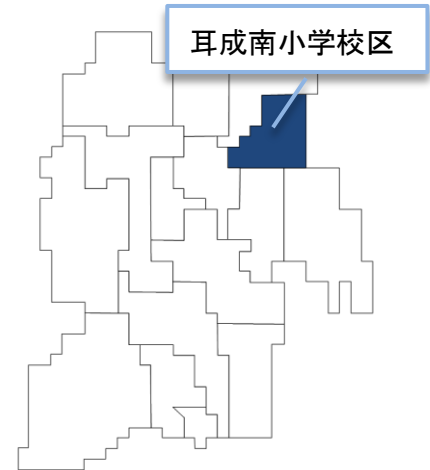
## 校区目標

耳成の山ふところにいだかれて  
 みんなやさしく心豊かなまちづくり

### ■耳成南小学校区の地域データ

		平成20年度 (2008年度)		平成25年度 (2013年度)		平成30年度 (2018年度)	
人口(人)		10,682		10,932		11,060	
年少人口 (0~14歳)	%	1,678	15.7	1,655	15.1	1,599	14.5
高齢人口 (65歳以上)	%	2,157	20.2	2,570	23.5	2,855	25.8
世帯数(戸)		4,001		4,330		4,551	
一人暮らし 高齢者数(人)		206		234		355	

※住民基本台帳(各年度4月1日現在)より  
 ただし、一人暮らし高齢者数は、市一人暮らし高齢者実態調査より



## 校区のこれまで

～第3期計画(平成26年度～30年度)を振り返って～  
 小学校区地域福祉推進委員会ヒアリングより

### 5年間の成果



- ミニサロンやふれあい交流会などのイベントが定着し、参加者が増えています。イベント告知の回覧を自治会、老人会に依頼することにより、周知啓発がうまくできるようになりました。
- 地域福祉推進委員が増え、地域福祉への関心が高まっています。
- 町の自治会ごとに継続して協力金を出してもらっています。
- ふれあいサロンや檀原市主催の地域福祉講座を実施し、新しいことにも取り組んでいます。

- 老老介護されている方をどのように見守ればよいか難しいです。
- 公民館等に車いすは備えていますが、現状では、歩行困難な人がイベントに参加するのは難しいです。
- 子ども会の解散が増えています。
- 老人会の高齢化、メンバーの固定化が進んでいます。



現在の  
 問題・課題



## 校区の主な取組



▲総会



▲ふれあい交流会



▲各町ミニサロン（山之坊町）



▲ふれあいサロン（健康セミナー）

## 校区のこれから

～第4期計画（平成31年(2019年)度～2023年度）の推進に向けて～  
小学校区地域福祉推進委員会ヒアリングより

### 第4期計画の基本目標

I 支え合いの活動が  
活発なまちづくり

II 地域福祉の担い手  
が育つまちづくり

III 安全で安心できる  
まちづくり

### 小学校区での取組

- 声かけ運動の周知・啓発に取り組みます。
- 近隣同士の声かけや見守りを継続して行います。
- 児童の登下校時の見守りを行います。見守り活動への参加を自治会でも呼びかけます。
- イベント（ミニサロン、ふれあい交流会等）やふれあいサロンを継続して実施し、充実させます。

- 地域福祉推進委員が増えてきたので、次の展開に向けて新たな部会の立ち上げを検討します。
- 市主催の地域福祉講座を継続して実施します。
- 県社協主催の「なら小地域福祉活動サミット」への参加を継続し、活動の工夫や成果などを他の地域との情報交換により、活動の活性化につなげます。

- 香久山交番と協力し、防犯キャンペーンを継続します。
- 自家用車による安全安心パトロールを継続します。

# 耳成西小学校区

愛称：耳成西かがやき会  
 設立：平成17年10月6日

## 校区目標

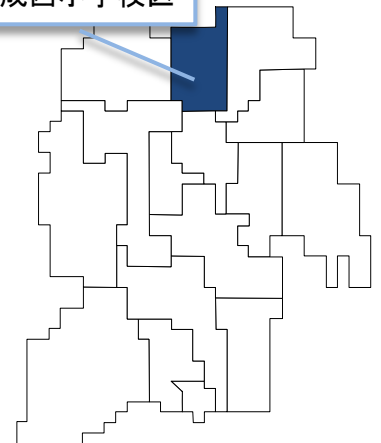
心が通じ合う 安全・安心のまちづくり

### ■耳成西小学校区の地域データ

		平成20年度 (2008年度)		平成25年度 (2013年度)		平成30年度 (2018年度)	
人口(人)		7,939		8,340		8,397	
年少人口 (0~14歳)	%	1,421	17.9	1,386	16.6	1,221	14.5
高齢人口 (65歳以上)	%	1,281	16.1	1,565	18.8	1,837	21.9
世帯数(戸)		3,073		3,375		3,610	
一人暮らし 高齢者数(人)		150		161		250	

※住民基本台帳(各年度4月1日現在)より  
 ただし、一人暮らし高齢者数は、市一人暮らし高齢者実態調査より

### 耳成西小学校区



## 校区のこれまで

～第3期計画(平成26年度～30年度)を振り返って～  
 小学校区地域福祉推進委員会ヒアリングより

### 5年間の成果



- 生活支援地域ケア会議によって、他の町の意見が聞け、住民や他の地区の役員とも話す機会ができました。
- 耳成西かがやき会の活動が浸透するに伴い、各団体・各町の連携が取りやすくなりました。
- お互いの顔が見えやすくなりました。
- イベント等を行う際に、地域で協力し合う体制ができました。
- 回覧・ポスターの掲示等の広報活動にも自治会が協力的で、団体間の連携ができています。

- 自治会、民生委員・児童委員、推進委員会のそれぞれで地区割りが違います。そのため、集まる機会の少ない地域もあり、広報の配付(ポスティング等)に時間がかかります。
- 役員が高齢化しているので、若い世代の担い手をもっと育てたいです。
- 人が集まりにくい地域もあり、ふれあいサロンを開設しても地域住民が参加してくれるか心配です。



現在の  
 問題・課題

## 校区の主な取組



▲総会



▲ふれあい交流会(園児と玉入れ)



▲1日カラオケ喫茶



▲子どもの見守り活動

## 校区のこれから

～第4期計画（平成31年(2019年)度～2023年度）の推進に向けて～  
小学校区地域福祉推進委員会ヒアリングより

### 第4期計画の基本目標

I 支え合いの活動が  
活発なまちづくり

II 地域福祉の担い手  
が育つまちづくり

III 安全で安心できる  
まちづくり

### 小学校区での取組

- より多くの住民に緩やかな見守りを浸透させていきます。
- 見守りや支え合いについて、積極的に広報活動を行うことにより、住民の意識向上に取り組みます。
- 中学校と連携することにより、地域と中学生との関係づくりに取り組みます。
- 団体間の連携を強化するために、情報交換の場をつくります。

- 地域福祉の周知・啓発により、地域福祉活動への参加を促します。
- 自然な形で、若い世代が中心メンバーとして育つように、次世代を巻き込むイベントを企画します。

- 推進委員会として必要時に動ける体制をつくります。
- 広報紙を活用して防犯・防災についての情報を発信します。

# 晩成小学校区

愛称：晩成ふれあい  
設立：平成 17 年 9 月 24 日

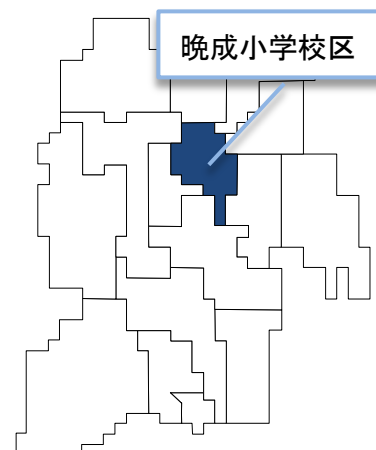
## 校区目標

心身共に健康で互いに支えあうまちづくり

### ■晩成小学校区の地域データ

		平成20年度 (2008年度)		平成25年度 (2013年度)		平成30年度 (2018年度)	
人口 (人)		6,954		6,876		6,832	
年少人口 (0~14歳)	%	822	11.8	840	12.2	868	12.7
高齢人口 (65歳以上)	%	1,618	23.3	1,716	25.0	1,837	26.9
世帯数 (戸)		3,102		3,156		3,242	
一人暮らし 高齢者数 (人)		307		286		324	

※住民基本台帳（各年度4月1日現在）より  
ただし、一人暮らし高齢者数は、市一人暮らし高齢者実態調査より



## 校区のこれまで

～第3期計画（平成26年度～30年度）を振り返って～  
小学校区地域福祉推進委員会ヒアリングより

### 5年間の成果



- ふれあいサロン活動が充実・定着して参加者数が増えており、好評です。
- ふれあいサロン活動に対する公民館・自治会のサポートが充実し、館長・自治会長との顔の見える関係ができています。
- 学校との連携が進み、学校ボランティアに参加したり、広報紙記事の依頼などを行っています。
- かしはら街の介護相談室との連携によって、専門職と地域住民の顔の見える関係づくりができています。
- 子ども教室と連携し、ふれあいサロンに参加する高齢者と子ども達の交流を実施しています。

- 次世代に引き継ぐため、担い手の育成が必要です。
- マンション、新興住宅等の住民との関わりが少ないです。
- 各自治委員と協力して推進委員会による緩やかな見守りを進めたいです。
- OPTAとの連携を図りたいです。
- 新興住宅が増えない地域は少子高齢化が一層進んでいるため、小学校区・地区としてカバーし合うことが必要です。



現在の  
問題・課題

## 校区の主な取組



▲総会



▲ふれあい交流会



▲ふれあいサロン(運動会)



▲地域福祉視察研修

## 校区のこれから

～第4期計画（平成31年(2019年)度～2023年度）の推進に向けて～  
小学校区地域福祉推進委員会ヒアリングより

### 第4期計画の基本目標

I 支え合いの活動が  
活発なまちづくり

II 地域福祉の担い手  
が育つまちづくり

III 安全で安心できる  
まちづくり

### 小学校区での取組

- ふれあいサロンの継続・充実を図ります。
- 広報紙の作成や世代間交流等の具体的な関わりの中で、PTAとの連携を図ります。
- 生活支援地域ケア会議によって、自治会、民生委員・児童委員、老人会等と見守りについて連携を図ります。

- 次の担い手を育成しながら、引き継げるよう取り組みます。
- ふれあいサロンで福祉や防災に関する啓発を行います。
- 地域福祉推進委員に対する研修会の継続・充実を図ります。
- 広報紙を継続して発行します。

- ふれあいサロンで防災出前講座を活用することによって参加者の意識向上に取り組みます。
- ふれあいサロンと公民館が協力し、防災訓練を合同で開催します。

# 鴨公小学校区

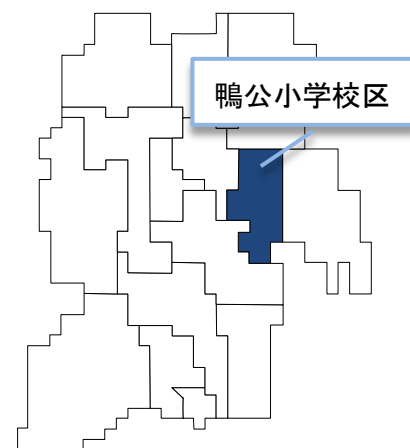
愛称：鴨公まほろば会  
 設立：平成 17 年 6 月 5 日

校区目標 古い京（みやこ）に生まれ 未来に広げよう 交流の輪

## ■鴨公小学校区の地域データ

		平成20年度 (2008年度)		平成25年度 (2013年度)		平成30年度 (2018年度)	
人口（人）		5,706		5,890		5,567	
年少人口 (0~14歳)	%	752	13.2	717	12.2	625	11.2
高齢人口 (65歳以上)	%	1,077	18.9	1,266	21.5	1,425	25.6
世帯数（戸）		2,259		2,510		2,531	
一人暮らし 高齢者数（人）		139		160		210	

※住民基本台帳（各年度4月1日現在）より  
 ただし、一人暮らし高齢者数は、市一人暮らし高齢者実態調査より



## 校区のこれまで

～第3期計画（平成26年度～30年度）を振り返って～  
 小学校区地域福祉推進委員会ヒアリングより

### 5年間の成果



- ふれあいサロンを平成30年8月31日に新たに開設したことで、日頃関わる機会がなかった住民が参加し、参加者の交流を深めることができました。
- サロンコーディネーターを配置し、民生委員・児童委員や自治会の女性活動者に関わってもらえるようになりました。
- 平成30年度から事務局体制の強化に加え、民生委員・児童委員が推進委員会に加入することにより、協力体制が強化されました。
- 各自治会との協力関係ができ、総会やイベントに参加してくれるようになりました。地区自治会長との連携も図れており、区長会でもイベントの周知をお願いします。

- 若い世代に地域福祉への関心を持ってもらえるように、新興住宅等の住民にもイベント等に参加してもらう必要があります。
- イベントの回覧が回りにくい・把握しにくい地域があります。
- 子ども等が参加できるイベントが少なく、学校やPTAとの関わり方が難しくなっています。
- ふれあいサロンを開設したので、今後は参加者・活動者の確保が必要です。
- 自治会、民生委員・児童委員以外から推進委員会の活動への参加・協力を広げたいです。



現在の  
 問題・課題

## 校区の主な取組



▲総会



▲ふれあい交流会



▲ふれあいカラオケ大会



▲ふれあいサロン（開所式）

## 校区のこれから

～第4期計画（平成31年(2019年)度～2023年度）の推進に向けて～  
小学校区地域福祉推進委員会ヒアリングより

### 第4期計画の基本目標

### 小学校区での取組

#### I 支え合いの活動が 活発なまちづくり

- ふれあい交流会、ふれあいカラオケ大会を継続し、年齢に関係なく参加できるよう工夫します。
- ふれあいサロンを継続、充実し、世代間交流の発展を図ります。
- 地域福祉に関する視察研修を継続実施し、地域福祉推進委員の意識向上と交流を図ります。
- 生活支援地域ケア会議を継続し、各団体との連携を図ります。

#### II 地域福祉の担い手 が育つまちづくり

- 各町からサロンコーディネーターを選出します。
- 自治会との協力体制を強化します。
- ふれあいサロンの参加促進に取り組むとともに、参加者から担い手の発掘を図ります。
- 広報紙を継続して発行します（年2回）。

#### III 安全で安心できる まちづくり

- 青色防犯パトロールに協力します。
- 防災に関する市主催の地域福祉講座への参加や視察研修を行い、防災意識の向上を図ります。

# 香久山小学校区

愛称：香久山<sup>わらじかい</sup>和楽路会  
 設立：平成17年1月29日

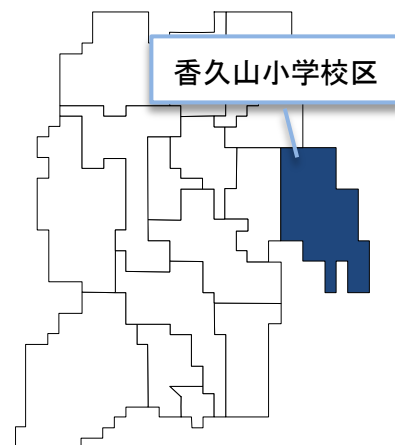
## 校区目標

思いやる心、豊かな自然 地域を愛し、  
 楽しく暮らそう “まほろばの里”

### ■香久山小学校区の地域データ

		平成20年度 (2008年度)		平成25年度 (2013年度)		平成30年度 (2018年度)	
人口(人)		2,894		2,757		2,630	
年少人口 (0~14歳)	%	369	12.8	332	12.0	293	11.1
高齢人口 (65歳以上)	%	709	24.5	743	26.9	849	32.3
世帯数(戸)		1,058		1,075		1,113	
一人暮らし 高齢者数(人)		34		45		73	

※住民基本台帳(各年度4月1日現在)より  
 ただし、一人暮らし高齢者数は、市一人暮らし高齢者実態調査より



## 校区のこれまで

～第3期計画(平成26年度～30年度)を振り返って～  
 小学校区地域福祉推進委員会ヒアリングより

### 5年間の成果



- ふれあいサロン活動が定着し、住民同士のつながりが深まってきました。
- 香久山総合型スポーツクラブとの連携・協力関係が構築できました。
- 自治会、民生委員・児童委員との連携を図っており、推進委員会の体制について協議できる関係を築いています。
- あいさつ運動の啓発看板の設置を継続しています。

- 各団体間の情報交換や、つながる場が必要です。
- 北部と南部で地域特性が異なるため、校区としての連携が必要です。
- 日常生活の移動手段が限られていて、地域によっては通院・買い物等が不便です。
- 推進委員会の中心メンバーの高齢化が進んでおり、人材の育成・確保が必要です。



現在の  
 問題・課題



## 校区の主な取組



▲総会



▲ふれあいサロン（カラオケ）



▲ふれあいサロン(手芸)



▲あいさつ運動の啓発看板

## 校区のこれから

～第4期計画（平成31年(2019年)度～2023年度）の推進に向けて～  
小学校区地域福祉推進委員会ヒアリングより

### 第4期計画の基本目標

I 支え合いの活動が  
活発なまちづくり

II 地域福祉の担い手  
が育つまちづくり

III 安全で安心できる  
まちづくり

### 小学校区での取組

- ふれあいサロンを継続します。
- ふれあいサロン参加者の送迎ボランティアの確保を図ります。
- 郷土愛と住民のつながりを深めるため、ウォークイベントの実施を検討します。
- 生活支援地域ケア会議を継続し、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体との情報共有や意見交換を行います。

- 地域福祉推進委員全体に活動の参加を呼びかけ、少しずつ活動者を増やします。
- 地域福祉に関する勉強会を実施します。
- 後継者の育成、確保を図り、各団体からの協力も検討します。

- ふれあいサロンで消防団第3分団、地区自主防災連絡協議会が実施する防災訓練への参加協力を呼びかけます。
- 市主催の地域福祉講座を活用し、防災知識の向上を図ります。

# 畝傍東小学校区

愛称：畝傍東ふれあい会  
 設立：平成17年3月13日

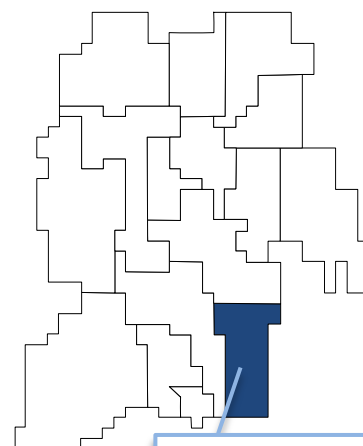
## 校区目標

やればできる!! 明るい住みよいふれあいのある街づくり  
 ~誰もが大好きなまち畝傍東~

### ■畝傍東小学校区の地域データ

		平成20年度 (2008年度)		平成25年度 (2013年度)		平成30年度 (2018年度)	
人口(人)		10,154		10,707		10,569	
年少人口 (0~14歳)	%	1,665	16.4	1,801	16.8	1,641	15.5
高齢人口 (65歳以上)	%	1,668	16.4	2,072	19.4	2,413	22.8
世帯数(戸)		3,680		4,074		4,153	
一人暮らし 高齢者数(人)		162		195		268	

※住民基本台帳(各年度4月1日現在)より  
 ただし、一人暮らし高齢者数は、市一人暮らし高齢者実態調査より



畝傍東小学校区

## 校区のこれまで

~第3期計画(平成26年度~30年度)を振り返って~  
 小学校区地域福祉推進委員会ヒアリングより

### 5年間の成果



- 親子で参加できるミニサロンやウォーキングイベントを継続することで、マンションや新興住宅等の若い世代の参加が少しずつ増えてきました。
- 自治会は、総会や生活支援地域ケア会議への出席や、広報紙の配付・掲示板への掲示など協力的です。
- 広報紙を年5回全戸配付しています。イベントの周知・報告だけではなく、かしはら街の介護相談室や警察等の情報も掲載しています。
- 生活支援地域ケア会議を開催し、自治委員、民生委員・児童委員、地域福祉推進委員等が各町の情報交換や、課題について話し合っています。

- ふれあい会は各町集会所で実施していますが、場所によっては遠くて参加できない人がいます。
- 拠点場所がないため、小学校区として集まりにくい状況です。
- 自治会に加入していない地域があり、情報の周知が難しいです。
- イベントの参加者が少ない地域があります。
- 個別にボランティアを頼むのは難しく、担い手の確保に困っています。



現在の  
問題・課題

## 校区の主な取組



▲ふれあい交流会



▲ふれあいウォーク



▲しめ縄づくり



▲ミニサロン(絵本の読み聞かせ)

## 校区のこれから

～第4期計画（平成31年(2019年)度～2023年度）の推進に向けて～  
小学校区地域福祉推進委員会ヒアリングより

### 第4期計画の基本目標

I 支え合いの活動が  
活発なまちづくり

- 世代間交流を図るイベントを継続します。
- 学校、PTA、幼稚園との連携を強化します。
- 各町自治会と協力し、推進委員会の体制を強化します。
- 生活支援地域ケア会議を継続し、自治会、民生委員・児童委員、老人会と連携を図ります。

II 地域福祉の担い手  
が育つまちづくり

- 広報紙を継続して発行します（年5回）。
- 広報紙の活用などにより、ボランティアの募集と確保を図ります。
- イベントを通じて、各団体と連携します。

III 安全で安心できる  
まちづくり

- クリーンアップ活動を町ごとに継続して実施します（各町を順番に回り年6回）。

# 畝傍南小学校区

愛称：畝傍南ふれあい会  
設立：平成 17 年 4 月 11 日

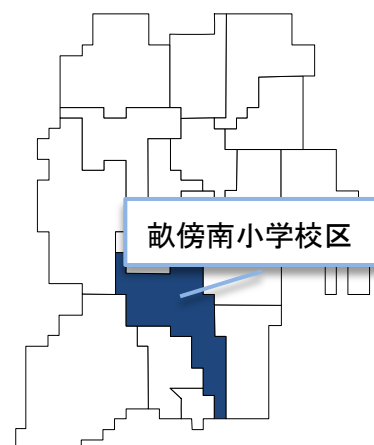
## 校区目標

人とふれあい 自然とふれあう  
美しい歴史の町をはぐくもう

### ■畝傍南小学校区の地域データ

		平成20年度 (2008年度)		平成25年度 (2013年度)		平成30年度 (2018年度)	
人口 (人)		9,071		9,208		8,831	
年少人口 (0~14歳)	%	1,158	12.8	1,120	12.2	997	11.3
高齢人口 (65歳以上)	%	1,851	20.4	2,158	23.4	2,491	28.2
世帯数 (戸)		3,797		4,078		4,171	
一人暮らし 高齢者数 (人)		258		267		386	

※住民基本台帳（各年度4月1日現在）より  
ただし、一人暮らし高齢者数は、市一人暮らし高齢者実態調査より



## 校区のこれまで

～第3期計画（平成26年度～30年度）を振り返って～  
小学校区地域福祉推進委員会ヒアリングより

### 5年間の成果



- ふれあいサロンやふれあい交流会において、学校・幼稚園・保育園と連携し、世代間交流を図っています。
- ふれあいサロンの送迎（西池尻町）を継続しています。
- ふれあいサロンが定着しており、男性の参加者が増えています。
- 回覧や掲示板による周知啓発ができています。
- 各町自治会、民生委員・児童委員との連携が図れています。

- 担い手の育成を図り、世代交代を進めていきたいです。
- 中心メンバー以外の委員にも活動に関わる機会を増やしたいです。今後、役割分担・拡大委員の在り方を検討していく必要があります。
- 自治委員と協力し、地域住民のイベントへの参加意識を高めたいです。
- 老人会との連携を図りたいです。
- 広報紙を活用して情報発信に取り組みたいです。
- 高齢化、体力の衰えによりふれあいサロンに参加できない人が増えています。ふれあいサロンの参加者が固定化しています。



現在の  
問題・課題

## 校区の主な取組



▲総会



▲ふれあい交流会



▲ふれあいウォーク



▲ふれあいサロン(体操)

## 校区のこれから

～第4期計画（平成31年(2019年)度～2023年度）の推進に向けて～  
小学校区地域福祉推進委員会ヒアリングより

### 第4期計画の基本目標

I 支え合いの活動が  
活発なまちづくり

II 地域福祉の担い手  
が育つまちづくり

III 安全で安心できる  
まちづくり

### 小学校区での取組

- ふれあいサロン、ふれあい交流会を継続します。
- 学校、幼稚園等との連携による世代間交流を継続します。
- 推進委員会の活動や話し合いの中で、気になる高齢者への気づき、支援につなげる仕組みづくりを検討します。
- 老人会との連携を図っていきます。

- 広報紙の発行を目指します。そのために、広報部会の発足を検討します。
- 回覧だけではなく、地域福祉推進委員による口コミで情報を広めていきます。
- SNSやホームページを活用して、情報を発信します。

- ふれあいサロン等で防災に関する意識啓発を図ります。

# 畝傍北小学校区

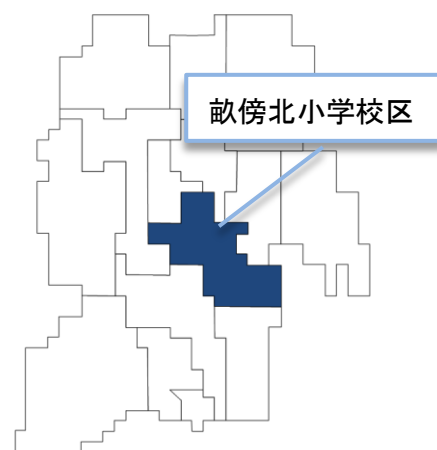
愛称：畝傍北ふれあい会  
 設立：平成 17 年 8 月 27 日

## 校区目標

老いも若きも 気軽に声をかけあい 明るい住みよい町づくり  
 ～ふるさとのにおいがするまちへ～

### ■畝傍北小学校区の地域データ

		平成20年度 (2008年度)		平成25年度 (2013年度)		平成30年度 (2018年度)	
人口 (人)		7,064		6,886		6,721	
年少人口 (0~14歳)	%	1,039	14.7	886	12.9	787	11.7
高齢人口 (65歳以上)	%	1,384	19.6	1,535	22.3	1,817	27.0
世帯数 (戸)		2,868		2,939		3,064	
一人暮らし 高齢者数 (人)		232		220		297	



※住民基本台帳（各年度4月1日現在）より  
 ただし、一人暮らし高齢者数は、市一人暮らし高齢者実態調査より

## 校区のこれまで

～第3期計画（平成26年度～30年度）を振り返って～  
 小学校区地域福祉推進委員会ヒアリングより

### 5年間の成果



- 地域住民のつながりができ、交流の輪が広がりました。
- 自治会、民生委員・児童委員との協力体制が図れています。
- 各団体の任期終了後も、引き続き推進委員会に残ってくれる地域福祉推進委員が増えました。
- 月1回役員会を開催し、委員相互の情報交換・連携を図っています。
- ふれあいサロン・ふれあい交流会・広報紙発行・子どもの見守り活動を柱に委員全体で協力し、継続しています。

- 世代間交流を図る場が必要です。
- イベント参加者が固定化しています。参加者の少ない地域もあります。
- 学校やPTA、児童館との連携を図りたいです。学校は年間行事があるため、年度前からの調整が必要です。
- 老人会との連携を図りたいです。
- 担い手が高齢化しています。特に児童の立哨隊の高齢化が目立っており、負担の大きい活動になっています。
- 60歳代の参加者が少ないので、地域福祉活動に関心を持つ人を増やしたいです。
- 一人暮らし高齢者が増えており、推進委員会の活動において、気づき・気にかけるといったさりげない見守り意識が必要です。
- 地域の危険箇所への気づきや防災意識の向上が必要です。



現在の  
 問題・課題

## 校区の主な取組



▲ふれあい交流会



▲ふれあいウォーク



▲子どもの見守り活動



▲ふれあいサロン（輪投げ）

## 校区のこれから

～第4期計画（平成31年（2019年）度～2023年度）の推進に向けて～  
小学校区地域福祉推進委員会ヒアリングより

### 第4期計画の基本目標

### 小学校区での取組

I 支え合いの活動が  
活発なまちづくり

- ふれあいサロン、ふれあい交流会等を継続します。
- 世代間交流を図る場づくりに取り組みます。
- 子ども会、学校、PTAとの年間を通じたつながりをつくり  
ます。
- 既存の活動や仕組みを活かし、各団体との連携を図ります。

II 地域福祉の担い手  
が育つまちづくり

- 総会後の研修会及び視察研修を継続します。
- 広報紙の発行を継続します。
- 広報紙等を活用しながら、団体の垣根を越えてボランティア  
を募集します。

III 安全で安心できる  
まちづくり

- 自治会、自主防災会との連携を図ります。
- 地域住民の防犯・防災意識の向上に取り組みます。

# 白檀南小学校区

愛称：白檀地域福祉推進委員会  
 設立：平成17年2月13日

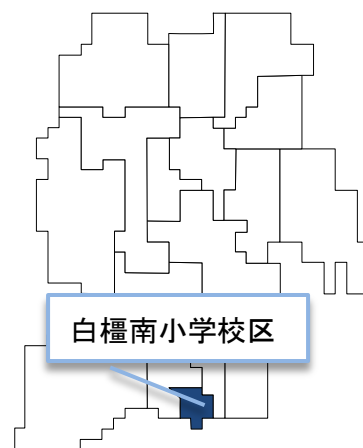
## 校区目標

未来に育む活力を！  
 ～あした しらかし 美しい街～

### ■白檀南小学校区の地域データ

		平成20年度 (2008年度)		平成25年度 (2013年度)		平成30年度 (2018年度)	
人口(人)		4,503		4,203		3,791	
年少人口 (0～14歳)	%	488	10.8	361	8.6	294	7.8
高齢人口 (65歳以上)	%	974	21.6	1,316	31.3	1,609	42.4
世帯数(戸)		1,830		1,870		1,815	
一人暮らし 高齢者数(人)		140		196		296	

※住民基本台帳(各年度4月1日現在)より  
 ただし、一人暮らし高齢者数は、市一人暮らし高齢者実態調査より



## 校区のこれまで

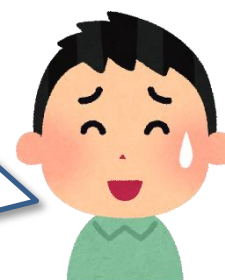
～第3期計画(平成26年度～30年度)を振り返って～  
 小学校区地域福祉推進委員会ヒアリングより

### 5年間の成果



- 広報活動の成果により地域福祉が全体として浸透してきています。住民の地域福祉への理解が深まり、協調性も向上してきました。
- 広報(連合ニュース)に力を注ぎました。
- 自治会・推進委員会の役員は毎年変わっていきませんが、団結・協力体制ができています。
- サロンの分散開催ができるなど、人材が豊富で、人材育成ができています。
- イベント参加者はリピーターが多くなっています。
- 自治会加入率が90%以上と高く、安全で安心できるまちづくりにつながっています。

- 少子高齢化が顕著になっています。
- 各団体の連携を進める必要があります。
- イベント等に参加しない人、地域との関わりに関心が低い人について、どのように地域が関わりを保っていくかが課題です。



現在の  
 問題・課題

※白檀北小学校区と合同でヒアリングを実施しました。



## 校区の主な取組



▲総会



▲高齢者ふれあい交流会



▲敬老の集い



▲ふれあいサロン

## 校区のこれから

～第4期計画（平成31年（2019年）度～2023年度）の推進に向けて～  
小学校区地域福祉推進委員会ヒアリングより

### 第4期計画の基本目標

I 支え合いの活動が  
活発なまちづくり

II 地域福祉の担い手  
が育つまちづくり

III 安全で安心できる  
まちづくり

### 小学校区での取組

- 民生委員・児童委員を中心に地域での見守り活動の充実を図ります。
- 連合自治会を中心に住民交流と広報啓発を行います。
- それぞれのイベントを継続して実施し、充実を図ります。
- イベントを通じて各団体との連携の充実を図ります。

- 活動参加を通して「やりがい」や「やって良かった」と感じられるようなきっかけを作り、人材の確保を図ります。
- イベントの開催を通じて役割意識と、人材育成に努めます。
- だれもが参加できるイベントを目指し、企画や準備に力を注ぎます。
- 広報「しらかし」や連合ニュースにより、地域福祉の情報を発信します。

- 住民の防犯・防災に対する意識の向上に努めます。

# 白檀北小学校区

愛称：白檀地域福祉推進委員会  
 設立：平成17年2月13日

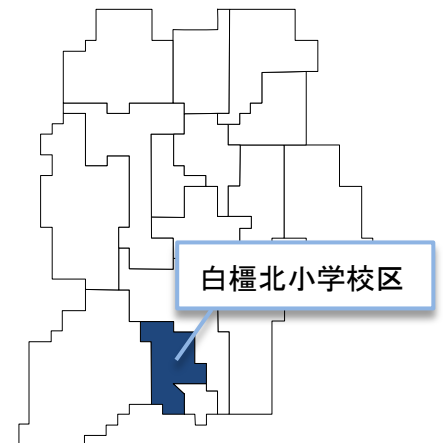
## 校区目標

未来に育む活力を！  
 ～あした しらかし 美しい街～

### ■白檀北小学校区の地域データ

		平成20年度 (2008年度)		平成25年度 (2013年度)		平成30年度 (2018年度)	
人口(人)		5,172		4,873		4,605	
年少人口 (0～14歳)	%	627	12.1	510	10.5	448	9.7
高齢人口 (65歳以上)	%	1,129	21.8	1,458	29.9	1,711	37.2
世帯数(戸)		1,912		1,953		1,981	
一人暮らし 高齢者数(人)		121		148		215	

※住民基本台帳(各年度4月1日現在)より  
 ただし、一人暮らし高齢者数は、市一人暮らし高齢者実態調査より



## 校区のこれまで

～第3期計画(平成26年度～30年度)を振り返って～  
 小学校区地域福祉推進委員会ヒアリングより

### 5年間の成果



- 広報活動の成果により地域福祉が全体として浸透してきています。住民の地域福祉への理解が深まり、協調性も向上してきました。
- 広報(連合ニュース)に力を注ぎました。
- 自治会・推進委員会の役員は毎年変わっていきませんが、団結・協力体制ができています。
- サロンの分散開催ができるなど、人材が豊富で、人材育成ができています。
- イベント参加者はリピーターが多くなっています。
- 自治会加入率が90%以上と高く、安全で安心できるまちづくりにつながっています。

- 少子高齢化が顕著になっています。
- 各団体の連携を進める必要があります。
- イベント等に参加しない人、地域との関わりに関心が低い人について、どのように地域が関わりを保っていくかが課題です。



現在の  
 問題・課題

※白檀南小学校区と合同でヒアリングを実施しました。

## 校区の主な取組



▲総会



▲高齢者ふれあい交流会



▲敬老の集い



▲ふれあいサロン

## 校区のこれから

～第4期計画（平成31年(2019年)度～2023年度）の推進に向けて～  
小学校区地域福祉推進委員会ヒアリングより

### 第4期計画の基本目標

### 小学校区での取組

I 支え合いの活動が  
活発なまちづくり

- 民生委員・児童委員を中心に地域での見守り活動の充実を図ります。
- 連合自治会を中心に住民交流と広報啓発を行います。
- それぞれのイベントを継続して実施し、充実を図ります。
- イベントを通じて各団体との連携の充実を図ります。

II 地域福祉の担い手が育つまちづくり

- 活動参加を通して「やりがい」や「やって良かった」と感じられるようなきっかけを作り、人材の確保を図ります。
- イベントの開催を通じて役割意識と、人材育成に努めます。
- だれもが参加できるイベントを目指し、企画や準備に力を注ぎます。
- 広報「しらかし」や連合ニュースにより、地域福祉の情報を発信します。

III 安全で安心できる  
まちづくり

- 住民の防犯・防災に対する意識の向上に努めます。

# 今井小学校区

愛称：今井校区福祉推進委員会  
設立：平成17年7月31日

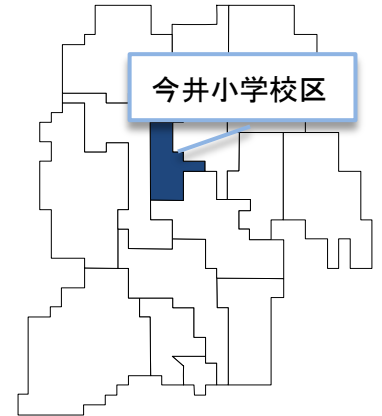
## 校区目標

人が元気 心が豊か 癒しある歴史のまち

### ■今井小学校区の地域データ

		平成20年度 (2008年度)		平成25年度 (2013年度)		平成30年度 (2018年度)	
人口(人)		4,739		4,766		4,933	
年少人口 (0~14歳)	%	563	11.9	556	11.7	663	13.4
高齢人口 (65歳以上)	%	1,184	25.0	1,236	25.9	1,396	28.3
世帯数(戸)		1,969		2,083		2,205	
一人暮らし 高齢者数(人)		136		170		246	

※住民基本台帳(各年度4月1日現在)より  
ただし、一人暮らし高齢者数は、市一人暮らし高齢者実態調査より



## 校区のこれまで

～第3期計画(平成26年度～30年度)を振り返って～  
小学校区地域福祉推進委員会ヒアリングより

### 5年間の成果



- ふれあいサロンに男性が参加してくれるようになりました。
- 夏祭りやふれあい交流会が年間行事として定着してきました。
- 登下校の見守り活動を行っています。

- 校区内の町ごとで考え方や地域性があり、連携を強化していく必要があります。
- 生活支援地域ケア会議などの話し合いの場への参加を呼びかけていますが、参加者が少ない状況があります。
- 区長の任期が終わっても地域福祉活動に関わってもらえるよう働きかけが必要です。
- 高齢者の見守りについて、民生委員・児童委員やかしはら街の介護相談室との連携が必要です。



現在の  
問題・課題

## 校区の主な取組



▲総会



▲ふれあい交流会



▲子どもの見守り活動



▲ふれあいサロン(軽スポーツ)

## 校区のこれから

～第4期計画（平成31年(2019年)度～2023年度）の推進に向けて～  
小学校区地域福祉推進委員会ヒアリングより

### 第4期計画の基本目標

I 支え合いの活動が  
活発なまちづくり

II 地域福祉の担い手  
が育つまちづくり

III 安全で安心できる  
まちづくり

### 小学校区での取組

- 町の連携を強化し、校区として話し合いを進めていくよう取り組みます。
- 高齢者をより多くの住民が見守れるよう、住民の意識向上を図ります。
- ふれあいサロンの継続、充実を図ります。

- 区長の任期終了後も推進委員会への参加を働きかけ、次の担い手に引き継ぎができるよう取り組みます。
- 生活支援地域ケア会議を活用して地域の課題を話し合います。

- 住民の防犯・防災に対する意識の向上に努めます。

# 真菅小学校区

愛称：真菅地域福祉推進委員会  
設立：平成17年2月26日

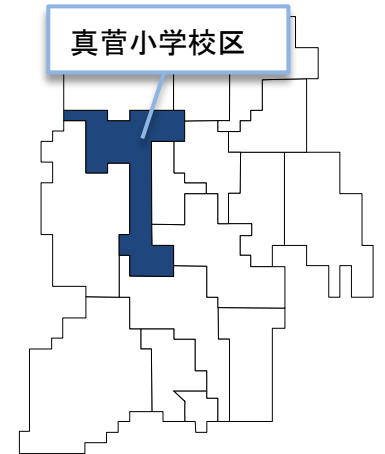
## 校区目標

ご近所パワーで太いきずなの住みよいまちづくり  
～人が優しく、気軽に話せるまちへ～

### ■真菅小学校区の地域データ

		平成20年度 (2008年度)		平成25年度 (2013年度)		平成30年度 (2018年度)	
人口(人)		11,918		12,140		12,143	
年少人口 (0~14歳)	%	1,794	15.1	1,775	14.6	1,636	13.5
高齢人口 (65歳以上)	%	2,216	18.6	2,701	22.2	3,249	26.8
世帯数(戸)		4,455		4,832		5,109	
一人暮らし 高齢者数(人)		224		312		454	

※住民基本台帳(各年度4月1日現在)より  
ただし、一人暮らし高齢者数は、市一人暮らし高齢者実態調査より



## 校区のこれまで

～第3期計画(平成26年度～30年度)を振り返って～  
小学校区地域福祉推進委員会ヒアリングより

### 5年間の成果



- 4地区に分かれている中で、これまでは特定の町だけ熱心でしたが、平均的にどの地区も熱心に取り組んでくれる人が出てきました。
- 通学路の安全対策として、危険箇所の調査・把握を行い、その結果を行政に伝えることにより、整備につながりました。
- 夏休みの防犯パトロールの内容を充実させて実施しました。
- OPTAとの連携ができました。
- 2大イベント(餅つき大会、そうめん流し)に、各団体と連携して取り組めるようになりました。

- 推進委員会、自治会などの運営スタッフは、主に昔からの住民が担当しており、新しく引っ越ししてきた人や若い世代の人にも継続的に関わってもらえるよう働きかけが必要です。
- 担い手不足のために、祭り等の伝統行事が開催できなくなった地域があります。
- 自治会、民生委員・児童委員、推進委員会の相互連携、協力は不可欠です。さらに連携を強化する必要があります。



現在の  
問題・課題

## 校区の主な取組



▲総会



▲ふれあい交流会



▲ふれあいウォーク



▲ふれあいサロン(軽スポーツ)

## 校区のこれから

～第4期計画（平成31年(2019年)度～2023年度）の推進に向けて～  
小学校区地域福祉推進委員会ヒアリングより

### 第4期計画の基本目標

### 小学校区での取組

I 支え合いの活動が  
活発なまちづくり

- 自治会、民生委員・児童委員、推進委員会の連携を強め、活動への理解や情報の共有に取り組みます。
- PTAとの連携を強化し、世代間の交流に取り組みます。
- ふれあいサロンやふれあい交流会などを継続します。

II 地域福祉の担い手  
が育つまちづくり

- 住民が地域福祉に関わることができるよう、周知・啓発に取り組みます。
- 生活支援地域ケア会議を活用して地域の課題について話し合います。
- 第4期計画の周知・啓発に努めます。

III 安全で安心できる  
まちづくり

- 防犯カメラ、AEDの設置を検討します。

# 真菅北小学校区

愛称：さわやか会

設立：平成17年1月25日

校区目標

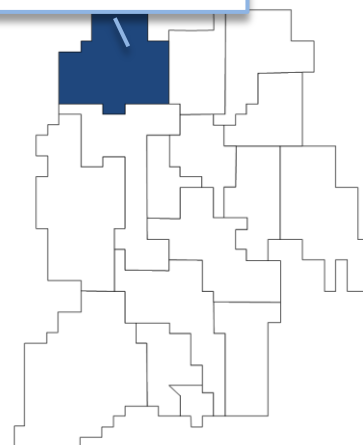
笑顔であいさつ 心つながる夢の郷

## ■真菅北小学校区の地域データ

		平成20年度 (2008年度)		平成25年度 (2013年度)		平成30年度 (2018年度)	
人口(人)		11,360		11,431		11,339	
年少人口 (0~14歳)	%	1,778	15.7	1,699	14.9	1,549	13.7
高齢人口 (65歳以上)	%	2,016	17.7	2,488	21.8	2,936	25.9
世帯数(戸)		4,307		4,542		4,765	
一人暮らし 高齢者数(人)		228		242		384	

※住民基本台帳(各年度4月1日現在)より  
ただし、一人暮らし高齢者数は、市一人暮らし高齢者実態調査より

真菅北小学校区



## 校区のこれまで

～第3期計画(平成26年度～30年度)を振り返って～  
小学校区地域福祉推進委員会ヒアリングより

### 5年間の成果



- ふれあいサロンの立上げにより高齢者の交流の場ができました。
- かしはら街の介護相談室と連携ができ、校区において高齢者の相談場所が明確になりました。
- 民生委員・児童委員とも連携が図れています。
- 地域福祉の役員同士の仲が良く、協力的です。
- 町単位では老人会の活動が活発です。
- 校区にはスーパーや薬局が多く、買い物が困難な人は少ないです。

- 校区が東西に広いため、イベント等への参加がしづらくなっています。
- 公共交通機関が少ないため、自動車など自力での移動手段が必要となっています。
- 活動が活発な老人会との連携が必要です。



現在の  
問題・課題



## 校区の主な取組



▲総会



▲ふれあい交流会



▲ふれあいウォーク



▲ふれあいサロン（開所式）

## 校区のこれから

～第4期計画（平成31年(2019年)度～2023年度）の推進に向けて～  
小学校区地域福祉推進委員会ヒアリングより

### 第4期計画の基本目標

### 小学校区での取組

I 支え合いの活動が  
活発なまちづくり

- 地域福祉推進委員の見守り、気づきの視点の向上（委員の意識向上）に取り組めます。
- 各団体間の連携を図り、子どもの見守り活動（立哨）に取り組めます。
- かしはら街の介護相談室との連携を強化します。

II 地域福祉の担い手  
が育つまちづくり

- 若い人の人材確保に取り組めます。
- 多くの人に地域福祉の活動への参加を促すと同時に、イベント参加者から担い手の発掘を図ります。
- 若い世代も参加しやすいイベントの企画や周知を行います。

III 安全で安心できる  
まちづくり

- 防災の情報把握と発信に取り組めます。
- 自治会の夜回りや青色防犯パトロールなどの活動を把握します。

# 金橋小学校区

愛称：希望のまち金橋オアシス会  
 設立：平成16年9月12日

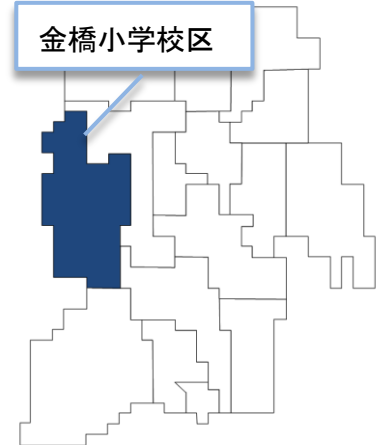
## 校区目標

あいさつが響きわたる豊かな支え合いのまちづくり  
 ～夢と希望の新しいまち“金橋”～

### ■金橋小学校区の地域データ

		平成20年度 (2008年度)		平成25年度 (2013年度)		平成30年度 (2018年度)	
人口(人)		10,723		10,237		10,140	
年少人口 (0~14歳)	%	1,586	14.8	1,313	12.8	1,119	11.0
高齢人口 (65歳以上)	%	2,199	20.5	2,608	25.5	3,029	29.9
世帯数(戸)		3,912		3,994		4,228	
一人暮らし 高齢者数(人)		187		199		327	

※住民基本台帳(各年度4月1日現在)より  
 ただし、一人暮らし高齢者数は、市一人暮らし高齢者実態調査より



## 校区のこれまで

～第3期計画(平成26年度～30年度)を振り返って～  
 小学校区地域福祉推進委員会ヒアリングより

### 5年間の成果



- 防犯・防災に対する周知活動や体制が整いました。
- オアシス運動(オはおはようございます。アはありがとう。シは失礼しました。スはすみません。という「あいさつ運動」)が浸透しました(声かけにより、隣近所との関係、顔の見える関係から交流が深まりました。)
- OPTA、小学校、幼稚園等との連携から世代間交流ができるようになりました。
- 校区民祭や各イベントの実施を通じて、団体間の連携が強化されました。

- 防災訓練をより充実し、防災に対する住民の意識を高めることが必要です。
- 子どもの減少、一人暮らし高齢者の増加が課題です。
- イベントなどに参加したくても参加できない人もいます。だれもが参加しやすい工夫と企画を考える必要があります。



現在の  
 問題・課題

## 校区の主な取組



▲ふれあい交流会



▲ふれあい交流事業



▲新春のつどい



▲クリーンキャンペーン

## 校区のこれから

～第4期計画（平成31年(2019年)度～2023年度）の推進に向けて～  
小学校区地域福祉推進委員会ヒアリングより

### 第4期計画の基本目標

I 支え合いの活動が  
活発なまちづくり

II 地域福祉の担い手  
が育つまちづくり

III 安全で安心できる  
まちづくり

### 小学校区での取組

- 高齢者の介護予防に取り組めます。
- 高齢者の健康づくりに取り組めます。
- 校区民祭やふれあい交流会などのイベントを継続して実施します。だれもが参加しやすい内容の工夫や周知を検討します。

- 引き続き、地域福祉の普及・啓発に努め、地域福祉活動への参加を促します。
- 自治会との連携をより強化します。

- 引き続き、住民の防犯・防災に対する意識・関心の向上に取り組めます。
- 青色防犯パトロールを継続して実施します。
- オアシス運動を継続して実施するとともに、一層の周知を図ります。

# 新沢小学校区

設立：平成16年12月16日

校区目標

あいさつで心をつなぐ豊かなまち“新沢”

## ■新沢小学校区の地域データ

		平成20年度 (2008年度)		平成25年度 (2013年度)		平成30年度 (2018年度)	
人口(人)		5,890		5,544		5,033	
年少人口 (0~14歳)	%	898	15.2	698	12.6	524	10.4
高齢人口 (65歳以上)	%	1,354	23.0	1,577	28.4	1,703	33.8
世帯数(戸)		2,164		2,187		2,128	
一人暮らし 高齢者数(人)		161		206		253	

※住民基本台帳(各年度4月1日現在)より  
ただし、一人暮らし高齢者数は、市一人暮らし高齢者実態調査より



## 校区のこれまで

～第3期計画(平成26年度～30年度)を振り返って～  
小学校区地域福祉推進委員会ヒアリングより

### 5年間の成果



- ふれあいサロンを実施し、高齢者の居場所や交流の場を確保しました。
- ふれあい in 新沢の開催により、地域住民の交流や若い世代の地域イベントへの参加意識を向上させました。団体間の連携強化にもつながりました。
- ボランティアによる青パト防犯隊を拡大させ、下校時の子どもの見守りと地域の防犯活動を実施しました。
- 台風の際も民生委員が避難所に高齢者を誘導するなど、各団体の地域福祉に対する役割が明確になってきています。
- 広報紙を見やすくするためカラー印刷にして年4回発行しました。
- 健康ウォーク(年1回)を開催しました。
- どんぐりの里を活用した取組を行いました。
- 関連活動グループ一覧を作成し、各団体間の連携を図りました。

- 少子化が課題になっています。
- 避難所の運営について、地域福祉として何をすべきか把握できていません。
- 子育てしている親に対する支援が必要と感じます。
- 個人情報の取扱いが難しいので、行政支援が必要だと感じます。
- 地域に携わる人とそうでない人の差が大きいです。
- 人口減少による空き家などが増えてきています。



現在の  
問題・課題

## 校区の主な取組



▲総会



▲ふれあい in 新沢



▲健康ウォーク



▲ふれあいサロン(絵葉書づくり)

## 校区のこれから

～第4期計画（平成31年(2019年)度～2023年度）の推進に向けて～  
小学校区地域福祉推進委員会ヒアリングより

### 第4期計画の基本目標

I 支え合いの活動が  
活発なまちづくり

II 地域福祉の担い手  
が育つまちづくり

III 安全で安心できる  
まちづくり

### 小学校区での取組

- 千塚公園を活動場所・拠点として活用します。
- 引き続き各団体との連携を強化します。
- 現行のイベントや取組を継続的に実施します。

- イベント時の回覧を作成し参加を呼びかけます。また若い世代の参加意識の向上に努めます。
- イベント時のボランティア募集について回覧を活用して広く呼びかけるとともに、人材確保と育成に努めます。
- 広報紙を継続して発行します。

- 青色防犯パトロールを継続して実施します。
- ふれあいサロン参加者に災害時の対応を繰り返し説明します。

## 檀原市地域福祉推進計画策定にあたって

障がい者の自立生活、子育てや保育、依存症、引きこもり、生活困窮など、生活にかかわる問題や課題はすべて我々が生活を営む地域で起こっています。こうした問題の解決には公的制度によるサービスの利用や専門職による援助が大きな位置を占めますが、地域住民など様々な関係者による制度に依らない自発的な支援(インフォーマルサポート)が不可欠です。地域住民など関係者の主体的な参加により、支援を要する人たちが安心して地域で生活ができるよう、またそれが可能な地域づくりをしていこうという活動の総体を「地域福祉」と呼んでいます。従来の制度や施策では対応することができないほど複雑な生活課題が生じてきており、これまで以上に地域福祉の視点による実践が求められています。



この地域福祉推進の重要な方法の一つが「地域福祉計画」です。地域福祉計画とは、一言でいえば、地域住民や関係者などの参加によって、「我がまちの地域福祉をデザインすること」ということができます。

このたび、市民を対象とした調査、16 小学校区地域福祉推進委員会へのヒアリングなどを踏まえ、多くの関係者からなる「檀原市地域福祉推進計画策定委員会」における議論を経て、ここに第4期の「檀原市地域福祉推進計画」が策定されました。奈良県内でも早期に取り組まれている檀原市の地域福祉推進計画は他市町村のモデルとなるものであり、これが具体的に実践されることを期待します。

最後になりましたが、本計画策定に尽力されました策定委員会委員の皆様、各小学校区地域福祉推進委員会の皆様、そして事務局としてご苦労いただいた檀原市福祉部、檀原市社会福祉協議会の関係各位に感謝申し上げます、ご挨拶といたします。ありがとうございました。

平成31年3月

檀原市第4期地域福祉推進計画策定委員会委員長  
天理大学人間学部人間関係学科社会福祉専攻 教授

渡辺 一城

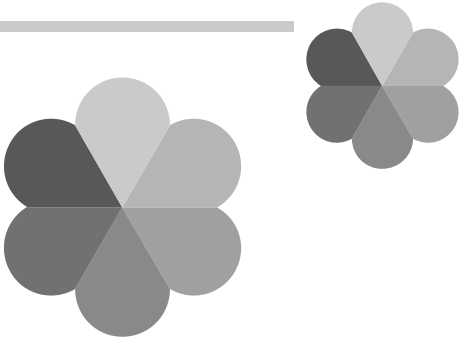


# 資料編



---

## 【目次】

- ◆ 檀原市第4期地域福祉推進計画の策定経過
  - ◆ 檀原市地域福祉推進計画策定委員会規則
  - ◆ 策定委員会委員名簿
  - ◆ 檀原市地域福祉推進連絡協議会規約
  - ◆ 地域福祉推進連絡協議会委員名簿
  - ◆ 檀原市地域福祉推進計画庁内検討委員会設置規程
  - ◆ 庁内検討委員会委員名簿
  - ◆ 用語の説明
- 
- 

## 橿原市第4期地域福祉推進計画の策定経過

年月日	会議・調査等	概要	
H30年	7月9日	第1回 庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第4期地域福祉推進計画の策定について</li> <li>・ 計画策定スケジュールについて</li> <li>・ アンケート調査の実施について</li> <li>・ ヒアリング調査について</li> </ul>
	7月13日	第1回 地域福祉推進連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第4期地域福祉推進計画の策定について</li> </ul>
	7月20日	第1回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第4期地域福祉推進計画の策定について</li> <li>・ 計画策定スケジュールについて</li> <li>・ アンケート調査の実施について</li> <li>・ ヒアリング調査について</li> </ul>
	8月6日 ～31日	○市民アンケートの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 満16歳以上の市民2,000人を無作為抽出</li> </ul>
	8月20日 ～9月14日	○地域福祉推進委員アンケートの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域福祉推進委員200人を無作為抽出</li> </ul>
	9月7日 ～12日	○16小学校区地域福祉推進委員会 ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各小学校区地域福祉推進委員会へ訪問ヒアリングを実施</li> </ul>
	9月25日 ～27日	○庁内・市社協ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庁内の関係課、市社協にヒアリングを実施</li> </ul>
	10月15日	○「地域住民の相談を包括的に受け止める体制」についての意見交換会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談支援業務に携わる課、市社協、地域包括支援センターが集まり、グループディスカッションを実施</li> </ul>
	11月15日	第2回 庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アンケート調査結果報告について</li> <li>・ 「地域住民の相談を包括的に受け止める体制」についての意見交換会の実施報告について</li> <li>・ 第4期地域福祉推進計画（素案）について</li> <li>・ パブリックコメントの実施について</li> </ul>
	11月27日	第2回 地域福祉推進連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アンケート調査結果報告について</li> <li>・ 第4期地域福祉推進計画（素案）について</li> <li>・ パブリックコメントの実施について</li> </ul>
11月27日	第2回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アンケート調査結果報告について</li> <li>・ 「地域住民の相談を包括的に受け止める体制」についての意見交換会の実施報告について</li> <li>・ 第4期地域福祉推進計画（素案）について</li> <li>・ パブリックコメントの実施について</li> </ul>	
12月27日	第3回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第4期地域福祉推進計画（案）について</li> </ul>	
H31年	1月4日 ～2月3日	○パブリックコメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市広報誌、市ホームページ、市役所（本庁舎・分庁舎）、万葉ホール、保健福祉センター、かしはらナビプラザ、地区公民館（市内11カ所）にて周知・閲覧</li> </ul>
	2月8日	第3回 庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ パブリックコメント実施結果について</li> <li>・ 第4期地域福祉推進計画（案）について</li> </ul>
	2月13日	第3回 地域福祉推進連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第4期地域福祉推進計画（案）について</li> </ul>
	2月13日	第4回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ パブリックコメント実施結果について</li> <li>・ 第4期地域福祉推進計画（案）について</li> </ul>



## 檀原市地域福祉推進計画策定委員会規則

平成 24 年 12 月 27 日規則第 67 号

### (趣旨)

第 1 条 この規則は、檀原市執行機関の附属機関に関する条例（平成 24 年檀原市条例第 23 号）第 7 条の規定に基づき、檀原市地域福祉推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第 2 条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者及び有識者
- (2) 市民関係団体
- (3) 地域福祉推進員代表
- (4) 福祉及び医療関係者
- (5) 学校教育関係者
- (6) 警察及び消防関係者

2 委員は、地域福祉推進計画の策定に係る審議が終了したときは、その職を解かれるものとする。

### (委員長及び副委員長)

第 3 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代理する。

### (会議)

第 4 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

### (その他)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 策定委員会委員名簿

(敬称略)

区分	職名	氏名	備考
学識経験者及び有識者	天理大学 人間学部教授	渡辺 一城	委員長
〃	橿原市人権擁護委員代表	蘆村 修	
市民関係団体	橿原市自治委員連合会代表	米田 勝彦	副委員長
〃	橿原市老人クラブ連合会代表	植田 紘一	
〃	橿原商工会議所代表	中澤 修	
地域福祉推進員代表	橿原市地域福祉推進連絡協議会代表	松本 敏男	
福祉及び医療関係者	橿原市民生児童委員協議会代表	小西 満洲男	
〃	橿原市障害者団体協議会代表	寺前 耕一	
〃	橿原市保育協議会代表	伊瀬 哲也	
〃	橿原市NPO法人連絡会代表	上田 琢也	
〃	橿原市ボランティア連絡協議会代表	山田 祐己	
〃	橿原市内老人福祉施設代表	大森 岩一郎	
〃	橿原地区医師会代表	橋本 浩	
〃	橿原市歯科医師会代表	辻之内 基文	
学校教育関係者	橿原市小学校長会代表	米田 博一	
警察及び消防関係者	橿原警察署 地域総務課長	竹田 和史	
〃	奈良県広域消防組合 橿原消防署 救急課長	南里 拓哉	

## 檀原市地域福祉推進連絡協議会規約

制定 平成 22 年 8 月 10 日

改正 平成 24 年 6 月 28 日

平成 26 年 7 月 9 日

### (目的)

第 1 条 この組織は、檀原市内の 16 小学校区地域福祉推進委員会（以下「推進委員会」という。）相互間及び関係機関との連絡調整、情報の共有及びその連携を図ることにより、檀原市における地域福祉を推進することを目的とする。

### (事業)

第 2 条 この組織は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 檀原市地域福祉推進計画の策定及び変更
- (2) 地域福祉の推進に関する企画及び調査研究
- (3) 相互間及び関係機関との連絡調整、情報の共有及びその連携
- (4) その他地域福祉の推進のため必要な事業

### (名称)

第 3 条 この組織は、檀原市地域福祉推進連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）という。

### (委員)

第 4 条 連絡協議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 推進委員会会長
- (2) 檀原市自治委員連合会会長
- (3) 檀原市民生児童委員協議会会長
- (4) 檀原市福祉部長
- (5) 檀原市社会福祉協議会常務理事

### (役員)

第 5 条 連絡協議会に役員として、会長 1 人、副会長 2 人及び会計 1 人を置く。

2 会長は、檀原市自治委員連合会会長をもって充て、副会長は、会長の指名により選任する。

3 会長は、連絡協議会を代表し、会務を統括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 会計は、委員の互選により選任し、会長の命を受け、連絡協議会の会計事務を行う。

### (役員任期)

第 6 条 役員任期は、2 年とする。

2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第 7 条 連絡協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

### (会計年度)

第 8 条 連絡協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

### (庶務)

第 9 条 連絡協議会の庶務は、檀原市福祉部福祉総務課及び檀原市社会福祉協議会において処理する。

### (その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成22年8月10日から実施する。

附 則

この規約は、平成24年6月28日から実施する。

附 則

この規約は、平成26年7月9日から実施する。

## 地域福祉推進連絡協議会委員名簿

(敬称略)

選出団体等	氏名	備考
檀原市自治委員連合会 会長	米田 勝彦	会長
檀原市民生児童委員協議会 会長 鴨公小学校区地域福祉推進委員会 会長	小西 満洲男	副会長
真菅小学校区地域福祉推進委員会 会長	松本 敏男	副会長
畝傍南小学校区地域福祉推進委員会 会長	軽島 甚吉	会計
耳成小学校区地域福祉推進委員会 会長	西岡 昭雄	
耳成南小学校区地域福祉推進委員会 会長	中上 綾子	
耳成西小学校区地域福祉推進委員会 会長	山本 史郎	
晩成小学校区地域福祉推進委員会 会長	田中 通子	
香久山小学校区地域福祉推進委員会 会長	柘田 義夫	
畝傍東小学校区地域福祉推進委員会 会長	武澤 元一	
畝傍北小学校区地域福祉推進委員会 会長	長屋 喜一	
白檀南小学校区地域福祉推進委員会 会長	工藤 英俊	
白檀北小学校区地域福祉推進委員会 会長	中井 靖教	
今井小学校区地域福祉推進委員会 会長	米川 憲久	
真菅北小学校区地域福祉推進委員会 会長	村田 謙二	
金橋小学校区地域福祉推進委員会 会長	柘谷 佐千代	
新沢小学校区地域福祉推進委員会 会長	梅本 長美	
檀原市 福祉部長	間瀬 彰久	
檀原市社会福祉協議会 常務理事	岩田 弘子	

## 檀原市地域福祉推進計画庁内検討委員会設置規程

平成 24 年 9 月 11 日訓令甲第 24 号  
改正 平成 26 年 4 月 1 日訓令甲第 10 号  
平成 28 年 4 月 1 日訓令甲第 21 号  
平成 30 年 6 月 25 日訓令甲第 33 号

### (設置)

第 1 条 檀原市が社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の市町村地域福祉計画として策定した檀原市第 3 期地域福祉推進計画（以下「地域福祉推進計画」という。）に定める施策の検証及び評価を行うため、檀原市地域福祉推進計画庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第 2 条 委員会が所掌する事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域福祉推進計画に定める施策の検証及び評価に関すること。
- (2) その他地域福祉推進計画に関し市長が必要と認める事項に関すること。

### (組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は福祉部長をもって充て、副委員長は健康部長をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

### (委員長及び副委員長)

第 4 条 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者を出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

### (庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、福祉部福祉総務課において処理する。

### (その他)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

この規程は、令達の日から実施する。

附 則（平成 26 年 4 月 1 日訓令甲第 10 号）

1 この規程は、令達の日から実施する。

2 檀原市発達障害者支援体制整備事業連絡協議会規程（平成 21 年檀原市訓令甲第 23 号）は廃止する。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日訓令甲第 21 号）

この規程は、令達の日から実施する。

附 則（平成 30 年 6 月 25 日訓令甲第 33 号）

この規程は、令達の日から実施する。

別表（第3条関係）

橿原市地域福祉推進計画庁内検討委員

職名
福祉部副部長（福祉総務課、生活福祉課担当）
福祉部副部長（障がい福祉課、介護保険課、地域包括支援課担当）
健康部副部長（子育て支援課、こども未来課、各保育所担当）
企画政策課長
危機管理課長
市民協働課長
人権政策課長
福祉総務課長
生活福祉課長
介護保険課長
地域包括支援課長
健康増進課長
子育て支援課長
住宅政策課長
教育総務課長
学校教育課長
社会教育課長

## 庁内検討委員会委員名簿

(平成31年1月現在)

職名	氏名	備考
福祉部長	間瀬 彰久	委員長
健康部長	吉田 雄一	副委員長
福祉部副部長	福井 和夫	福祉総務課、生活福祉課担当
福祉部副部長	渡海 恒	介護保険課、地域包括支援課担当 兼 障がい福祉課長
健康部副部長	井原 ひろみ	子育て支援課、各保育所担当 兼 こども未来課長
企画政策課長	中井 孝	
危機管理課長	中垣 博美	生活安全部副部長
市民協働課長	北場 美加	
人権政策課長	松村 恒雄	市民活動部副部長
福祉総務課長	吉田 紀子	事務局
生活福祉課長	西峯 光明	
介護保険課長	吉村 元宏	
地域包括支援課長	森本 典子	
健康増進課長	川田 靖代	
子育て支援課長	池田 由美子	
住宅政策課長	松永 伸生	
教育総務課長	岩本 仁	
学校教育課長	戸田 高志	
社会教育課長	高井 剛	教育委員会事務局副局長



◆用語の説明

行	語 句	解 説
ア	SNS (エス・エヌ・エス)	「Social Networking Service」の略で、インターネット上で、人と人とのつながりを作ることを可能とするサービスの総称。
	NPO (エヌ・ピー・オー)	「Non-Profit Organization」の略で、さまざまな社会貢献活動を行い、私営営利を目的としない団体のこと。その中で「特定非営利活動促進法」に基づき法人格を取得した団体を特定非営利活動法人、通称「NPO法人」と呼称する。
カ	協働	住民・行政・企業など複数の主体が同じ目的のために、対等の立場で協力して共に働き、活動すること。
	傾聴ボランティア	単に話を聴くだけでなく、心で聴いて受け止める「傾聴」の技法・技能を修得して、福祉施設等を訪問するボランティア。
	健康かしはら 21 (第2次) 計画	国の「健康日本 21 (第2次)」の地方計画として、「なら健康長寿基本計画」とも連動しながら、市の健康増進として平成 25 年度に策定したもので、市や各種団体が積極的な市民の健康づくりのための支援を行う計画。平成 29 年度に中間見直しを行い、後期計画を策定している。
	権利擁護	高齢や障がいのために、自らの権利を適正に行使することが困難である人に対して、権利が行使できるように支援すること。また、高齢や障がいのために、自らの権利が不正に侵害されている人に対して、当該権利侵害を除去するための支援をすること。
	孤独死	一人暮らしの高齢者等が、自宅等で死亡し、その事実が長期間誰にも気づかれなかった場合を指す。
	子ども・子育て支援事業計画	「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づき、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びにそれに対応する提供体制の確保の内容及び実施時期について定めており、子ども・子育て支援事業等を総合的かつ計画的に進めるための計画。
サ	災害時要配慮者	災害発生時に、情報収集や避難、避難所での生活などが円滑に行いにくい立場にあり、特に配慮が必要な人（高齢者、障がい者、乳幼児等）のこと。
	社会福祉	個人の自己責任では解決できない生活上のさまざまな問題に対して、社会的なサービスを提供することにより、生活の安定や自己実現を支援すること。
	生涯学習	学習しようとする者の自由な意志に基づいて、それぞれにあった方法で生涯にわたって学習していくこと。平成 2 年（1990 年）生涯学習振興法で法制化。
	障がい者福祉基本計画 障がい福祉計画	障がい者福祉基本計画は、「障害者基本法」に基づき、市の障がい者施策の基本的方向や目標を総合的に定める計画のこと。また、障がい福祉計画は「障害者総合支援法」に基づき、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業を円滑に実施するための見込み量とサービス確保の方策を定めた計画であるとともに、障がい者福祉基本計画の生活支援分野にかかる実施計画としても位置付けられる。

行	語 句	解 説
サ (続き)	生活支援コーディネーター	地域の支え合いの活動を発掘したり、新たな支え合いの担い手の養成をはじめ、活動の推進役を担う者。また、サービスを必要としている人と、地域のサービスを結びつけるマッチング機能を担っている。
	成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分ではない人について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法的に支援する制度。
	送迎ボランティア	高齢者や障がい者などの外出援助を行い、地域福祉の向上を図ることを目的としたボランティア。市社協による「コミュニティ自動車貸与事業」を利用して実施している。
タ	第1号被保険者	介護保険の被保険者のうち、65歳以上の人。
	地域学級	地域住民が地域の課題に向き合いそれらを解決する学習やボランティア活動などを通じて、生涯学習を推進することを目的としている学習の場。
	地域共生社会	制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
	地域ケア会議	高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた会議。
	地域コミュニティ	地域住民が消費、生産、労働、教育、福祉・衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りなどの活動を通じて住民相互の交流が行われている地域社会を指す。
	地域福祉	みんなが住み慣れた地域でしあわせに暮らしていけるように、みんなで支え合うまちづくりを進めていくこと。
	地域福祉行動計画 (アクションプログラム)	小学校区ごとの地域福祉活動の行動方針を定めた中期計画。
	地域包括ケアシステム	重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステムのこと。(69ページ参照)
	地域包括支援センター	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、介護・福祉・保健・医療のさまざまな問題に対して、総合的なマネジメントを行い、支援していく中核機関。
	DV (ディー・ブイ)	「Domestic Violence」の略で、同居関係にある配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力のこと。また、同居の有無を問わず、元夫婦や恋人など近親者間に起こる暴力全般を指す場合もある。

行	語 句	解 説
ハ	8050 問題 (ハチマルゴーマル)	「80」代の高齢の親が「50」代のひきこもりの子どもの世話をしており、精神的、経済的にも問題を抱え、孤立してしまっている家庭のこと。近年、このような家庭が増えており、社会問題となっている。(66 ページ参照)
	パブリックコメント	各種の行政計画の策定において、事前に計画内容を公表して住民から意見を募集し、その内容を考慮するとともに意見に対する行政の考え方を公表する一連の手続きのこと。
	バリアフリー	「障壁がないこと」を指す。障がい者、高齢者などの行動を阻害するような建築等の物理的なバリア、さらに人間の心理的なバリア、そして社会的制度におけるバリアなど、すべての「障壁」を取り除くことによって、生活環境をより豊かにしていこうとすること。
	避難行動要支援者	災害時などにおいて自力での避難が難しく、家族以外からの避難支援を必要とする高齢者や障がい者などのこと。(74 ページ参照)
	被保護人員数	生活保護を受けている人の人数。
	福祉サービス	高齢者や障がい者、児童など、日常生活を送ることが困難な人が安心して生活するために受けるさまざまなサービスのこと。
	ふれあい・いきいき祭	市民に対する健康づくり及び社会福祉制度の啓発を行い、乳幼児から高齢者までの生涯にわたる健康と地域福祉の推進を目的に、市と市社協が共同で開催しているイベント。
	ふれあいサロン	いきいきと活動的な生活を送るためのきっかけづくりとなる地域での「集い」の場。各地区公民館等を拠点に実施されている。市内在住の 65 歳以上の人が対象となる。
マ	民生委員・児童委員	社会奉仕の精神をもって、地域住民の福祉全般に関する困りごとや心配ごとに対し、常に住民の立場に立って相談にのったり、援助を行ったりする者。
ヤ	ユニバーサルデザイン	障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方。障壁を取り除くことをバリアフリーというのに対し、初めから障壁をつくらないという考え方がユニバーサルデザイン。
	要介護(要支援)認定	介護保険制度において、被保険者が介護を要する状態であることを保険者である市町村が認定するもの。介護保険は被保険者証を持っているだけでは保険給付を受けることはできないため、要介護認定を受けなければならない。
ラ	ライフスタイル	社会や集団で共通している生活上の認識、生活の仕方。
	療育手帳	知的障がいのある方が各種サービスを受けるために必要な手帳。
	老人福祉計画・介護保険事業計画	老人福祉計画は、高齢者の健康づくりと福祉の増進を包括的・総合的に進める計画のこと。また、介護保険事業計画は、高齢者の自立支援を目的とし、介護予防と在宅介護に重点を置き、地域の実情に合ったしくみとして持続可能な介護保険事業運営をめざす計画のこと。

**橿原市第4期地域福祉推進計画** 平成31年（2019年）3月

編集・発行

**橿原市**

〒634-8586 橿原市八木町1丁目1番18号

TEL : 0744-22-4001 FAX : 0744-25-7857

ホームページ <http://www.city.kashihara.nara.jp/>

**社会福祉法人 橿原市社会福祉協議会**

〒634-0065 橿原市畝傍町9番地の1（橿原市保健福祉センター南館）

TEL : 0744-29-3880 FAX : 0744-29-4400

ホームページ <http://ww9.sakura.ne.jp/>

**橿原市地域福祉推進連絡協議会**